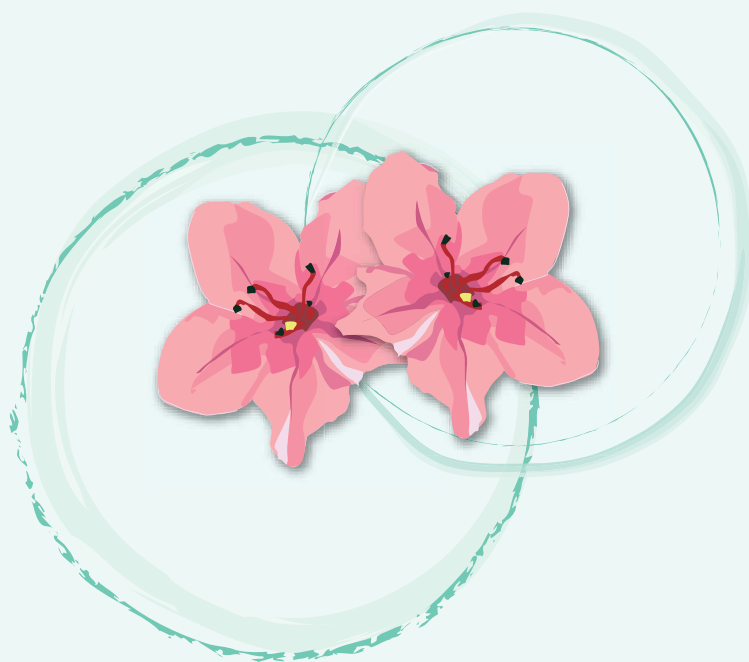


第4期 さかい男女共同参画プラン (改定)
後期実施計画

2017年度(平成29年度)～2021年度(平成33年度)



はじめに

本市は、1995年（平成7年）1月に全国初の男女共同参画宣言都市となり、2002年（平成14年）4月には府内初の「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を施行しました。このたび、この条例に基づく計画である「第4期さかい男女共同参画プラン」（2012年度（平成24年度）～2021年度（平成33年度））の策定から5年が経過いたしました。

この間、少子高齢化とそれに伴う生産年齢人口の減少やライフスタイルの多様化など、社会経済情勢の変化が進む中、「女性の活躍推進」に注目が集まり、2015年（平成27年）8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。

また、2016年（平成28年）には「働き方改革担当大臣」が新しく設けられ、国をあげての長時間労働の是正が始まりました。

働きたい女性が能力を十分に発揮して働くためには、これまでの長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行（男性中心型労働慣行）の見直しと、男性の家事や育児、介護等家庭生活への参画が必要不可欠です。

本市では、男女がともに仕事と生活の調和のとれた生き方ができるように、ワーク・ライフ・バランスの推進や、男性の家庭生活への参画を促進する取組を実施してきました。

2015年度（平成27年度）の「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の結果では、「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」という考え方に反対する人の割合は、男女とも5年前の同調査より増えていますが、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、男性の家事・育児に関わる時間も減少しています。

このような状況をふまえ、本市では、すべての人がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、さらに実効性を高めるため、「第4期さかい男女共同参画プラン」の見直しを行いました。

このプランの推進にあたっては、行政だけでなく、市民、事業者・企業、関係団体・関係機関の皆様と連携・協働し、積極的に取り組むことが重要であり、皆様のなご一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プランの見直しにあたり、熱心なご審議をいただき、答申をまとめていただきました堺市男女平等推進審議会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントにおいて、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

2017年（平成29年）3月

堺市長 竹山 修身

目 次

第1章 計画の策定（改定）にあたって

1.	計画策定（改定）の経緯	1
2.	計画の基本的な考え方	1
	（1）目的及び基本理念	1
	（2）めざすべき社会	2
	（3）計画の位置づけ	2
	（4）計画期間	2
3.	計画策定（改定）の背景	3
	（1）男女共同参画施策の動向	3
	① 世界の動き	3
	② 国・府の取組	3
	③ 堺市の取組	4
	（2）堺市を取り巻く最近の社会経済情勢について	5
	① 少子高齢化の進行	5
	② 依然として不安定な雇用情勢と貧困の拡大	6
	③ 単身世帯やひとり親世帯*の増加	8
	（3）第4期さかい男女共同参画プラン（前期実施計画） における取組の成果と課題	9
	① 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*の推進」への取組	9
	② 「すべての人が安心して暮らせる環境の整備」への取組	10
	③ 「子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進」への取組	11
	④ 「地域における男女共同参画の推進」への取組	12
	⑤ 「男女共同参画による都市魅力の創出」への取組	13

第2章 施策の基本的方向（体系）

1.	視点	15
2.	基本課題	16
3.	社会経済情勢等をふまえて優先的に取り組むべき重点項目	16
4.	計画達成に向けた進行管理	17
5.	計画体系図	17
6.	計画概念図	18
7.	計画の施策体系図	19

※文中の用語で右上に*印のあるものは、巻末に用語解説を掲載しています。

第3章 施策の基本的方向

1. 基本計画（10年間の基本方向）及び 施策の具体的展開（後期5年間の実施計画）	21
基本課題1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*の推進	21
（1）人間らしい生活を送るための働き方の見直し	23
（2）女性の活躍による経済の活性化	26
（3）男性の働き方の見直し	29
（4）育児・子育て・介護支援の充実	31
基本課題2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備	34
（1）女性に対する暴力の根絶	35
（2）子ども虐待の防止	39
（3）自立と安定した生活を送るための支援	41
（4）生涯にわたる健康支援	46
基本課題3 子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進	50
（1）男女平等教育の推進	51
（2）男性にとっての男女共同参画	55
（3）高齢者にとっての男女共同参画	59
基本課題4 地域における男女共同参画の推進	61
（1）活力ある地域活動の推進	62
（2）地域での支えあいによる育児・子育て・介護支援等の充実	65
（3）男女共同参画の視点に立った防災・環境その他の分野における 安全・安心なまちづくり	67
基本課題5 男女共同参画による都市魅力の創出	70
（1）ジェンダー平等*に向けた意識の変革	71
（2）政策方針決定過程への女性の参画促進	74
（3）ジェンダー平等*に向けた国際的協調	77
2. 計画の推進にあたって	79
3. 成果指標（アウトカム指標）一覧	81

参考資料

堺市男女平等推進審議会審議経過	85
堺市男女平等推進審議会委員名簿	86
パブリックコメントの結果について	87
用語解説	88
条例・規則・法律・条約	97
男女共同参画に関する国内外の動き	120

第1章

計画の策定(改定)にあたって

1 計画策定（改定）の経緯

堺市では、2002年（平成14年）3月に「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。この条例の理念に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定し、さまざまな取組を実施しています。第4期さかい男女共同参画プランの計画期間は、2012年度（平成24年度）から2021年度（平成33年度）となっています。

このたび計画の中間年度を迎えるにあたり、策定以後の社会情勢の変化、またこれまで実施してきた施策をふまえ、目標年度に向けて実効性をいっそう高めていくため、後期実施計画の策定を中心とした計画内容の一部改定を行うものです。

2 計画の基本的な考え方

(1) 目的及び基本理念

この計画は、これまでの固定化された男女の役割にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮するとともに、あらゆる分野に対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会*の実現を目的とし、条例に規定する7つの基本理念に基づくものです。

【7つの基本理念】（「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」から要約）

- ①個人の人権の尊重
- ②社会における制度・慣行の見直し
- ③政策等の立案・決定への対等な参画
- ④家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- ⑤性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ⑥男女の性別にとどまらないあらゆる人の人権の配慮
- ⑦国際社会との協調

(2) めざすべき社会

この計画は、男女共同参画社会*の実現をめざします。

計画がめざす男女共同参画社会*とは・・・

- ①すべての人が性別にかかわらず、人権が尊重され、尊厳を持って生きることのできる社会
- ②個性と能力を十分に発揮することができ、共に責任を担う多様性に富んだ活力ある社会
- ③性別による決め付けがなく、誰もが仕事と生活の調和がとれた豊かな人生を送ることができる社会
- ④国際的に評価の高い男女平等社会

(3) 計画の位置づけ

本計画は、条例第10条に定める「男女平等推進施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」です。「男女共同参画社会基本法*」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」にあたります。

また、堺のまちづくりの指針である「堺市マスタープラン」を上位計画とし、他の行政計画とも連携し、行政のあらゆる分野の施策等を、男女共同参画の視点をもって進めるための指標となる総合的な計画です。

さらに、本計画の第3章「施策の基本的方向」のうち、基本課題1「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*の推進」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」*（以下、「女性活躍推進法」*という。）第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」とします。

(4) 計画期間

この計画の期間は、2012年度（平成24年度）から2021年度（平成33年度）までの10年間となっており、具体的な施策を取り組む実施計画部分については、2012年度（平成24年度）から2016年度（平成28年度）までを前期実施計画期間、2017年度（平成29年度）から2021年度（平成33年度）までを後期実施計画期間としています。



男女共同参画

男女共同参画シンボルマーク（内閣府）

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。

3 計画策定（改定）の背景

（1）男女共同参画施策の動向

① 世界の動き

男女共同参画の取組は、国際連合（以下、「国連」という。）を中心として「平等・開発・平和」という目標達成のための世界規模の動きと連動し、推進されてきています。

1995年（平成7年）到北京で開催された第4回世界女性会議において「北京宣言及び行動綱領」が採択されたのに続き、2005年（平成17年）の「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」及び2010年（平成22年）の「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」で、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。

また2011年（平成23年）に、これまで女性の地位向上を進めてきた4つの機関を統合、強化した「ジェンダー平等*と女性のエンパワーメント*のための国連機関（略称：UN Women*）」が発足し、女性の政治参画とリーダーシップの促進、女性の経済的エンパワーメント*、女性・女兒に対する暴力の根絶などを重点分野として取り組んでいます。

さらに国連は2015年（平成27年）9月、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、人間、地球及び繁栄のための行動計画として「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げました。この目標の5つめには「ジェンダー*の平等を達成し、すべての女性と女兒のエンパワーメント*を図る」が位置づけられています。

国連以外の国際機関においても男女共同参画に関する重要な取組が進められています。国際労働機関（略称：ILO）は、1919年（大正8年）の創設以来、すべての働く男女の権利の促進および男女平等の達成に深く関わってきました。2009年（平成21年）6月に開かれた第98回総会では「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）*の中心にあるジェンダー平等*」をテーマとして取りあげ、仕事の世界における男女平等を実現するための具体的な方策を検討・提案しています。

② 国・府の取組

国においては、1977年（昭和52年）に初の「国内行動計画」を策定し、以後、国際的な動きを受けて、総合的、体系的な取組を進めてきました。

1985年（昭和60年）に「女性（女子）差別撤廃条約*」を批准、1996年（平成8年）には「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法*」を制定し、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会*の実現を、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において施策や法整備を推進しています。しかし、男女格差を測る国際的指数GGI（ジェンダーギャップ指数）*で

は、2016年（平成28年）現在、日本は144か国中111位と非常に低い状況です。これは、国会議員に占める女性比率等政治分野、管理職に占める女性比率等経済分野の値が低いことが要因です。国際社会において日本のジェンダー平等*政策は大きく後れをとっていると言わざるをえません。

このような中、2015年（平成27年）8月には「女性活躍推進法」*が成立し、国における男女共同参画社会*の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」では、「あらゆる分野における女性の活躍」を柱の一つとして、その推進のために男性中心型の労働慣行を変革する必要性を強く打ち出しています。同時に、女性活躍とは対極の困難な状況にある女性への支援、女性に対するあらゆる暴力の根絶なども改めて強調しています。また、女性議員を増やすことを後押しするため、国政選挙などで男女の候補者の数をできるかぎり「均等」にするよう政党に努力を求める法整備が進められるとともに、性犯罪の罰則強化や強姦罪の名称・内容の見直し及び非親告罪化などを盛り込む刑法改正に向け動き出しました。

大阪府では、男女共同参画社会基本法*により都道府県男女共同参画計画策定が法定化される以前から、府独自に計画を策定し、以後、見直しを重ねながら取組を進めてきました。2016年（平成28年）3月には、「あらゆる分野における女性の活躍」を冒頭に位置付けた、「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」が策定されました。

③ 堺市の取組

堺市では2002年（平成14年）3月に大阪府下の市町村で初めて「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、同年10月に「第3期さかい男女共同参画プラン」を条例が規定する基本計画と位置づけ、男女共同参画施策を推進してきました。この計画の期間満了後、後継計画として、2012年度（平成24年度）から2021年度（平成33年度）までの10年間を計画期間とする現行の「第4期さかい男女共同参画プラン」を策定し、男女平等推進施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進しているところです。

この間、堺市は2005年（平成17年）2月の美原町との合併を経て、2006年（平成18年）4月に政令指定都市へ移行し、区役所を中心に、より地域の実情に応じた行政サービスを提供することが可能になりました。2009年（平成21年）には「日本女性会議2009 さかい」を多くの市民とともに開催し、ジェンダー主流化*へのアプローチと男女共同参画社会*の実現に向けた交流・情報発信を展開しました。また、2014年（平成26年）3月には、UN Women*が取り組む「セーフシティーズ・グローバル・イニシアティブ」に、先進国で2番目、国内では初めて正式参加し、「堺セーフシティー・プログラム」として女性や子どもに対する暴力のない安全安心なまちづくりを進めるとともに、同年11月には市長が自治体首長初の「イクボス*宣言」をし、ワーク・ライフ・バランス*の推進にも力を入れているところです。

(2) 堺市を取り巻く最近の社会経済情勢について

① 少子高齢化の進行

堺市の合計特殊出生率*《図1》は、人口を維持するために必要とされる2.07を大きく下回っており、2010年（平成22年）以降1.43から1.41の間を推移しており、2014年（平成26年）は全国平均の1.42とほぼ同値の1.43となっています。

また、年齢3区分の構成比《図2》をみると、生産年齢人口（15～64歳）は2005年（平成17年）の67.0%から2010年（平成22年）の63.4%、2015年（平成27年）の59.5%と減少を続けている一方、65歳以上の人口は、2005年（平成17年）の18.8%から2010年（平成22年）の22.6%、2015年（平成27年）の26.9%と増加しています。

このような少子高齢化、労働力人口の減少という状況において、経済の活性化と社会の持続的な発展のため、また多様化する社会ニーズに対応するため、女性や高齢者など多様な人材が経済活動、地域活動に参画することが重要です。

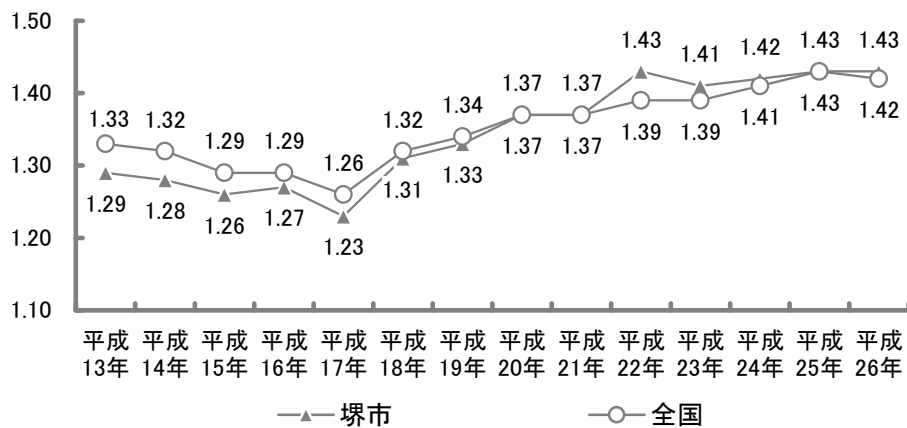


図1 合計特殊出生率*の推移 (堺市・全国) 堺市調べ

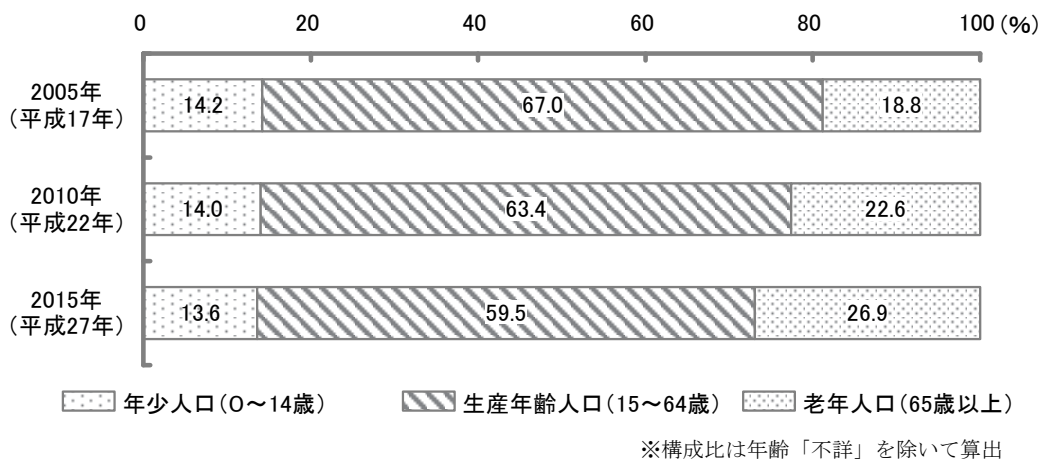


図2 年齢3区分の構成比 (堺市) 資料/国勢調査 (平成17・22・27年)

② 依然として不安定な雇用情勢と貧困の拡大

堺市における完全失業率*《図3》は、全国平均よりも高い水準で推移しており、2010年（平成22年）の全国平均6.4%に対し、7.3%となっています。また、堺市の生活保護率《図4》も全国平均および政令市平均よりも高く、2016年（平成28年）4月1日時点で、31.0‰（人口1,000人あたり31人）となっています。

堺市の非正規雇用者の割合《図5》は全国平均よりもやや高めで推移しています。また、非正規雇用者の割合を男女別でみると《図6》、2012年（平成24年）堺市では、女性の6割以上が非正規雇用者であり、男女間の差が顕著となっています。

非正規雇用は、雇用が不安定、賃金が低い等の問題が指摘されており、女性が結婚、出産しても働き続けられる職場環境の整備や、経済格差が教育格差につながる等貧困の連鎖が生じないよう切れ目のないきめ細かな支援が必要です。

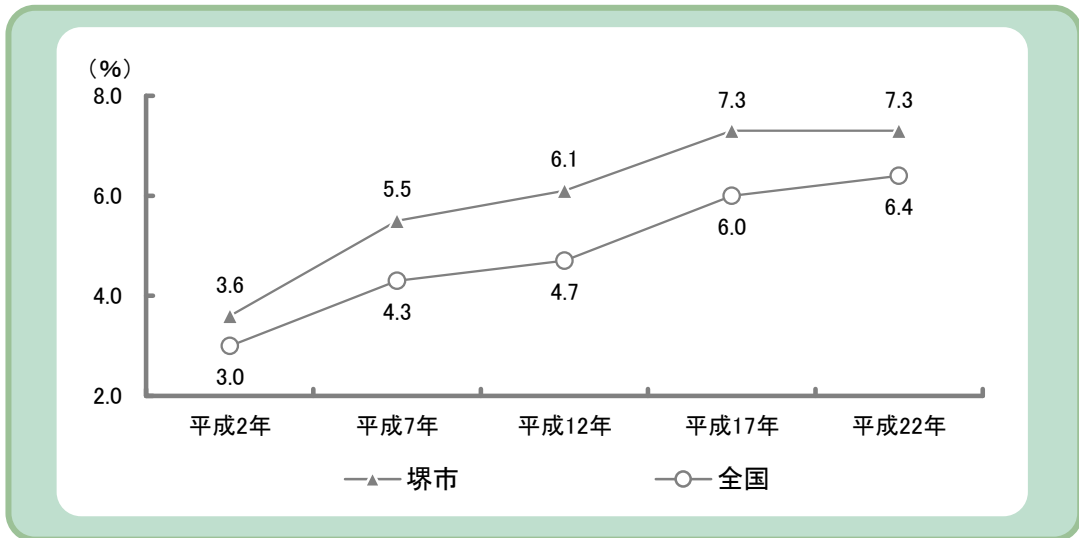


図3 完全失業率*の推移（堺市・全国） 資料／国勢調査（平成2・7・12・17・22年）

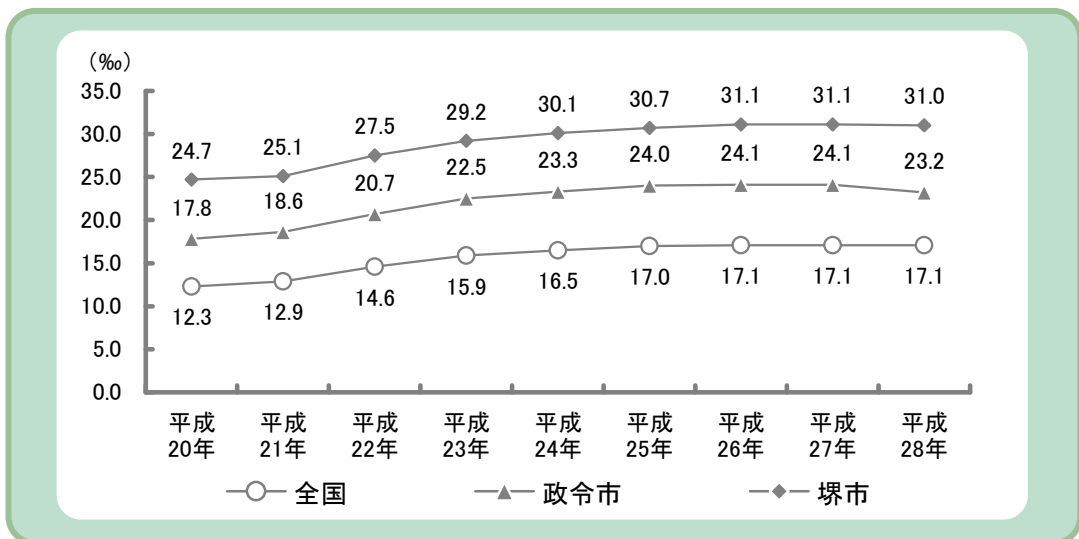


図4 生活保護率（千分比）の推移（堺市・政令市・全国） 資料／生活保護速報（各年4月1日時点）

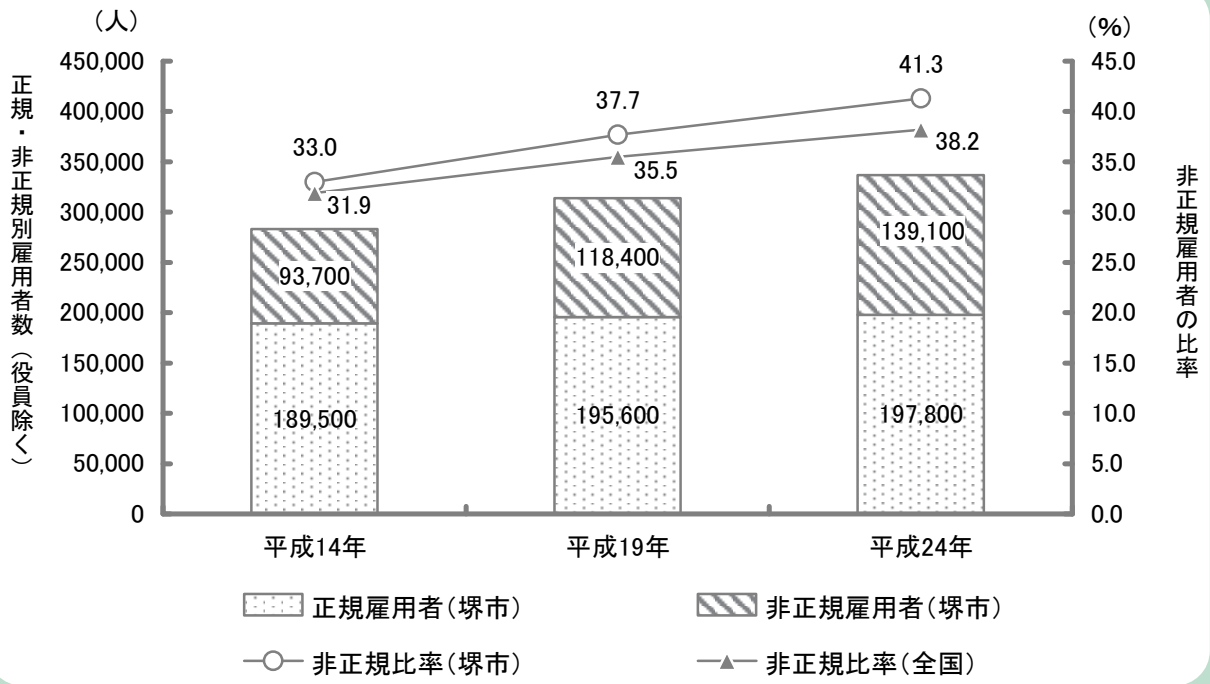


図5 非正規雇用者比率の推移（堺市・全国） 資料／就業構造基本調査（平成14・19・24年）

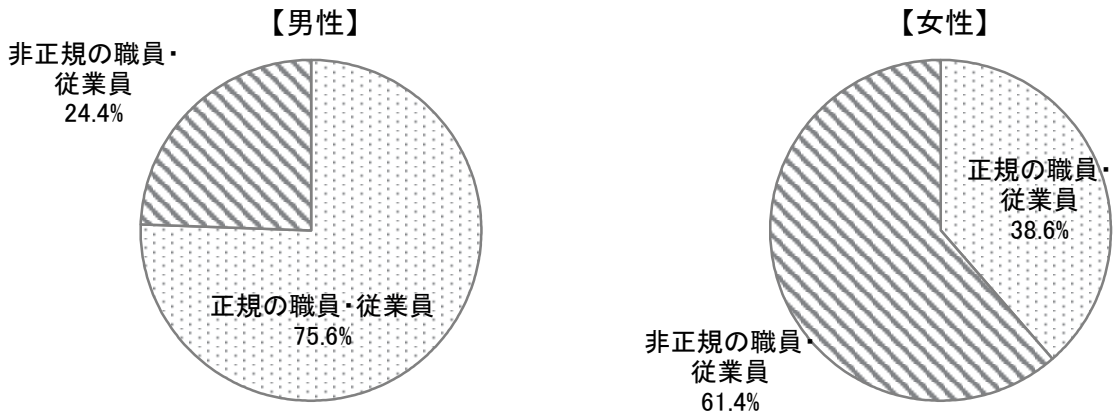


図6 従業上の地位、男女別（堺市） 資料／就業構造基本調査（平成24年）

③ 単身世帯やひとり親世帯*の増加

堺市では、単身世帯《図7》が2005年（平成17年）の81,200世帯（25.5%）から2010年（平成22年）の103,487世帯（30.1%）、2015年（平成27年）の110,797世帯（31.7%）と増えています。また、男親と子ども世帯は2005年（平成17年）・2010年（平成22年）・2015年（平成27年）とも同数の1.4%となっている一方、女親と子ども世帯は2005年（平成17年）の8.6%、2010年（平成22年）の8.9%、2015年（平成27年）の9.0%と増加傾向にあり、ひとり親世帯*の中で高い割合を占めています。

単身世帯のうち、65歳以上の高齢者《図8》は2015年（平成27年）現在46,134世帯で全単身世帯の41.6%となっており、うち31,985世帯、すなわちひとり暮らしの高齢者の10人に7人が女性です。

自治会加入率が低下するなど地域のつながりが希薄化する中、これら高齢単身世帯やひとり親世帯*が生活不安や困窮状態に陥ることのないよう、雇用の安定や生活環境の確保等、自立生活を支援するとともに、地域社会への参加を促進する工夫が必要です。

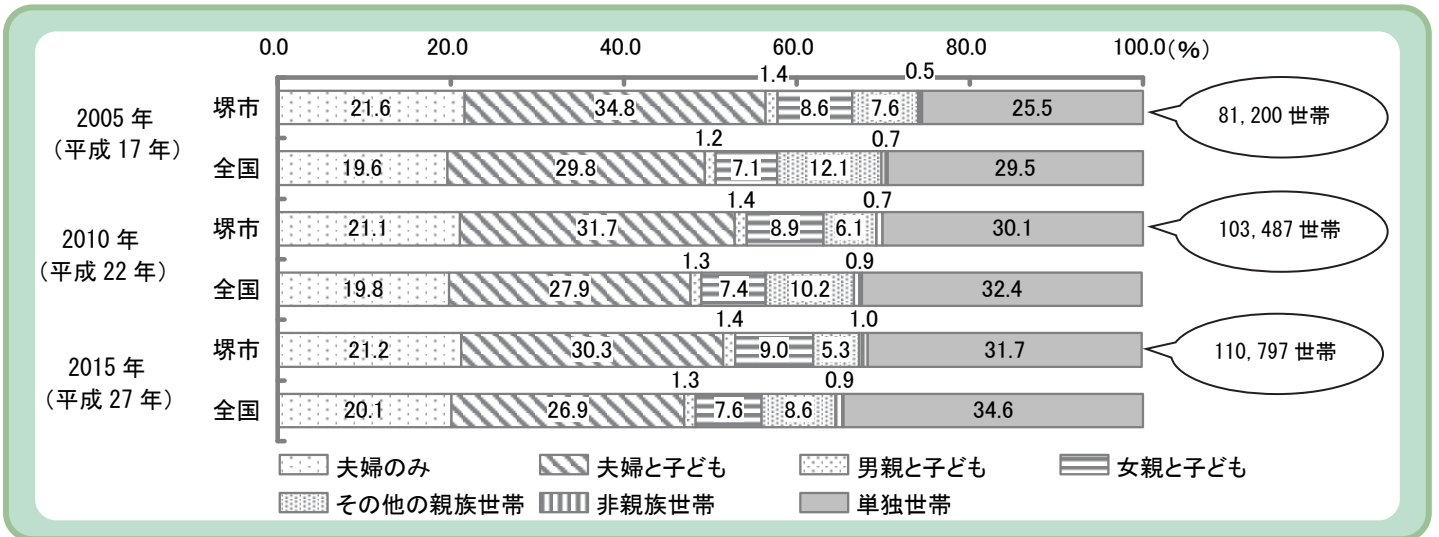


図7 家族類型別世帯構成比の推移(堺市・全国) 資料/国勢調査(平成17・22・27年)

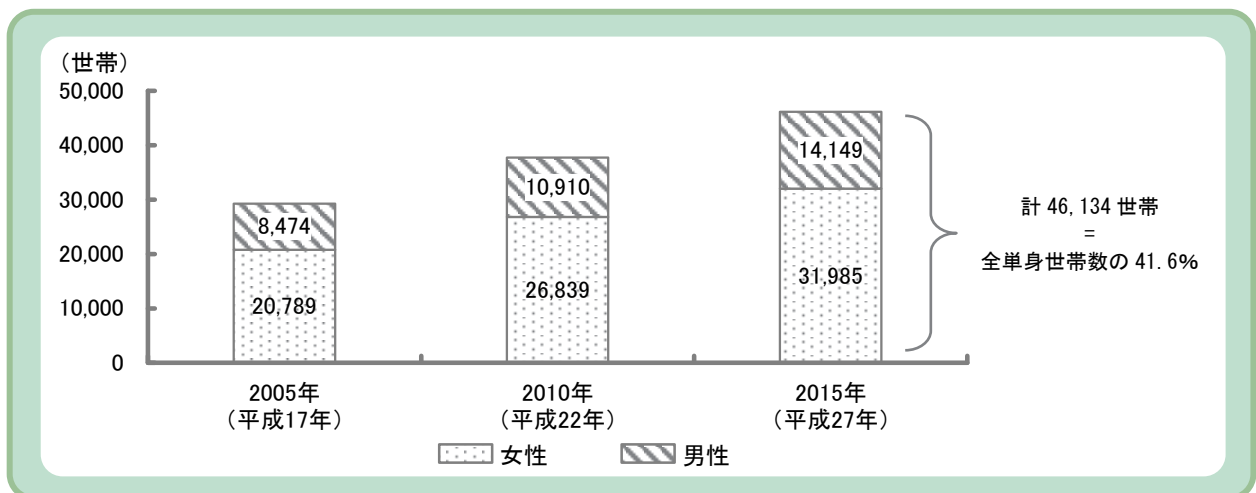


図8 高齢単身世帯(65歳以上)の推移(堺市) 資料/国勢調査(平成17・22・27年)

(3) 第4期さかい男女共同参画プラン（前期実施計画）における取組の成果と課題

①「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*の推進」への取組

成果指標（アウトカム指標）		策定時 (平成24年3月)	最新値	目標 (平成33年度)
「ワーク・ライフ・バランス*」という言葉の認知度		20.3% (平成22年11月)	24.6% (平成27年11月)	50%以上
「年齢や性別にかかわらず、能力を十分に発揮できる環境が整っている」と答えた人の割合 (「そう思う」「ある程度そう思う」の計)		27.1% (平成22年7月)	28.9% (平成25年7月)	70%
★市の男性職員育児休業取得率		3.4% (平成22年度)	6.1% (平成27年度)	13%
男性の家事に関わる平均時間／6歳未満の子どもを持つ男性の育児に関わる平均時間（平日／1日当たり）	家事	0時間48分 (平成22年11月)	0時間46分 (平成27年11月)	2時間30分
	育児	1時間10分 (平成22年11月)	0時間58分 (平成27年11月)	

本市では、男女がともに仕事と生活の調和のとれた生き方ができるように、労働関連各種法令等の情報提供を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス*の考え方や必要性を啓発するためのセミナー等を実施してきました。また、講座や啓発冊子を通じて、これまで仕事中心の生活を送ってきた男性に、家庭生活、地域生活への参画を促してきました。

重点項目の一つである、市の男性職員の育児休業取得率は上昇傾向にあります。ワーク・ライフ・バランス*のモデルケースとなるべく、一層向上させるための取組が必要です。

一方、2015年（平成27年）に実施した「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（以下、「市民意識・実態調査」という。）の結果では、男性の家事・育児に関わる時間は5年前の同調査より減少しており、家庭生活の負担が女性に偏っているという不均衡な実情が依然あります。男性の側でも、仕事中心の生活から、家事や地域活動により多く時間を使いたいと思う一方で、職場の無理解や人事評価への影響を理由に、育児や介護のための休業や休暇をとることに抵抗を覚えているのが現状です。働きたい男女が、育児等をしながらでも希望通りの就業を継続することができ、能力を十分に発揮し、対等に働いているという実感の得られる職場環境にするためには、「ポジティブ・アクション*」の取組の促進とともに、男性正社員を前提とした長時間労働を特徴とする「男性中心型の働き方」の見直しに向けた取組が必要です。

②「すべての人が安心して暮らせる環境の整備」への取組

成果指標（アウトカム指標）		策定時 (平成24年3月)	最新値	目標 (平成33年度)
配偶者暴力防止法（DV防止法）*の認知度		50.6% (平成22年11月)	55.6% (平成27年11月)	100%
子宮がん検診・乳がん検診の受診率 (計画策定時には、堺市民全体でのがん検診の受診率データを保有していなかったため、堺市が実施しているがん検診の受診率を参考値として記載)	子宮がん	【参考値】 25.1% (平成22年度)	40.5% (平成24年度)	50%
	乳がん	【参考値】 17.4% (平成22年度)	38.2% (平成24年度)	50%
子ども虐待に気づいたら通報するよう心がけている市民の割合（「積極的に行っている（心がけている）」「ある程度行っている（心がけている）」の計）		39.2% (平成22年7月)	41.4% (平成25年7月)	100%

本市では、女性に対する暴力の根絶のため、暴力防止の講演会等の開催のほか、DV*やセクシュアル・ハラスメント*防止についての庁内職員研修を実施してきました。

さらに、男女がともに、生涯にわたりライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を図っていただけるよう、様々な健康支援と啓発を行ってきました。

また、子ども虐待防止に向けた「オレンジリボン・キャンペーン*」では、市民の通報義務等について周知を図るとともに、本市独自の取組として、女性に対する暴力根絶に向けた「パープルリボン・キャンペーン*」と共同で広報・啓発活動を行ってきました。

これらの取組が、「市民意識・実態調査」における配偶者暴力防止法（DV防止法）*の認知度及び子ども虐待に気づいたら通報するよう心がけている市民の割合の増加につながっていると考えられます。

DV*や性暴力の被害者の多くは女性であり、固定的な性別役割分担*意識に根差した問題であることを認識し、より一層、暴力の根絶に向けて社会全体で取り組んでいかなければなりません。DV防止法*の周知を含めた市民に対する意識啓発の継続とともに、相談窓口の周知や支援体制の充実など、きめ細かな被害者支援が重要です。また、ひとり親家庭、特に母子家庭においては、さまざまな面で困難を抱えやすく、経済的にも不安定になるリスクが高いため、貧困の世代間連鎖に子どもを陥らせないための総合的な支援も必要です。

男女が互いに心身の健康や性についての正しい知識を身に付けるとともに、性の多様性を認めることの必要性や性的少数者*への理解を深めるため、学校や家庭での教育及び啓発に一層、力を入れていく必要があります。

③「子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進」への取組

成果指標（アウトカム指標）		策定時 （平成24年3月）	最新値	目標 （平成33年度）
女子・男子に対する期待格差	自立できる経済力 （「必ず身につけるべき」と回答した割合の差）	49.6ポイント 女子 37.8% 男子 87.4% （平成22年11月）	43.5ポイント 女子 43.0% 男子 86.5% （平成27年11月）	女子・男子に対する高位の期待値に合わせ格差解消する
	家事・育児の能力 （「必ず身につけるべき」と回答した割合の差）	43.5ポイント 女子 63.2% 男子 19.7% （平成22年11月）	34.9ポイント 女子 59.0% 男子 24.1% （平成27年11月）	
	受けさせたい教育の程度 （大学・大学院を希望する割合の差）	24.0ポイント 女子 54.2% 男子 78.2% （平成22年11月）	17.5ポイント 女子 63.3% 男子 80.8% （平成27年11月）	
★市の男性職員育児休業取得率（再掲）		3.4% （平成22年度）	6.1% （平成27年度）	13%
男性の家事に関わる平均時間／6歳未満の子どもを持つ男性の育児に関わる平均時間（平日／1日当たり）（再掲）	家事	0時間48分 （平成22年11月）	0時間46分 （平成27年11月）	2時間30分
	育児	1時間10分 （平成22年11月）	0時間58分 （平成27年11月）	

重点

本市学校園などでは、ジェンダー*にとらわれない個性を尊重した保育や教育を推進するとともに、教職員研修や保護者等に対する啓発などにより、男女平等教育を進めてきました。

また、男性が家庭生活と仕事、地域生活等を調和させ自立した生活を送ることができるよう、講座や講演会、啓発冊子等で意識改革の促進を図るとともに、育児能力や介護能力を高めるための支援として料理教室や育児教室を開催してきました。

今回の「市民意識・実態調査」をみると、男の子と女の子の将来に対する期待の偏りは解消に向かいつつありますが、男の子には経済力、女の子には家事・育児能力を期待する傾向が依然としてあります。

男女がともに、ジェンダー*にとらわれず主体的に自分自身の生き方を選択していけるよう、学校園や地域社会、家庭における教育が重要であることから、さらなる意識啓発に努める必要があります。また、男性が家庭生活に参画するモデルケースとなるべく、市の男性職員の育児休業取得率を一層向上させる取組も必要です。

第1章

第2章

第3章

参考資料

◆ 計画の策定（改定）にあたって ◆

④「地域における男女共同参画の推進」への取組

成果指標（アウトカム指標）		策定時 (平成24年3月)	最新値	目標 (平成33年度)
男女共同参画交流の広場の認知度	女性	9.7% (平成22年11月)	5.9% (平成27年11月)	女性・男性 それぞれ 50%以上
	男性	11.0% (平成22年11月)	6.1% (平成27年11月)	
NPO*やボランティア等の活動への参加状況・参加意向（「参加したことがある・今後も参加したい」と答えた人の割合）	女性	12.3% (平成22年11月)	14.8% (平成27年11月)	女性・男性 それぞれ 30%以上
	男性	10.7% (平成22年11月)	12.6% (平成27年11月)	
地域の住みやすさの評価	「夜道でも安心して歩くことができる」	19.3% (平成22年11月)	24.1% (平成27年11月)	90%
	「小さな子どもを連れて出かけやすい」	40.2% (平成22年11月)	36.5% (平成27年11月)	90%
	「高齢者が出かけやすい」	35.0% (平成22年11月)	36.3% (平成27年11月)	90%

男女共同参画を進めるためには、市民との協働で、地域が主体的に取り組むことが求められます。本市では、様々な情報や学習機会を提供し、地域活動への参加促進を図るとともに、子育て支援や高齢者の生活支援などにおいて、地域での支えあいをめざした取組を実施してきました。

しかし、「市民意識・実態調査」の結果では、NPO*やボランティアなどの活動への参加意欲は低いままとなっており、その理由として男性の多くが「仕事が忙しい」を挙げていることから、男女がともに地域活動の担い手として活力ある地域社会づくりに参画できるよう、一層の広報啓発と、仕事との両立を可能にするため企業によるワーク・ライフ・バランス*の推進が求められます。

また被災時には、女性や高齢者、子どものニーズが軽視されたり、性暴力被害が平常時より増えるなど、これらの人々がより厳しい立場におかれることを考慮し、とくに避難所運営にあたって女性の参画は欠かせず、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対策を推進する必要があります。

さらに、誰もが夜道を安心して歩くことができ、子連れや高齢者等も出かけやすいまちづくりをめざし、「堺セーフシティ・プログラム」等施策の充実が必要です。

⑤「男女共同参画による都市魅力の創出」への取組

成果指標（アウトカム指標）		策定時 (平成24年3月)	最新値	目標 (平成33年度)	
男女共同参画社会基本法*の認知度		26.0% (平成22年11月)	29.5% (平成27年11月)	100%	
女性（女子）差別撤廃条約*の認知度		13.4% (平成22年11月)	17.3% (平成27年11月)	50%以上	
「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」という考え方に反対する人の割合（「反対（そう思わない）」「どちらかといえば反対（どちらかといえばそう思わない）」の計）	女性	37.5% (平成22年11月)	54.8% (平成27年11月)	女性・男性 それぞれ90%	
	男性	31.4% (平成22年11月)	45.4% (平成27年11月)		
男女の地位が「平等である」と考える人の割合	政治	女性	12.6% (平成22年11月)	10.5% (平成27年11月)	女性・男性 それぞれ90%
		男性	26.3% (平成22年11月)	24.8% (平成27年11月)	
	職場	女性	14.9% (平成22年11月)	17.0% (平成27年11月)	
		男性	25.2% (平成22年11月)	26.3% (平成27年11月)	
	家庭	女性	25.8% (平成22年11月)	25.7% (平成27年11月)	
		男性	38.6% (平成22年11月)	42.4% (平成27年11月)	
重点 ★市の審議会等委員の女性比率		33.4% (平成23年4月)	37.4% (平成28年4月)	40%以上 60%以下	
市の管理職の女性比率（※教職員を除く）		8.7% (平成23年4月)	12.8% (平成28年4月)	12% (後期実施計画では 15%にアップ)	
市教職員管理職の女性比率		17.3% (平成23年4月)	21.1% (平成28年5月)	25%	

本市では、市民一人ひとりの固定的性別役割分担*意識の解消に向け、講座や講演会、冊子等で意識の見直しにつながる情報提供や啓発を行うとともに、地域で男女共同参画を進めるグループへの学習機会の提供とリーダー人材の育成に取り組んできました。

その結果、「市民意識・実態調査」において、「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」という考え方に反対する人の割合は、男女とも増えています。

また、重点項目の一つである市の審議会等委員の女性比率は増加傾向にあります。

しかし、政治、職場、家庭の場で、男女が平等であると感じている女性は、男性と比べて顕著に少なくなっています。性別役割分担意識は、女性の労働や男性の家庭・地域生活への参画の妨げとなり、女性の労働条件や経済的状況の不利、男性の家庭生活の困難にもつながります。

引き続き市が模範を示し、市民や事業者・経営者への啓発を進めていくことが大切です。

第2章

施策の基本的方向(体系)

1 視点

本計画は、堺市の現状や課題をふまえ、次の5つの視点をもって取り組みます。

視点1 男女共同参画施策の推進による社会の活性化

少子高齢化に伴う労働力人口の減少や、多様化する社会のニーズに対応するためには、多様な人材の活躍促進が必要です。経済の活性化と社会の持続的な発展のためにも、固定的な性別役割分担*意識を解消し、性別にかかわらず誰もがそのライフスタイルやライフステージに応じ、仕事と家庭生活や地域活動等を両立できる環境整備を進めることが重要です。

視点2 市民のセーフティネットの充実

経済情勢や雇用環境の変化、家族形態の変容などを背景に、貧困や地域での孤立など、生活上の困難に直面する人が増加しています。市民の生命と尊厳を守り、安全で安心して暮らせるまちとなるよう、庁内外の連携のもと、あらゆる困難をかかえる人々の生活を支えるセーフティネット*を充実していく必要があります。

視点3 すべての人が共感できる男女共同参画施策の推進

男女共同参画施策の推進は、年齢や性別を問わず、すべての人が生きやすい社会をつくることを目的としています。子どもから高齢者まで、また性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）*や障害者、外国人など、あらゆる人権に配慮し、すべての人が男女共同参画の課題を、他人事ではなく自分事としてとらえることができるよう、理解と共感を深める取組が不可欠です。

視点4 地域に根差した男女共同参画施策の推進

地域における人間関係の希薄化や、単身世帯の増加など、地域社会ではさまざまな変化が生じており、地域における課題も多様化しています。活力ある地域社会を形成するためにも、若者や男性の地域活動への参画や、方針決定過程への女性の参画など、地域における男女共同参画施策を促進する必要があります。

視点5 男女共同参画の視点による施策の推進（ジェンダー主流化*）

すべての人が、性別にかかわらずいきいきと活躍し、安心して暮らせる豊かなまちづくりを進めるためには、市のあらゆる施策にジェンダーの視点*をもって推進する「ジェンダー主流化*」は欠かすことができません。そのためにも、それぞれの分野において男女がどのような状況にあり、各施策が男女にどのような影響を及ぼしているかを把握・分析するジェンダー統計（男女別統計）*を推進することが重要です。

2 基本課題

本計画の施策体系は、条例に規定する「基本理念」（第3条）に基づき、次の5つの基本課題ごとに施策を推進していきます。

基本課題1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*の推進

基本課題2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

基本課題3 子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進

基本課題4 地域における男女共同参画の推進

基本課題5 男女共同参画による都市魅力の創出

3 社会経済情勢等をふまえて優先的に取り組むべき重点項目

近年の社会経済情勢や男女共同参画に関連する本市の現状、これまでの取組等をふまえ、本計画では特に次の2項目について、重点的に取り組みます。

重点項目1 市の男性職員育児休業取得率を13%まで高めます。

重点項目2 市の審議会等委員の女性比率を40%以上60%以下となるようめざします。

4 計画達成に向けた進行管理

計画の達成度や主な事業の進捗状況を定期的に把握・評価し、施策の推進における課題等を見出し、効果的に計画を推進するため、次の3点に取り組みます。

(1) 「活動指標（アウトプット指標）＝“どんな取組”を“どれくらい”やるか」の設定

主な事業について、実施内容や実施状況を示す活動指標を設定し、毎年度の進捗状況を把握します。事業の性質によっては目標を数値化できないものもありますが、それぞれの事業に応じて、進捗状況を報告します。

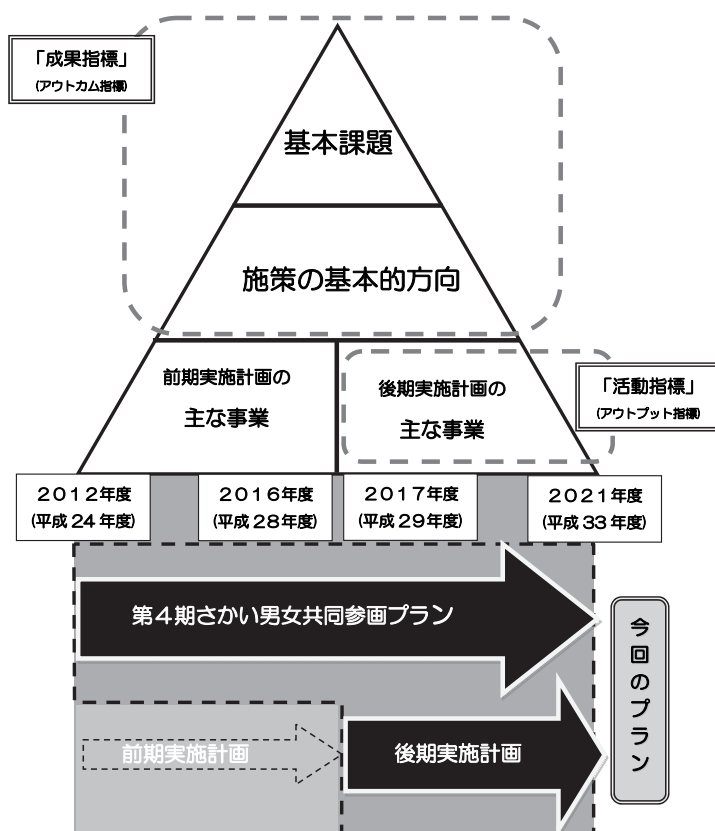
(2) 「成果指標（アウトカム指標）＝取組の結果、“何”が“どのように”なったか」の設定

5つの基本課題について課題の達成状況を測る成果指標を設定し、2021年度末（平成33年度末）まで取り組みます。

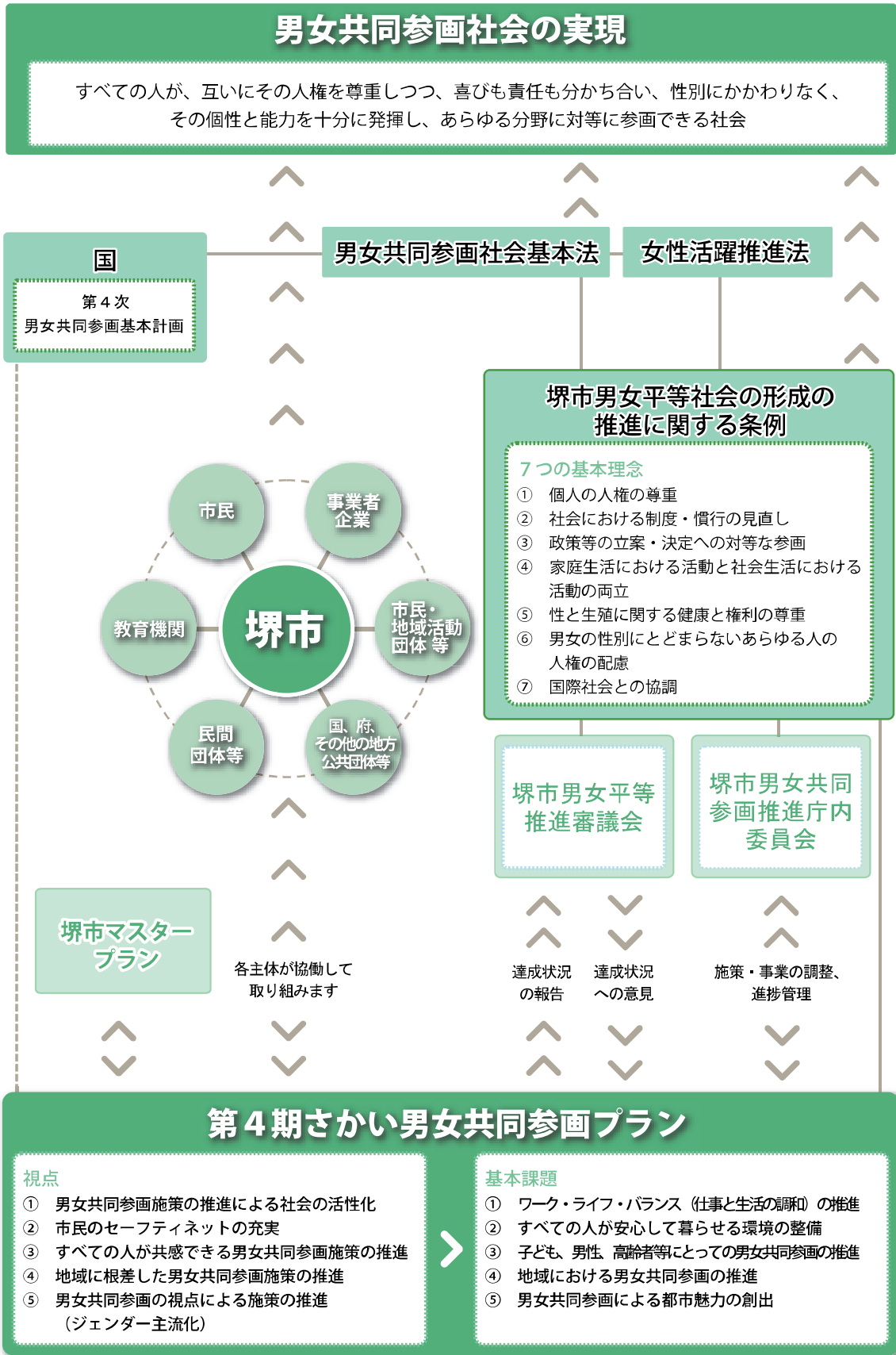
(3) 年次報告書による達成状況の市民への公表

計画の実効性を高め、総合的に推進していくために、条例に基づき、施策の進捗状況等を毎年取りまとめ、公表します。

5 計画体系図



6 計画概念図



7 計画の施策体系図

【基本課題】

【施策の基本的方向】

【主な事業】

女性活躍推進計画

1

ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和)の推進

(1) 人間らしい生活を送るための働き方の見直し

- ・労働関連各種法令の周知及び情報提供
- ・男女がともに家庭責任を担える職場環境整備
- ・セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの防止対策の推進
- ・労働相談の充実

(2) 女性の活躍による経済の活性化

- ・ポジティブ・アクションの普及促進等、働く女性への支援
- ・女性のため再就職・転職支援
- ・起業等をめざす女性への支援

(3) 男性の働き方の見直し

- ・男性の意識改革の促進
- ・男性の育児休業・介護休業取得の普及促進
- ・自殺対策事業

(4) 育児・子育て・介護支援の充実

- ・多様な保育サービスの提供と保育所等利用待機児童の解消
- ・放課後における児童の健全育成
- ・育児・子育てに関するさまざまな相談と情報提供及び生活環境の整備
- ・介護に関するさまざまな相談と情報の提供
- ・多様な介護サービスの提供

2

すべての人が安心して暮らせる環境の整備

(1) 女性に対する暴力の根絶

- ・性暴力への対策の推進（堺セーフシティ・プログラムの推進）
- ・暴力を許さない意識啓発の推進
- ・DV被害者の相談・支援の推進
- ・関係機関との連携の強化
- ・セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの防止対策の推進（再掲）
- ・障害者虐待の防止

(2) 子ども虐待の防止

- ・子ども虐待防止に向けた意識啓発の推進
- ・子ども虐待防止に向けた関連機関との連携強化
- ・子どもや親への相談・支援の推進

(3) 自立と安定した生活を送るための支援

- ・ひとり親家庭への支援
- ・ひとり暮らしの高齢者への支援
- ・高齢者の性別分業にとらわれない就労機会の確保
- ・障害者への就労支援
- ・異文化理解の促進と在外国人に対する支援
- ・生活保護受給者および生活困窮者への就労支援
- ・子どもの貧困対策

(4) 生涯にわたる健康支援

- ・生命と性を尊重する啓発の推進
- ・ライフステージに応じた健康対策の推進
- ・性差を考慮した生涯にわたる健康の保持・増進

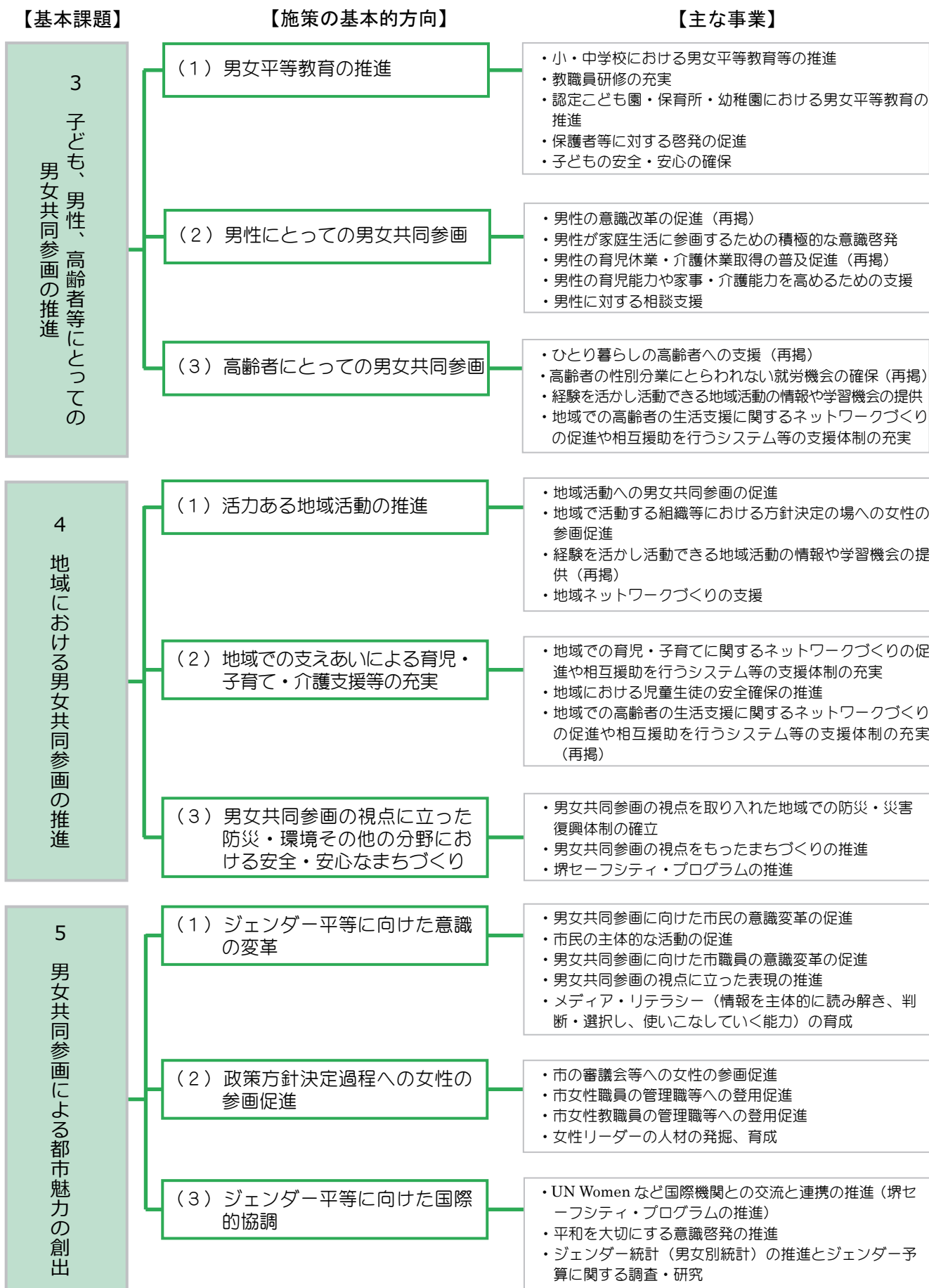
第1章

第2章

第3章

参考資料

◆ 施策の基本的方向(体系) ◆



第3章

施策の基本的方向

1 基本計画（10年間の基本方向）及び施策の具体的展開（後期5年間の実施計画）

基本課題1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*の推進

ワーク・ライフ・バランス*とは、市民一人ひとりが、年齢や性別にかかわらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。そのためには「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担*意識の解消や、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直す等により、仕事と育児や介護、地域活動などが両立できる社会を実現することが必要です。

少子高齢化の急速な進行による労働力人口の減少、社会経済のグローバル化*などをふまえれば、雇用の場において、女性をはじめ多様な人材の活躍を促進することは必要不可欠です。ワーク・ライフ・バランス*の社会的気運を醸成し、ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及に努めるとともに、ポジティブ・アクション*の普及促進に加え、職業生活を営む女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性活躍推進法*に基づく取組を着実に進めていきます。

また、職場におけるパワー・ハラスメント*や女性に対するセクシュアル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*などの防止対策を進めます。



女性活躍推進法*に基づく認定マーク（愛称：えるぼし）
（厚生労働省）

女性活躍推進法*に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業について、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、商品などに表示することができるマークです。

認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あり、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールすることができます。

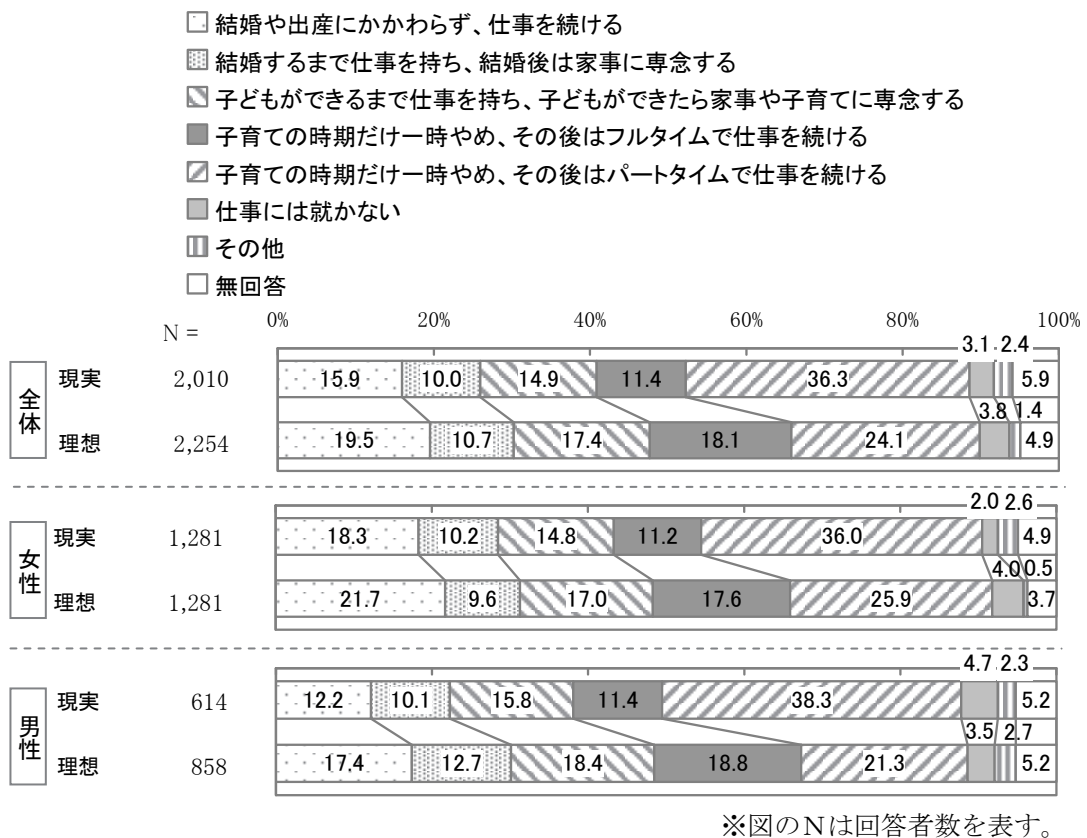


図9 「女性の働き方」の現実と理想（堺市） 資料／「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（平成27年度）

解説

「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」あるいは「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」を理想としながらも、現実には理想通りになっていない女性が多くなっています。



次世代育成支援認定マーク（愛称：くるみん）（厚生労働省）

「次世代育成支援対策推進法*」に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立のための行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たし厚生労働大臣の認定を受けた場合に、商品などに表示することのできるマークです。

「くるみん」という愛称には、赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と「職場ぐるみ、会社ぐるみ」で仕事と子育ての両立支援に取り組もうという意味が込められています。



次世代育成支援特例認定マーク（愛称：プラチナくるみん）
（厚生労働省）

くるみんマークを取得している企業のうち、さらに両立支援の取組が進んでいる企業が一定の基準を満たし、特例認定を受けた場合に表示できるマークです。

王冠、マントはくるみんマーク取得企業よりも両立支援の取組が進んでいることを表現しています。さらに、カラーは、名称でもあるプラチナ色とし、マントの色は企業のカラーに合った12色の中から選択できます。

(1) 人間らしい生活を送るための働き方の見直し

年齢や性別にかかわらず、すべての人が心豊かな生活を送るためには、ライフスタイルや能力に応じた働き方を促進するとともに、あらゆる就業形態において能力を十分発揮できる環境整備を進めていくことが不可欠です。

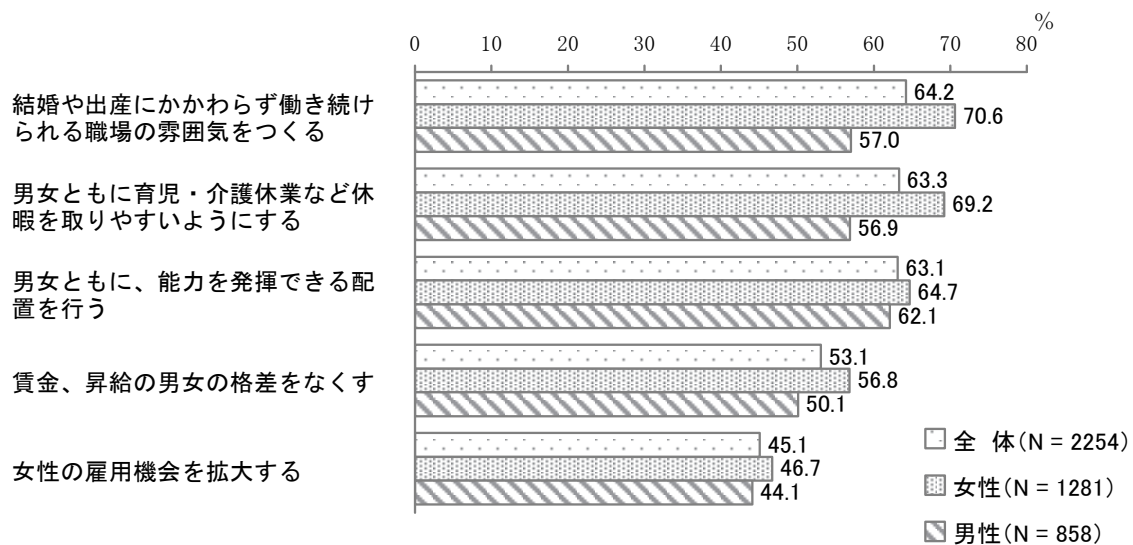
そのためには、事業者と労働者双方に対して、ワーク・ライフ・バランス*の推進や効果についての積極的な情報提供と啓発を行うほか、労働関連各種法令の周知と情報提供、労働相談の実施等を進めていくことが重要です。あわせて、事業者等と連携して男女がともに家事・育児・介護などの家庭責任を担えるよう、育児・介護休業の取得促進など職場環境の整備も進めていかなければなりません。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント*やマタニティ・ハラスメント*は人権侵害であるとともに、就労環境を悪化させ、職場の労働意欲を下げる要因となります。各事業所において実効性のある防止対策に取り組むよう働きかけるとともに、第三者相談窓口の設置など問題の初期段階での解決を図っていく必要があります。

【主な事業】

労働関連各種法令の周知及び情報提供			
事業概要	堺労働メールマガジン「e-わーきんぐ SAKAI」、男女共同参画に関する啓発冊子等を通じて、事業主や人事労務担当者、管理者、労働者、求職者等に対し、パートタイム労働法、労働者派遣法、最低賃金法、男女雇用機会均等法等の法律の周知と情報提供を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	「e-わーきんぐ SAKAI」メールマガジン登録者数 882人 (平成28年3月)	1,400人 (平成33年度)	雇用推進課
・啓発冊子等での、情報提供の実施。			男女共同参画推進課

男女がともに家庭責任を担える職場環境整備			
事業概要	<p><市内事業者等への取組> 仕事と子育て等家庭生活の両立支援の必要性およびワーク・ライフ・バランス*の考え方やその効果等について、積極的に情報提供・啓発を行います。</p> <p><市職員等への取組> 次世代育成支援対策推進法*および女性活躍推進法*に基づく特定事業主行動計画である、「堺市職員仕事と子育て両立プラン～ワーク・ライフ・バランス*の実現をめざして～」および「堺市職員の女性活躍推進プラン」をふまえ、全ての職員が仕事と家庭生活を両立するため、研修等を通じて、有給休暇や時間外勤務に対する意識改革を行うことで、ワーク・ライフ・バランス*の認識を高めるとともに、市政の効率的かつ効果的な運営に努め、市内企業の模範となる職場づくりを行っていきます。</p>		
	活動指標	<p>項目・現状</p> <p><市内事業者等> 「ワーク・ライフ・バランス*を考えるセミナー」 参加者数 年間 21 人 (平成 27 年度)</p>	<p>目標</p> <p>年間 50 人 (平成 33 年度)</p>
	<p><市職員等> ・ワーク・ライフ・バランス*に関する役職者研修等の実施。</p>		<p>人事課 労務課</p>



※図のNは回答者数を表す。

図 10 男女が対等に働くために必要なこと（上位 5 位）（堺市）（複数回答）

資料／「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（平成 27 年度）

解説

特に女性から「結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場の雰囲気をつくる」、次いで「男女ともに育児・介護休業など休暇を取りやすいようにする」が望まれていることから、男女とも対等に働き続けるためには、仕事と家庭生活の両立支援が重要であることがわかります。

セクシュアル・ハラスメント*やマタニティ・ハラスメント*などあらゆるハラスメントの防止対策の推進

事業概要	<市内事業者・労働者等への取組> リーフレット、チラシ等を活用し、事業主及び労働者にかかるセクシュアル・ハラスメント*やマタニティ・ハラスメント*等職場におけるあらゆるハラスメント防止のための啓発を行います。 <市職員等への取組> セクシュアル・ハラスメント*等あらゆるハラスメントの防止を目的とした研修等を実施し、ハラスメント事案をなくします。また、事案が発生した場合に備え、第三者相談機関との連携など相談窓口を整備します。 学校園においては、セクシュアル・ハラスメント*等あらゆるハラスメントの防止を目的とした研修を実施します。										
	活動指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目・現状</th> <th>目標</th> <th>所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <市職員等> セクシュアル・ハラスメント* 事案件数 </td> <td> 0件 (平成33年度) </td> <td> 人事課 消防局人事課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 教職員企画課 </td> </tr> <tr> <td> <市職員等> セクシュアル・ハラスメント* 研修実施率 96.3% (平成27年度) </td> <td> 100% (平成33年度) </td> <td> 男女共同参画推進課 各課 </td> </tr> </tbody> </table>	項目・現状	目標	所管課	<市職員等> セクシュアル・ハラスメント* 事案件数	0件 (平成33年度)	人事課 消防局人事課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 教職員企画課	<市職員等> セクシュアル・ハラスメント* 研修実施率 96.3% (平成27年度)	100% (平成33年度)	男女共同参画推進課 各課
項目・現状	目標	所管課									
<市職員等> セクシュアル・ハラスメント* 事案件数	0件 (平成33年度)	人事課 消防局人事課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 教職員企画課									
<市職員等> セクシュアル・ハラスメント* 研修実施率 96.3% (平成27年度)	100% (平成33年度)	男女共同参画推進課 各課									
	<市内事業者・労働者等> ・国・府などが発行する冊子を使った、事業主・労働者にかかる職場におけるハラスメント防止啓発の実施。		雇用推進課								
	<学校園等> ・教職員へのセクシュアル・ハラスメント*研修の実施。		教育センター								

労働相談の充実

事業概要	労働者が性別により差別されることなく安心して働くことができる職場環境の整備、雇用管理の改善に向け、労使双方を対象とした労働相談を実施していきます。	
・女性の悩みの相談（予約制）の実施。 カウンセリング件数 323件（総枠373）（平成27年度）	男女共同参画推進課	・男性の悩みの相談（予約制）の実施。 カウンセリング件数 61件（総枠77）（平成27年度）
・労働相談の実施。 労働相談のうち職場におけるハラスメントに関する相談 32件（平成27年度）		雇用推進課

(2) 女性の活躍による経済の活性化

国連の ESCAP（アジア太平洋経済社会委員会）の報告によると、日本などの女性労働力率*が低い国において女性の活躍を促進した場合、経済成長の影響に大きな効果がみられることを指摘しています。多様性に富み、持続可能な活力ある経済社会を構築するためにも、女性をはじめ多様な人材の活躍を促進し、あらゆる分野において支援していくことが重要です。女性が十分に能力を発揮することができるよう、男女間の賃金格差の解消など、雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するとともに、事業者によるポジティブ・アクション*の取組を促進することが不可欠です。

また、女性の継続就業のための環境整備、離職した女性の再就職や起業の支援、能力開発等に関する情報の提供や相談の実施、セミナーの開催など、女性の就業機会拡大のための取組を進める必要があります。

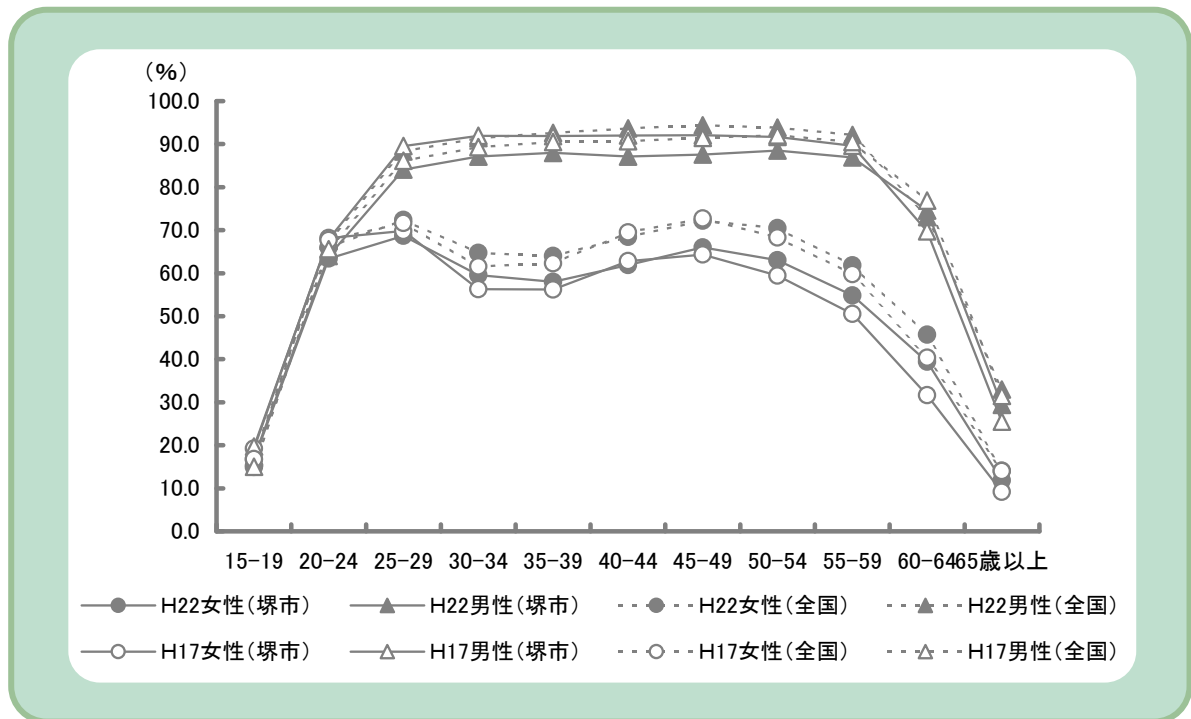


図 11 年齢階級別労働力率* (堺市・全国) 資料/国勢調査(平成17・22年)

解説

日本の女性の年齢階級別労働力率*をグラフに表わすと、30歳代の部分が低くなった、いわゆるM字カーブを描くという特徴があります。これは、結婚や出産、育児のために仕事を中断する女性が多いためだと考えられます。

【主な事業】

ポジティブ・アクション*の普及促進等、働く女性への支援

事業概要	<p><市内事業者・労働者等への取組> ポジティブ・アクション*普及に向け、国・府等の啓発パンフレットやチラシ等による啓発を行うとともに、市内事業所の事業主・人事労務担当者等を対象に、女性の視点やアイデアを活かした企業経営を図るセミナーの開催や女性管理職の育成支援を行います。</p> <p><市職員等への取組> 市民の半数は女性であり、市の重要な政策決定の場に女性が参画し、多様な視点や発想を活かして市民サービスを提供することは、市民満足度の高い市政の実現につながります。そのためにも、女性の人材育成と登用を進め、性別にかかわらず、すべての職員が意欲と能力を十分に発揮できる組織の実現をめざします。</p>		
	活動指標	項目・現状	目標
	<p><市内事業者・労働者等> 「ダイバーシティ経営* 戦略セミナー」 参加者数 年間 32人 (平成27年度)</p>	年間 50人 (平成33年度)	雇用推進課
	<p><市内事業者・労働者等> 「女性向けキャリア・アップ セミナー」参加者数 年間 14人 (平成27年度)</p>	年間 24人 (平成33年度)	
	<p><市職員等> ・女性職員の派遣研修の充実と参加拡大。</p>		人材開発課

女性のための再就職・転職支援

事業概要	<p>結婚、出産、育児、介護、病気などさまざまな理由で離職した女性の再就職を支援するため、情報提供や相談、自己啓発・能力開発のための講習、セミナー等を実施します。さらに、企業等での短期間のインターンシップと座学を通じて、キャリアブランクの解消を支援します。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	<p>さかいJOBステーション女性しごとプラザ利用者の就職決定率 41.9% (平成27年度)</p>	50% (平成33年度)	雇用推進課
	<p>ステップ・アップ・スタディ 参加者数 79人 (平成27年度)</p>	年間延べ100人 (平成33年度)	女性センター
	<p>・出産・育児等により離職し、再就職をめざす女性を対象に、キャリアブランクの解消を支援する事業を継続実施する。</p>		雇用推進課

起業等をめざす女性への支援			
事業概要	起業等をめざす女性を支援するため、さかい新事業創造センター（S-Cube）*において、起業支援、経営支援を行います。また、新規就農者支援相談窓口の設置等により、市民の農業への参加を進めます。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	さかい新事業創造センター（S-Cube）*における女性起業家の延べ入居者数 （平成16年4月からの累計） 28社 （平成28年3月）	累計 40社 （平成33年度）	ものづくり支援課
<ul style="list-style-type: none"> 新規就農者支援相談の実施。 相談者数 154名（内女性13名）（平成21～28年3月末累計）			農水産課



ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク
（愛称：きらら）（厚生労働省）

このマークは、ポジティブ・アクション (Positive action) の頭文字「P」と「a」を組み合わせ、創造と活力あふれる女性の姿をデザインしています。

(3) 男性の働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランス*を実現させるためには、これまで仕事中心の生活を送ってきた男性の意識改革を促進し、男性の家事・育児・介護能力を高め、家庭生活や地域生活への積極的な参画を促していくことが重要です。また、男性が家事・育児・介護、地域生活等に積極的に参画していくための社会的な気運の醸成や、就業環境の整備も促進していかなければなりません。


男性が主に稼ぐべきであるという男性役割のプレッシャーや過重労働のストレスから引き起こされる中高年男性の自殺という問題を防ぐためにも、これまで仕事中心の生活を送ってきた男性自身の意識改革と働き方の見直しが必要です。

【主な事業】

男性の意識改革の促進			
事業概要	講座の開催、パネル展示、男女共同参画に関する啓発冊子等を通じて、男性の意識改革のための啓発を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	<市民・市内事業者等> 「女と男のエンパワーメント* 講座」の男性参加率 7.6% (184人中14人) (平成27年度)	20%以上 (平成33年度)	女性センター
・啓発冊子等での、情報提供の実施。(再掲)			男女共同参画推進課

男性の育児休業・介護休業取得の普及促進			
事業概要	事業主や人事労務担当者、管理者、労働者、求職者に対し、育児休業、介護休業等に関する情報について、ホームページや労働情報誌、ポスター、リーフレット、チラシ、堺労働メールマガジン「e-わーきんぐ SAKAI」、男女共同参画に関する啓発冊子等を通じて周知を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	(再掲) 「e-わーきんぐ SAKAI」 メールマガジン登録者数 882人 (平成28年3月)	1,400人 (平成33年度)	雇用推進課
・啓発冊子等での、情報提供の実施。(再掲)			男女共同参画推進課

自殺対策事業			
事業概要	<p>自殺対策を取り巻く状況の変化に対応し、柔軟かつ真に実効性のある施策を推進するため、庁内連絡会を設け、関係各課との連携体制により総合的かつ計画的に取り組めます。</p> <p>自殺予防等心身の健康維持の支援を進めるとともに、自殺者全体の約4割が40歳代から60歳代の男性である現状から、事業所の経営者や労働者に対するこころの健康問題や自殺予防に関する啓発活動を推進します。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数） 19.5 （平成27年確定値）	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、市内の自殺者を減少させる。 （平成33年度）	精神保健課
<ul style="list-style-type: none"> 男性の悩みの相談（予約制）の実施。（再掲） カウンセリング件数 61件（総枠77）（平成27年度） 			男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> 働く男女のメンタルヘルス対策として「働く人のメンタルヘルス」ホームページの運営、無料出前講座、講演会・相談会等の実施。 			精神保健課



「カエル! ジャパン」キャンペーンシンボルマーク（内閣府）

「カエル! ジャパン」キャンペーンは、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*推進のための国民運動です。

現状を「変える」というちょっと勇気があることを、「カエル!」と称して、誰もが知っているカエルのキャラクターに託し、愛嬌をもって呼びかけていきます。

(4) 育児・子育て・介護支援の充実

男女共同参画社会*を実現するには、男性の育児・介護への積極的な参画を促進すると同時に、地域をはじめとする社会全体での育児・介護支援を推進し、これまで主に女性が抱えてきた育児や介護に関する不安や負担を解消していくことが重要です。

そのためには、さまざまなライフスタイルに対応した保育サービスの提供、保育所等利用待機児童*の解消、放課後における児童の活動の場の提供、育児・子育て・介護に関するさまざまな情報提供、生活環境の整備など、きめ細かな子育て支援・介護支援策を推進していかなければなりません。

【主な事業】

多様な保育サービスの提供と保育所等利用待機児童*の解消			
事業概要	<p>就労形態や児童の状況による多様な保育ニーズに応えるため、一時預かり（自主事業を含む）保育、延長保育、夜間保育、障害児保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスを提供していきます。</p> <p>また、待機児童の解消に向け、認定こども園*・小規模保育事業施設の整備や既存施設の増改築などによる受入れ枠の拡大を図るほか、認証保育所*、私立幼稚園預かり保育など、多様な保育ニーズへの対応を図ります。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	病児・病後児保育施設 3か所 病後児保育施設 1か所 (平成28年4月)	設置箇所数増に向けた取組を推進 ※子ども・子育て支援事業計画(H27～31年度)の目標 5か所	子ども育成課
	一時預かり 103か所 (平成28年4月)	現状値の維持 (平成33年度)	幼保運営課
	休日保育 5か所 (平成28年4月)	現状値の維持 (平成33年度)	
	夜間保育所 1か所 (平成28年4月)	現状値の維持 (平成33年度)	
	延長保育 全保育施設等 (平成28年4月)	全保育施設等 (平成33年度)	幼保運営課 学校指導課
	障害児保育 全保育施設等 (平成28年4月)	全保育施設等 (平成33年度)	幼保推進課 学校指導課
保育所等利用待機児童*数 16人 (平成28年4月)	待機児童ゼロの維持 (平成33年度)	幼保推進課	

放課後における児童の健全育成			
事業概要	放課後児童対策等事業として、「のびのびルーム」、「放課後ルーム」、「堺っ子くらぶ」などを推進し、子育て支援を図ります。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	放課後児童健全育成事業 待機児童数 143人 (平成28年5月)	0人 (平成33年度)	放課後子ども支援課

育児・子育てに関するさまざまな相談と情報提供及び生活環境の整備			
事業概要	<p>子育て不安や虐待などの問題を抱える子育て家庭や、支援を必要としている子育てサークル等に対し、適切な育児相談・支援を行う「子育てアドバイザー派遣事業」、身近な認定こども園*や保育所において、子育てに関する相談や情報提供などの支援を行う「さかいマイ保育園事業」、区役所での子育て総合相談窓口として「子育てワンストップ窓口」等を通じ、育児・子育てに関するさまざまな相談等を実施します。</p> <p>さらに、「子育て応援アプリ」を活用し、子育てに関するさまざまな情報を発信します。</p> <p>また、子育て家庭等に対し、良質な賃貸住宅の供給と家賃補助等を実施し経済的負担の軽減を図ります。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	さかいマイ保育園事業 登録児童数 3,838人 (平成28年3月)	4,200人 (平成33年度)	幼保推進課
	子育て応援アプリ ダウンロード数 (平成28年度開設)	6,500件 (平成33年度)	子ども企画課
	子育てアドバイザー 登録者数 497人 (平成28年3月)	690人 (平成33年度)	子ども育成課
<p>・堺すまいまちづくり公社が管理するニュー・ペアシステム住宅（堺市特定優良賃貸住宅）へ新たに入居される新婚・子育て世帯等を対象に、入居者負担額の一部（月額2万円を上限）を補助。（平成31年度で当該住宅の管理終了に伴い事業終了予定）</p>			住宅まちづくり課

介護に関するさまざまな相談と情報の提供

事業概要	区役所に基幹型包括支援センターを、また市内 21 カ所に地域包括支援センターを設置し、高齢者やその家族、地域の人などに対し、介護に関する総合的な相談及び支援を行います。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用し、適切なサービスにつなぐ総合相談・支援の実施。 ・要介護状態にならないため、介護予防対象者の選定や介護予防プランを策定する。 ・各区役所内にある基幹型包括支援センターに、子育てと介護の両方を担う方々の「ダブルケア相談窓口」を設置し、必要なサービスや専門機関へと結びつける支援を実施する。 	高齢施策推進課

多様な介護サービスの提供

事業概要	住み慣れた地域でさまざまなサービスを一体的に提供する地域包括ケア*システムの構築を進め、生活支援サービスの充実を図ります。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市介護予防・日常生活支援総合事業において、必要な方に適切なサービスを提供するとともに、多様な実施主体によるサービスの提供を図る。 	高齢施策推進課

基本課題2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

DV*などの女性に対する暴力や子どもに対する虐待は重大な人権侵害であり、個人の尊厳を重んじ対等な関係づくりをすすめる男女共同参画社会*を形成していく上で克服すべき重要な課題です。特に近年、SNS*などのインターネット上の新たなコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、児童ポルノ、人身取引等、暴力の形態が多様化する中、暴力を許さない意識の醸成にむけた取組をさらに進めるとともに被害者の状況に即した支援を行う必要があります。

また、貧困など生活困難な状況に置かれた人々の増加に伴い、障害があること、外国人であること、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々もいるということに留意し、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を進めなければなりません。

さらに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)*が尊重され、誰もが生涯にわたり健康に暮らせるための支援を進めるとともに、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)*への理解を深め、多様な性を尊重する意識を醸成することにより、誰もが安心して暮らせるまちとなるよう取組を進めます。

(1) 女性に対する暴力の根絶

すべての人が安心して暮らすために、暴力は、その対象の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。暴力の根絶は、男女共同参画社会*の実現のために克服すべき重要な課題です。

とりわけ性暴力は、女性や子どもが被害者になることが圧倒的に多く、このような性暴力は根底にジェンダー*の問題があることを認識し、防止・抑止のための幅広い対策と、被害者の心身回復のための相談・支援体制の整備が必要です。また、性犯罪被害に対する社会の偏見や無理解を減らすための啓発も進めなければなりません。

また配偶者等からの暴力(DV*)についても、固定的な性別役割分担*意識に根差した構造的な問題であり、親密な関係において行われるため外部からの発見が困難で被害が深刻化しやすいことから、社会全体で積極的に解決に取り組んでいかなければなりません。

セクシュアル・ハラスメント*の被害も、職場・学校・地域などさまざまな場で起こり続けているため、継続的に防止のための取組を進めていく必要があります。

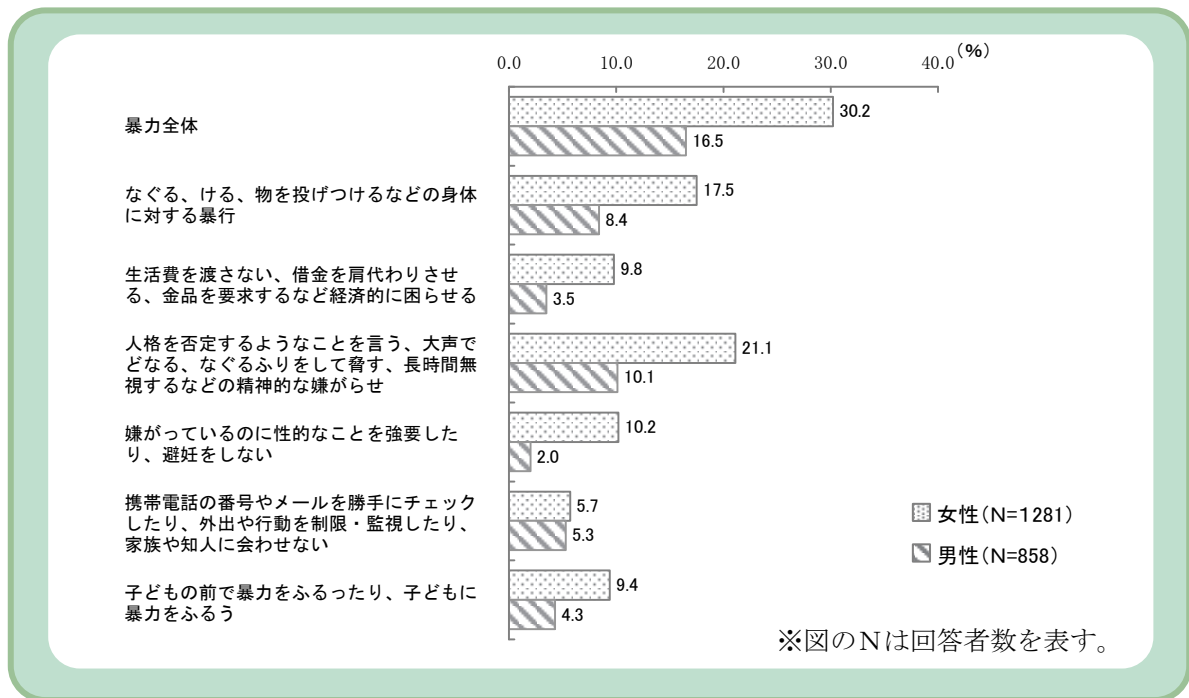


図12 配偶者・パートナーから受けたDV*被害経験

(「何度もあった」「1、2度あった」の合計(%)) (堺市) (複数回答)

資料/「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成27年度)

解説

女性の約3人に1人が、配偶者・パートナーから何らかの暴力を受けたことがあると答えています。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク(内閣府)

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

【主な事業】

性暴力への対策の推進（堺セーフシティ・プログラムの推進）			
事業概要	<p>男女共同参画社会*を形成していくうえで、克服すべき重要な課題である「女性や子どもに対する暴力の根絶」に向け、「堺セーフシティ・プログラム」を推進します。</p> <p>性暴力の実態や性暴力が起こる要因・背景等の正しい知識と理解を深め、被害者に二次被害を与えないよう寄り添う人材を増やします。</p> <p>また、被害者のこころのケアのため専門のカウンセラーによる相談を実施するとともに、性暴力救援センター・大阪（SACHICO）の協力医療機関である堺市立総合医療センターの機能を充実させます。</p> <p>学校においては、子どもたちが性暴力の被害者にも加害者にもならないよう、いじめ・暴力防止（CAP）プログラム事業やネットいじめ防止プログラム実施事業を行うとともに、保護者に対しては、性暴力等対応リーフレットを配付し啓発を行います。</p>		
	活動指標	<p>項目・現状</p> <p>「よりそいサポーター講座」参加者数 (平成28年度からの新規事業)</p>	<p>目標</p> <p>年間200人 (平成33年度)</p>
	<p>・性暴力被害者のこころのケア、早期回復、社会復帰に向けた支援を行うため、専門相談窓口の充実による性暴力被害者へのカウンセリングの実施。</p>		<p>こころの健康センター</p>
	<p>・性暴力救援センター・大阪（SACHICO）の協力医療機関である堺市立総合医療センターにおいて、専用電話の設置及び性暴力被害者支援看護職（SANE）の養成を支援し、その機能を充実する。</p>		<p>健康医療推進課</p>
	<p>・自分自身の大切さを自覚することや他者を大切にすること、危機的状況においても自分で切り抜けるための知識や方法を学ぶ、いじめ・暴力防止（CAP）プログラム事業の実施。</p>		<p>生徒指導課</p>
	<p>・ネットいじめ防止プログラム実施事業を行い、小学校4年生及び中学校1年生を対象に、情報モラルに関する授業を実施。</p>		
	<p>・学校園の保護者向けに、性暴力や性犯罪等相談機関窓口のリーフレットを配付し周知する。</p>		

暴力を許さない意識啓発の推進

事業概要	<p>「女性に対する暴力をなくす運動」事業として、堺市ホームページ、庁内の電光掲示板や庁内放送、懸垂幕、DV*対策堺市ホットライン案内カードの配架による啓発や講演会等を行います。</p> <p>また、若年世代がデートDV*を正しく理解し、暴力を防止できるよう啓発冊子を配付します。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	暴力の防止の講演会教室等の受講者数 15,054人 (平成23～27年度累計)	20,000人 (平成29～33年度累計)	市民協働課 男女共同参画推進課 子ども家庭課 女性センター
<p>・男女平等教育の一環としてデートDV*防止啓発冊子を作成し、市立中学校3年生及び高等学校3年生に配付するとともに、教員対象の研修を実施。</p>			生徒指導課

DV被害者の相談・支援の推進

事業概要	<p>人権の擁護と男女共同参画社会*の実現を図るため、区役所女性相談や配偶者暴力相談支援センター（配偶者暴力相談支援センターの相談は男女を問いません）において、関係機関等と連携して適切な保護・支援を実施します。また、担当者の研修等を充実し、支援者の育成と資質向上を図ります。</p>		
<p>・相談・支援機能の充実。 来所・電話等による相談件数 2,235件（平成27年度）</p>			子ども家庭課 各区役所子育て支援課

関係機関との連携の強化

事業概要	<p>関係機関との情報交換・連携のため「堺市DV*対策連絡会議」を開催します。また、DV*被害者支援現場からの報告や講演などDV*に関する庁内職員研修を実施します。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	DV*に関する庁内職員研修参加者数 年間55人 (平成27年度)	年間100人 (平成33年度)	男女共同参画推進課 子ども家庭課

セクシュアル・ハラスメント*やマタニティ・ハラスメント*などあらゆるハラスメントの防止対策の推進（再掲）

事業概要	<p><市内事業者・労働者等への取組> リーフレット、チラシ等を活用し、事業主及び労働者にかかるセクシュアル・ハラスメント*やマタニティ・ハラスメント*等職場におけるあらゆるハラスメント防止のための啓発を行います。</p> <p><市職員等への取組> セクシュアル・ハラスメント*等あらゆるハラスメントの防止を目的とした研修等を実施し、ハラスメント事案をなくします。また、事案が発生した場合に備え、第三者相談機関との連携など相談窓口を整備します。 学校園においては、セクシュアル・ハラスメント*等あらゆるハラスメントの防止を目的とした研修を実施します。</p>										
	活動指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目・現状</th> <th>目標</th> <th>所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(再掲) <市職員等> セクシュアル・ハラスメント* 事案件数</td> <td>0件 (平成33年度)</td> <td>人事課 消防局人事課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 教職員企画課</td> </tr> <tr> <td>(再掲) <市職員等> セクシュアル・ハラスメント* 研修実施率 96.3% (平成27年度)</td> <td>100% (平成33年度)</td> <td>男女共同参画推進課 各課</td> </tr> </tbody> </table>	項目・現状	目標	所管課	(再掲) <市職員等> セクシュアル・ハラスメント* 事案件数	0件 (平成33年度)	人事課 消防局人事課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 教職員企画課	(再掲) <市職員等> セクシュアル・ハラスメント* 研修実施率 96.3% (平成27年度)	100% (平成33年度)	男女共同参画推進課 各課
項目・現状	目標	所管課									
(再掲) <市職員等> セクシュアル・ハラスメント* 事案件数	0件 (平成33年度)	人事課 消防局人事課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 教職員企画課									
(再掲) <市職員等> セクシュアル・ハラスメント* 研修実施率 96.3% (平成27年度)	100% (平成33年度)	男女共同参画推進課 各課									
	<p>(再掲) <市内事業者・労働者等> ・国・府などが発行する冊子を使った、事業主・労働者にかかる職場におけるハラスメント防止啓発の実施。</p>		雇用推進課								
	<p>(再掲) <学校園等> ・教職員へのセクシュアル・ハラスメント*研修の実施。</p>		教育センター								

障害者虐待の防止

事業概要	<p>虐待は障害者の尊厳をおびやかす、自立や社会参加を妨げるものであり、絶対にあってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きている場合もあると考えられます。虐待を防ぐために、市民一人ひとりがこの問題を認識して、早期発見することが重要であり、市民への啓発活動を進めるとともに、虐待事案については、早期に対応し、虐待されている障害者はもちろん虐待している家族などの抱える問題の解決も含めて、支援を推進します。</p> <p>障害者虐待防止の相談窓口への通報実績（平成25年度）では、女性が6割を占めているという現状から、性的虐待をはじめあらゆる虐待の防止に取り組んでいきます。</p>							
	活動指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目・現状</th> <th>目標</th> <th>所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者虐待防止相談窓口への 通報事案の終結率 83% (平成27年度)</td> <td>100% (平成33年度)</td> <td>障害施策推進課</td> </tr> </tbody> </table>	項目・現状	目標	所管課	障害者虐待防止相談窓口への 通報事案の終結率 83% (平成27年度)	100% (平成33年度)	障害施策推進課
項目・現状	目標	所管課						
障害者虐待防止相談窓口への 通報事案の終結率 83% (平成27年度)	100% (平成33年度)	障害施策推進課						

(2) 子ども虐待の防止

子ども虐待は、子どもの心と身体に深い傷を残し、心身の発達や人格の形成に大きな影響を及ぼしかねない重大な人権侵害です。子どもを虐待から守るためには予防、早期発見・早期対応が重要です。そのため、子ども虐待防止に対する市民の関心を高めるとともに、一般市民の通報等についての周知を図ります。また、認定こども園*、保育所、幼稚園、学校、病院、警察、児童養護施設、民生委員等の関係機関との連携を図るとともに、子どもが相談しやすい窓口の整備や、子育てに関する不安や負担が大きい親に対する相談・支援体制を充実します。

【主な事業】

子ども虐待防止に向けた意識啓発の推進			
事業概要	「児童虐待防止推進月間（11月）」を中心に「オレンジリボン・キャンペーン*」を実施し、子ども虐待防止に対する市民の関心を高めるとともに、一般市民の通報義務等について周知を図ります。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	オレンジリボンを普及し、子ども虐待を防止する 広報・啓発活動等 年間 15事業 (平成 27年度)	現状値の維持 (平成 33年度)	子ども家庭課
	堺 自由の泉大学 一般教養講座における子ども 虐待防止に関する受講者数 11,818人 (平成 23～27年度累計)	12,500人 (平成 29～33年度 累計)	女性センター

子ども虐待防止に向けた関係機関との連携強化			
事業概要	<p>子ども虐待の予防、発見、援助に至るさまざまな場面で、各関係機関がそれぞれの機能を発揮し、相互に協力し対応できるように連携を図ります。</p> <p>また、社会福祉等の専門的な知識を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカー*を配置し、課題の未然防止、早期解決を図ります。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	要保護児童対策地域協議会における代表者会議 (旧子ども虐待連絡会議) 【1回】 区代表者会議 (旧区子ども虐待連絡会議) 【各区1回計7回】 区子ども虐待ケース連絡会 【28回】 区要支援ケース連絡会 【43回】 (平成27年度)	継続実施 要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との連携を図る。 (平成33年度)	子ども家庭課
	スクールソーシャルワーカー*が受けた相談に対する 解消・改善率 54% (平成27年度)	80%以上 (平成33年度)	生徒指導課

子どもや親への相談・支援の推進			
事業概要	<p>虐待をする親に対する支援として、グループ指導事業「MY TREEペアレンツプログラム*」等を実施します。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	親子関係再構築支援事業 ①「MY TREEペアレンツプログラム*」の実施 年間 実施回数 15回 参加者数 5名 ②「CRC親子プログラム*」を活用した保護者支援業務の実施 年間 8組 12回ずつ ③家族支援個別カウンセリング事業の実施 年間 4人 6回ずつ (平成27年度)	状況に応じ、より適切なプログラムの導入を行う。 (平成33年度)	子ども相談所

(3) 自立と安定した生活を送るための支援

社会経済状況の変化等を背景に、貧困、教育・就労等の機会を得られない、地域で孤立するなど、様々な生活上の困難に直面する人々が増加しています。特に、母子世帯やひとり暮らしの高齢女性の貧困率が高く支援が必要です。加えて、生活上の困難が放置され深刻化すると、DV*や子ども虐待につながることも懸念されることから、貧困の連鎖に陥らないよう切れ目のない支援が必要です。さらに障害者や在住外国人であること等により複合的な問題を抱える場合もあります。

こうしたさまざまな困難を抱えた人々が、地域で安定、安心した生活を送れるようにするためには、雇用の安定や安心できる生活環境の確保、自立生活を支援するとともに、生きがいつくりや社会的孤立の解消を含めた総合的かつきめ細かな支援を進めていかなければなりません。

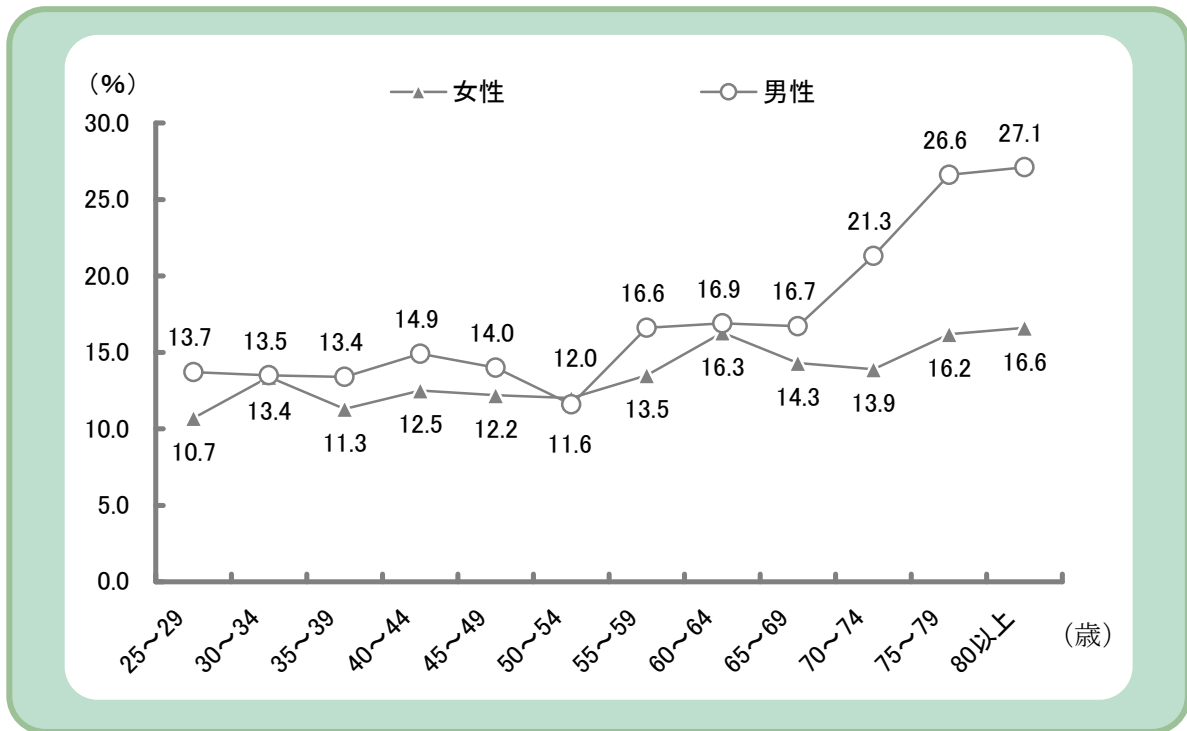


図13 男女別・年齢階層別相対的貧困率* (全国) (平成22年)

資料/内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

解説

貧困の状況には男女で違いが見られ、特に高齢になると女性の相対的貧困率は男性の相対的貧困率を大きく上回ります。

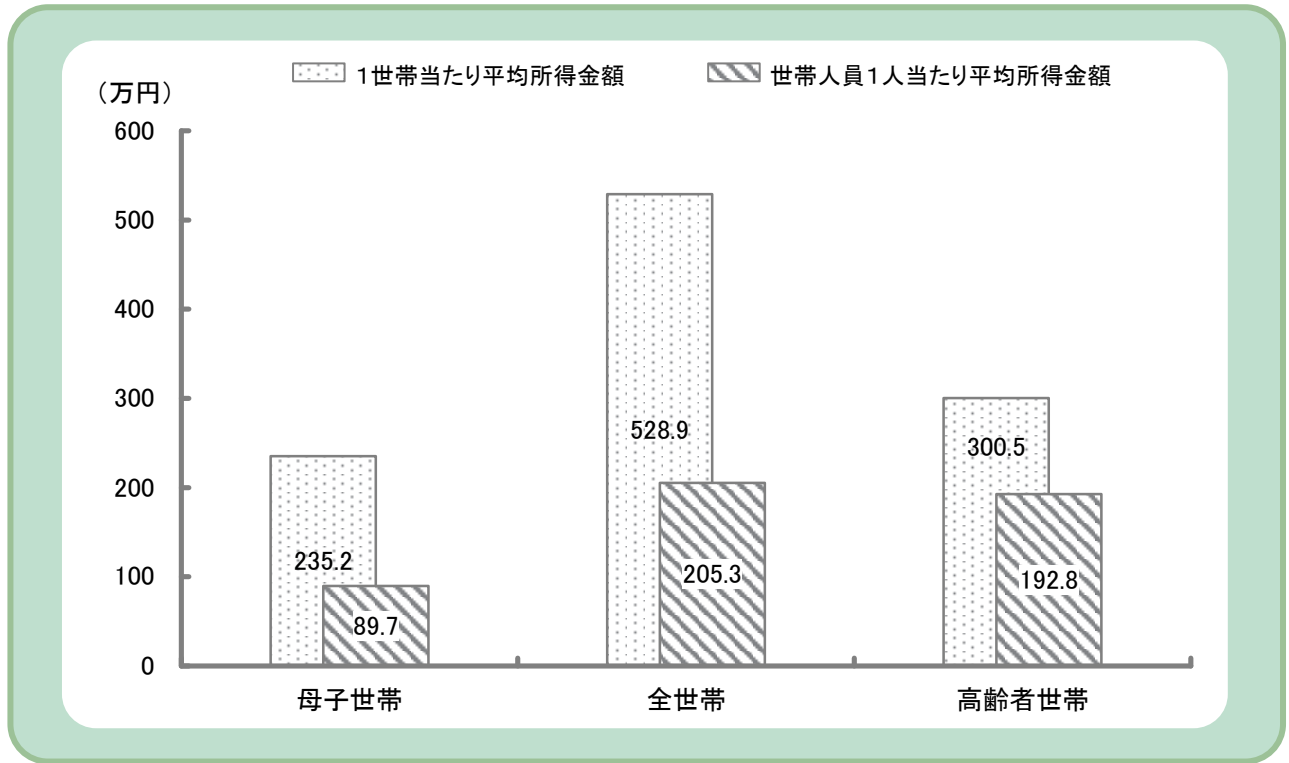


図14 1世帯当たり平均所得金額及び世帯人員1人当たり平均所得金額（全国）

出典／厚生労働省「平成26年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」より作成

※資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成26年国民生活基礎調査」

※所得は、平成25年1年間の所得である

解説

母子世帯は他の世帯に比べて平均所得額が低く、経済的に不安定な状況にあることがわかります。

【主な事業】

ひとり親家庭への支援			
事業概要	<p>母子家庭等に対する就業支援のため、知識・技能を習得する講習会の開催や相談・紹介等を実施するなど、就職に向けたプログラムを策定し、就業から就業後に至るまでの一体的なサービスを提供します。</p> <p>また、ひとり親家庭の親や子の生活の安定を図るために、より良い条件での就業や転職に向けた可能性を広げ、安定した就業につなげるために、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を支援します。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	相談者の就職率 64% (平成27年度)	74.5% (平成33年度)	子ども家庭課
<p>・ひとり親家庭の親または子の学び直しの支援を推進することにより、安定した就業につなげることを目的に、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を給付金として支給する。</p>			子ども家庭課

ひとり暮らしの高齢者への支援

事業概要	地域包括ケア*の推進により、ひとり暮らしの高齢者を支援していきます。具体的には、市内 21 カ所に地域包括支援センターを設置するとともに、各区役所に基幹型包括支援センターを設置し、高齢者総合相談等を行い、男女の生活実態や意識・身体機能等の違い等に配慮して、ひとり暮らし高齢者の自立生活を支援します。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカー*による適切な相談支援の実施。 ・高齢者総合相談窓口等を担う地域包括支援センターの再編・充実等。 	高齢施策推進課

高齢者の性別分業にとらわれない就労機会の確保

事業概要	性別や年齢にとらわれず就業の機会等を確保されるよう意識啓発を行っていきます。また、シルバー人材センターでは、誰もができる就業先の開拓と女性会員が魅力に感じる職域の開発や環境の整備を推進します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	シルバー人材センターの 女性登録者数 2,100 人 (平成 28 年 3 月)	2,600 人 (平成 33 年度)	高齢施策推進課

障害者への就労支援

事業概要	障害福祉サービスの拡充を図り、障害者就業・生活支援センター等の支援機関との連携強化や受入企業の開拓等を行い、障害者の福祉施設から一般就労への移行を推進します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	障害者福祉施設から 一般就労への移行者数 429 人 (平成 27 年度)	1,120 人 (平成 33 年度)	障害者支援課

異文化理解の促進と在住外国人に対する支援

事業概要	<p>在住外国人に対する生活支援として、多言語での生活情報の提供や日本語学習機会の提供、生活相談や、行政書士による無料相談等を実施していきます。</p> <p>また、市内在住の外国人に対する市内公共機関窓口等での外国語対応のため、市民通訳のボランティアを派遣します。</p> <p>国際交流・国際協力・多文化共生のまちづくりを推進する拠点として、国際交流プラザでは国際交流等の目的に利用できる会議室、情報コーナーではDVDの視聴や書籍、日本語テキストの貸し出し等を実施します。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	国際交流プラザ利用者数 6,698人（年間） （平成27年度）	年間 10,200人 （平成33年度）	国際課
国際ボランティア活動への 延べ登録者数 236人 （平成27年度）	延べ登録者数 250人 （平成33年度）		

生活保護受給者および生活困窮者への就労支援

事業概要	<p>就労支援を必要とするより多くの生活困窮者及び生活保護受給者に対し、「堺市キャリアサポート事業」や「生活保護受給者等就労自立促進事業」等の就労支援事業の利用を促し、支援対象者に応じた就労支援を実施することで、生活再建や自立に向けた支援を行います。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 雇用情勢や支援対象者の実情に応じた就労支援の推進・強化。 	生活援護管理課 各区生活援護課	

子どもの貧困対策	
事業概要	<p>子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の高校在学年齢等の子どもを対象に、学習できる場であり、居場所となる場を提供することで、高校の中退防止や子どもの将来の自立に向けた支援を行います。</p> <p>また、ひとり親家庭の親や子の生活の安定を図るために、より良い条件での就業や転職に向けた可能性を広げ、安定した就業につなげるために、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を支援します。</p> <p>就学援助金や奨学金の支給、学習支援、スクールソーシャルワーカー*の活用等子どもを取り巻く環境に応じた支援を行います。</p>
・子どもを取り巻く環境や抱える課題に応じた学習支援及び居場所づくりの推進・強化。	生活援護管理課 各区生活援護課
・ひとり親家庭の親または子の学び直しの支援を推進することにより、安定した就業につなげることを目的に、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を給付金として支給する。(再掲)	子ども家庭課
・経済的な理由で就学困難な市立小・中学校の児童生徒のいる家庭に対し、学用品費等の就学援助金を支給。また、経済的理由により修学が困難な高校1年生等に対して、奨学金を給付。	学務課
・放課後や長期休業中などを活用し、小学生(3年生以上)および中学生の希望者を対象として無料で学習支援を行い、一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図る。	学校指導課
・学校園だけでは対応が困難な生徒指導上の課題に対応するためスクールソーシャルワーカー*を派遣し、子どもの置かれた様々な環境(家庭環境等)に働きかけて福祉制度につなぐ等の支援を通して、課題の早期解決を図る。	生徒指導課

(4) 生涯にわたる健康支援

男女がともに、生涯にわたり、思春期、更年期、高齢期などのライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を図っていけるよう、総合的な支援を進めていく必要があります。そのためにも、性差を考慮した適切な医療が受けられる環境づくりを進めていくこと、特に女性に対しては妊娠・出産の可能性があるため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*の視点から支援を行うとともに、すべての市民を対象とし、啓発活動や学習機会を提供し、性感染症や薬物乱用・喫煙など、性や健康をおびやかす問題への対策を強化していく必要があります。

また、食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されています。男女を問わず、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むべく、食育に関する施策を推進しなければなりません。

さらに、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)*への理解を深め、多様な性を尊重する意識を醸成することにより、誰もが安心して暮らせるまちとなるよう取組を進める必要があります。

【主な事業】

生命と性を尊重する啓発の推進			
事業概要	<p>男女が、互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、健康教育・普及啓発を推進します。</p> <p>性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）*の人々に対する理解を深めるため啓発を実施するとともに、施策の推進に当たっては人権に配慮しながら展開します。</p> <p>また、学校においては、正しい知識を身につけ、生命や自己を尊重し、適切な行動が取れるよう、発達段階に応じた性に関する教育を推進します。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	「さかい男女共同参画週間事業」等における健康に関する講座参加者数 年間 延べ29人 (平成27年度)	年間 延べ60人 (平成33年度)	男女共同参画推進課
	堺 自由の泉大学一般教養講座における健康に関する講座受講者数 年間 延べ2261人 (平成27年度)	年間 延べ4,000人 (平成33年度)	女性センター
	<ul style="list-style-type: none"> 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）*の方々への理解促進のため、各種研修会や行事等の機会をとらえ、パネル展示やビデオの貸し出し等により啓発を行う。 		人権推進課
	<ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じ健やかでこころ豊かに生活するため、生活習慣病の予防や受動喫煙を含むたばこの害などについて健康教育等を実施し、市民が自主的に健康づくりに取り組むような啓発と環境づくりを推進する。 		健康医療推進課 各区保健センター
	<ul style="list-style-type: none"> HIVなどの性感染症について、正しい知識の普及・啓発並びに広域による相談・検査体制の充実を図るとともに、拠点病院等との連携を強化し、予防から治療までの総合的な対策を推進する。 		感染症対策課
	<ul style="list-style-type: none"> 「大阪薬物乱用『ダメ。ゼッタイ。』第四次戦略」に基づき、街頭キャンペーン、区民まつり等におけるパネル展示を用いた啓発、市内学校等への啓発資材の貸し出し等を通じ青少年の薬物乱用の未然防止を図る。 		環境薬務課
	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育において、性や健康をおびやかす薬物乱用、喫煙、飲酒、感染症などについて保健体育科などの教科学習を中心に、教育活動全体を通じて発達段階に応じた適切な指導の実施。 		生徒指導課 保健給食課

ライフステージに応じた健康対策の推進			
事業概要	<p>男女がその健康状態や思春期、妊娠・出産期、高齢期等のライフステージに応じて、適切に自己管理できるよう支援します。</p> <p>子どもに食に関する知識と望ましい食習慣を身に付けさせるための情報発信や、家庭における健全な食生活の実践をめざして、調理実習等の体験学習を取り入れた事業等を実施します。</p> <p>特に妊娠・出産は、女性の体が大きく変化する時期であることから、妊娠期から産後における母体の健康の保持・増進を支援します。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	府内における周産期医療*の充実に向け、地域周産期母子医療センター*及び周産期*ネットワークシステム参画病院(OGCS*、NMC S*参画病院)等への支援を行い、一般診療機関で受け入れ困難なハイリスク分娩を受け入れる仕組みを確保する。	広域的な対応が求められる「周産期医療*と救急医療の確保と連携」について、大阪府、大阪市等とともにその整備充実を図ります。(平成33年度)	健康医療推進課
	食育体験事業親子クッキング教室等 開催回数55回 (平成27年度)	年間 開催回数 70回 (平成33年度)	
	早期妊娠届出率 (妊娠11週までの届出) 94.7% (平成27年度)	100% (平成33年度)	子ども育成課
	<ul style="list-style-type: none"> 働く男女のメンタルヘルス対策として「働く人のメンタルヘルス」ホームページの運営、無料出前講座、講演会・相談会等の実施。(再掲) 		精神保健課
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は、極めて少ないと医師に診断されている法律上の夫婦に対する、特定不妊治療に要する費用及び特定不妊治療に至る過程の一環としての男性不妊治療に要する費用の一部の助成。 		子ども育成課
	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠期間を健やかに過ごし、安心して出産・子育てできるよう、妊産婦訪問指導、妊婦教室、新生児訪問指導、健康相談、健康教育等の実施。 		子ども育成課 健康医療推進課 各区保健センター
	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する正しい知識の普及啓発を図るため、食育推進イベント「さかい食育わんだーらんど」を開催し、食に関する様々な体験を通じて、食育の普及啓発を図る。 		健康医療推進課

性差を考慮した生涯にわたる健康の保持・増進	
事業概要	<p>疾患の罹患状況が男女で異なるなど、生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた適切な健康支援*を受けることが必要です。</p> <p>性別や年齢、生活習慣など、一人ひとりの特性に応じた医療の充実により、生涯にわたる健康づくりを支援します。特に女性特有のがん（子宮頸がん・乳がん）の早期発見、早期治療に努めるとともに、生涯にわたる健康に関する情報の提供と相談を実施します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 女性の悩みの相談（予約制）の実施。（再掲） カウンセリング件数 323 件（総枠 373）（平成 27 年度） 	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> 男性の悩みの相談（予約制）の実施。（再掲） カウンセリング件数 61 件（総枠 77）（平成 27 年度） 	
<ul style="list-style-type: none"> 乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の推進をめざして、ピンクリボンキャンペーン*を展開するとともに、子宮がんをはじめとする他のがんについても予防啓発を実施。 	健康医療推進課

基本課題3 子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画は、子どもから高齢者まで、また性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)*や障害者、外国人など、あらゆる人権に配慮し、すべての人が自分自身の重要な課題として共感できるものとなるように取り組む必要があります。

そのためには、多くの男性が固定的な男性役割に捉われ仕事中心の生活を選択している状況から脱却し、多様な働き方や生活スタイルを選択できるよう、職場や地域などあらゆる場における慣行の改善や、労働時間を削減する制度の整備、意識改革を進めていくことが重要です。

また、次世代を担う子どもたちが子どもの頃から男女共同参画を理解し、その個性を尊重されて伸びやかに育ち、多様な選択のできる人生を送れるよう、学校園における男女平等教育や、その内容を充実するための教職員研修、保護者への意識啓発等を推進していかなければなりません。

今後の高齢社会を豊かなものにするためにも、高齢者を、社会を支える重要な一員として捉え、高齢者の社会参画に対する支援、経済的自立につなげるための環境の整備等を進めます。

(1) 男女平等教育の推進

男女がともに多様な生き方を選択できる社会を実現し、次世代を担う子どもたちが個性と能力を発揮できるように、幼少期から男女平等教育を推進していく必要があります。

学校園においては、ジェンダー*にとられない個性を尊重した教育を推進するとともに、子どもたちが男女共同参画の考え方にもとづく自立及び職業に対する意識をもち、将来を見通した自己形成を促すための教育を行います。また、教育関係者に対する研修の充実や、保護者に対する啓発を進めます。

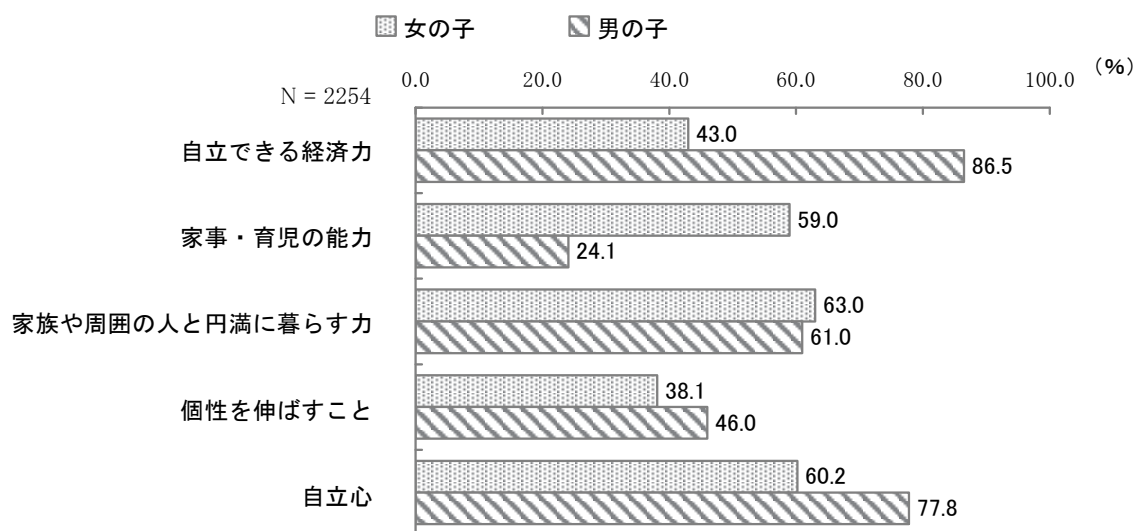


図 15 女の子・男の子に対する期待格差（堺市）（複数回答）

資料／「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（平成 27 年度）

解説

「自立できる経済力」と「家事・育児の能力」について、女の子と男の子に対する期待に大きな格差があります。「自立できる経済力」を男の子に期待する割合は女の子の倍となっています。逆に「家事・育児の能力」では女の子に男の子の倍以上の期待がかけられています。

【主な事業】

小・中学校における男女平等教育等の推進			
事業概要	<p>子ども一人ひとりが男女平等の意識を育み、ジェンダー*にとらわれず、その能力や個性を尊重した生き方が選択できるような指導をすべての教育活動を通して推進します。</p> <p>教科書・教材の点検や指導方法について工夫改善するとともに、継続的に、すべての教育活動における「隠れたカリキュラム*」の点検・見直しを進めます。</p> <p>子ども一人ひとりが性別にとらわれることなく、「自分らしく」生きていくことができる能力や態度を育成しつつ、将来の進路への関心理解を深めるため、さまざまな職業や進路の情報を提供するとともに、職場体験学習や進路指導において、ジェンダー*にとらわれることなく活動し、進路を選択できるよう、小中一貫した系統的・継続的なキャリア教育*・職業教育等の取組を進めます。</p> <p>産業界・スポーツ・文化芸術等、多様な分野における専門家を外部人材講師として学校へ派遣し、総合的な学習の時間や教科学習等においてキャリア教育*の授業を展開します。</p> <p>科学技術・学術分野における女性参画の推進に寄与するため、小学校段階から子どもの理科や科学への興味を高める科学振興事業等を推進します。</p>		
	項目・現状	目標	所管課
活動指標	各学校の作成する教育計画において、男女平等の観点を取り入れた学習や指導内容を位置づけるよう指示し、実施状況を点検評価する。	全校実施の継続 (平成 33 年度)	生徒指導課
	男女平等の観点から教科書・教材の点検を実施	全教科実施 (平成 33 年度)	学校指導課
	すべての教育活動における「隠れたカリキュラム*」の点検・見直し	継続実施 (平成 33 年度)	生徒指導課
	中学校職場体験学習の実施 実施校数 39 校 (平成 27 年度)	全中学校実施 (平成 33 年度)	学校指導課
	性別にとらわれず、児童生徒の能力・適性・進路希望等に応じた進路指導の充実	継続実施 (平成 33 年度)	生徒指導課
	性別にとらわれることなく役割分担ができる地域協働型の学校協議員の女性比率 35% (平成 27 年度)	40%以上 (平成 33 年度)	学校指導課
	「堺科学教育フェスタ」 「堺市学校理科展覧会」 「堺で科学サカイエンス」 「堺サイエンスクラブ」 「市民科学講座」の実施	継続実施 (平成 33 年度)	教育センター
・ 学校園における男女平等教育に関する特色ある実践、先進的な取組等の情報提供・啓発の実施。			生徒指導課 教育センター

教職員研修の充実			
事業概要	<p>男女平等教育の計画的・組織的な推進を図るため、すべての教職員研修に男女平等の観点を取り入れ、管理職をはじめ全教職員を対象に幅広い視野から研修を行います。</p> <p>また、すべての子どもの理工系分野への関心・理解を高めるため、男女平等の視点から研修事業の充実を図ります。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	全教職員を対象とした男女平等教育に関する校内研修の実施 実施校数 80 校 (平成 27 年 8 月)	全校実施 (平成 33 年度)	生徒指導課 教育センター
	教職員研修における女性講師比率の向上 49% (平成 27 年度)	40%以上 60%以下 (平成 33 年度)	教育センター
	全職種を対象とした男女平等教育研修の実施 2 回 (平成 27 年度)	現状値の維持 (平成 33 年度)	
	管理職を対象とした男女平等教育に関する研修の実施 3 回 (平成 27 年度)	現状値の維持 (平成 33 年度)	
	理工系分野に関する行事、研修会等における女性指導者比率の向上 51% (平成 27 年度)	40%以上 60%以下 (平成 33 年度)	
男女の人権尊重の視点から情報を解釈し、活用する能力の育成にむけ、初任者及び新任管理職を対象とした情報教育研修の実施 毎年 1 回 (平成 27 年度)	継続実施 (平成 33 年度)		

認定こども園*・保育所・幼稚園などにおける男女平等教育の推進			
事業概要	ジェンダー*にとらわれない教育・保育の計画や園の指導計画を作成し、個性を尊重した保育や教育を推進します。また、ジェンダー*に敏感な視点で教育・保育環境を整備するため、教材・遊具・図書等の点検を実施します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	保育従事者への研修の実施	研修の充実 (平成 33 年度)	幼保推進課
	市立全幼稚園で人権をテーマとした研修の実施 (平成 27 年度)	市立全幼稚園で男女平等の視点をふまえた人権研修の充実 (平成 33 年度)	学校指導課

保護者等に対する啓発の促進			
事業概要	堺市立学校園の保護者等を対象に、人権に関する講座の開催や人権啓発冊子の発行などを通じて、人権教育・人権啓発を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	人権教育連続講座参加者に対するアンケートで人権に対する意識が「深まった」「少し深まった」と回答した人の割合 98% (平成 27 年度)	100% (平成 33 年度)	人権教育課

子どもの安全・安心の確保			
事業概要	<p>犯罪等の被害を防止するため、地域安全マップ作成や子どもの安全見まもり隊による見守り活動、学校安全指導員による安全指導など、学校、家庭やPTA等の団体、地域住民、関係各機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る取組を推進します。</p> <p>子どもが自分自身の大切さを自覚するとともに、虐待、暴力行為、いじめ、セクシュアル・ハラスメント*等の危機を自分で切り抜けるための知識や方法を学び、たくましく生きていくための力を養います。</p> <p>携帯電話・インターネット上での犯罪、いじめ等に対し、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう情報モラル、メディア・リテラシー*を向上させる取組を推進します。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	子どもの安全見まもり隊登録者数 約 19,000 人 (平成 27 年度)	約 20,000 人 (平成 33 年度)	生徒指導課
自尊感情の向上、自ら危機的状況を切り抜けるための知識や方法の習得を目的とした学習プログラムの実施	全校実施の継続 (平成 33 年度)		

(2) 男性にとっての男女共同参画

男性が家庭生活と仕事、地域生活等を調和させ自立した生活を送ることができるよう、固定的な性別役割分担*意識を解消し、男性の家事・育児・介護、地域活動への参画を促進する積極的な取組を進める必要があります。

そのためには、男女共同参画についての理解を促進するための学習機会の提供と啓発、男性の育児・家事・介護能力を高めるための支援を進めるとともに、育児休業や介護休業取得のための支援など、男性が家庭責任を担える就業環境の整備や社会的気運の醸成にも取り組む必要があります。また、男性であるがゆえに直面する生きにくさや困難など、男性が抱えている問題に対する相談体制を充実させ、問題解決に向けた支援を行うことが大切です。

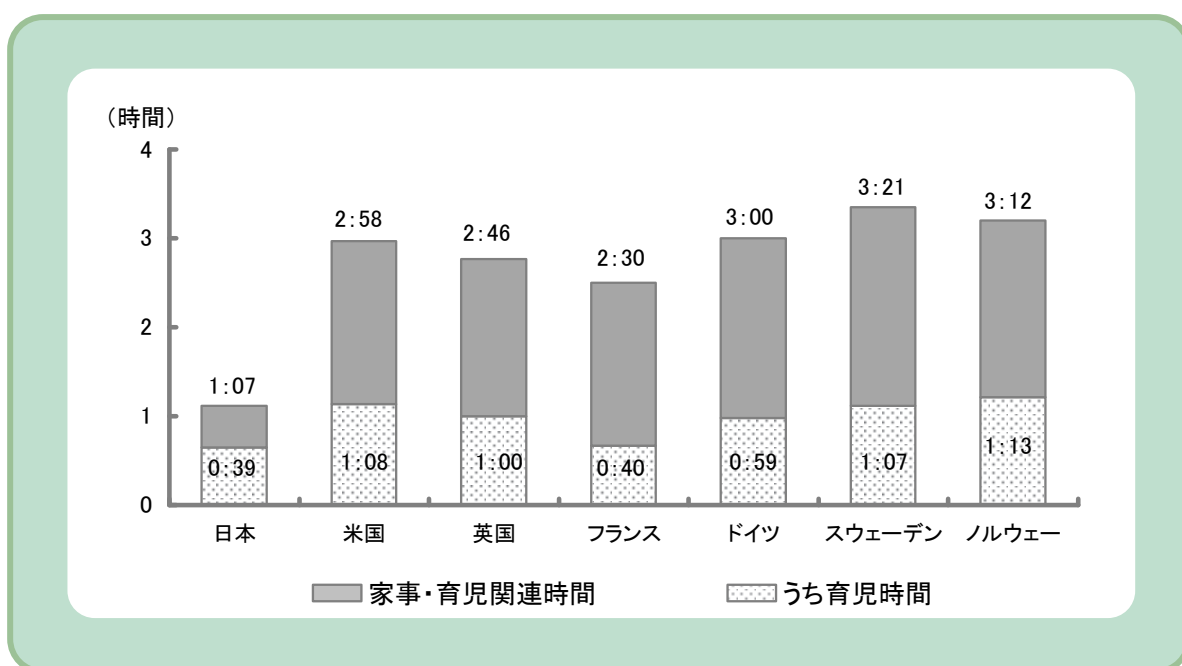


図16 6歳未満の子どもをもつ夫の1日あたり家事・育児関連時間の国際比較（全国）（平成23年）

資料／内閣府「平成28年版男女共同参画白書」

解説

日本の6歳未満の子どもをもつ夫の家事・育児関連に費やす時間は、1日当たり1時間7分となっており、スウェーデン（3時間21分）やドイツ（3時間）、米国（2時間58分）等の他の先進国と比較して極めて低水準にとどまっています。

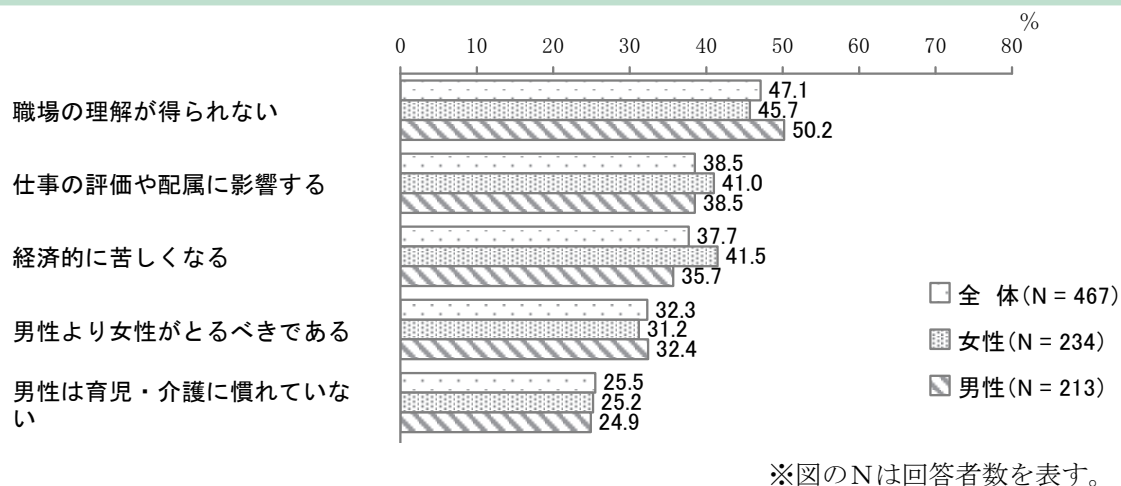


図 17 男性が育児や介護休業・休暇を取らないほうがいいと考える理由（上位5位）（堺市）（複数回答）

資料／「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（平成27年度）

解説

「男性は育児や介護の休業・休暇を取らないほうがいい」と考える人に、その理由を尋ねたところ、「職場の理解が得られない」や「仕事の評価や配属に影響する」と答えた人が多いことから、男性が家庭生活に参画するためには、職場の理解と環境整備が重要な課題であることがわかります。

【主な事業】

男性の意識改革の促進（再掲）			
事業概要	講座の開催、パネル展示、男女共同参画に関する啓発冊子等を通じて、男性の意識改革のための啓発を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	(再掲) ＜市民・市内事業者等＞ 「女と男のエンパワーメント* 講座」の男性参加率 7.6% (184人中14人) (平成27年度)	20%以上 (平成33年度)	女性センター
・啓発冊子等での、情報提供の実施。（再掲）			男女共同参画推進課

男性が家庭生活に参画するための積極的な意識啓発			
事業概要	「さかい男女共同参画週間事業」や男女共同参画に関する啓発冊子等において、男性が固定観念や慣習にとらわれず、積極的に家庭生活に参画することの重要性を啓発します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	「さかい男女共同参画週間事業」参加者数 年間 延べ607人 (第20回記念イベント参加者145人含む) (平成27年度)	年間 延べ480人 (平成33年度)	男女共同参画推進課
・啓発冊子等での、情報提供の実施。(再掲)			男女共同参画推進課

男性の育児休業・介護休業取得の普及促進(再掲)			
事業概要	事業主や人事労務担当者、管理者、労働者、求職者に対し、育児休業、介護休業等に関する情報について、ホームページや労働情報誌、ポスター、リーフレット、チラシ、堺労働メールマガジン「e-わーきんぐSAKAI」、男女共同参画に関する啓発冊子等を通じて周知を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	(再掲) 「e-わーきんぐSAKAI」メールマガジン登録者数 882人 (平成28年3月)	1,400人 (平成33年度)	雇用推進課
・啓発冊子等での、情報提供の実施。(再掲)			男女共同参画推進課

男性の育児能力や家事・介護能力を高めるための支援			
事業概要	パパの育児教室や男性の料理教室など、男性が積極的に家庭生活に参画するよう、意識啓発を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	男性の料理教室参加者数 延べ221人 (平成27年度)	年間 延べ300人 (平成33年度)	健康医療推進課
	パパの育児教室の実施 年間5回 (平成27年度)	年間6回 (平成33年度)	子ども育成課

男性に対する相談支援			
事業概要	<p>こころや体、家庭・職場等の人間関係、生き方などさまざまな悩みについて、専門の男性カウンセラーによる電話相談・面接相談を実施します。</p> <p>また、配偶者暴力相談支援センターにおいて、男性のDV*被害者からの相談を実施します。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> 男性の悩みの相談（予約制）の実施。（再掲） カウンセリング件数 61件（総枠 77）（平成 27 年度） 		男女共同参画推進課
	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターにおける男性相談の実施。 DV*相談件数 12件（平成 27 年度） 		子ども家庭課

(3) 高齢者にとっての男女共同参画

高齢者がその意欲や能力、経験に応じて社会との関わりを持ちながら、生きがいを持って生活することができるように、性別にとらわれない就労機会の確保や、地域活動の情報提供、学習機会の提供等を図っていく必要があります。

また、ひとり暮らし高齢者等に対する相談・サポート体制の整備や、介護予防・介護支援の取組など、支援が必要な高齢者を社会全体で支えていくためのしくみづくりを進めていくことも重要です。

【主な事業】

ひとり暮らしの高齢者への支援（再掲）	
事業概要	地域包括ケア*の推進により、ひとり暮らしの高齢者を支援していきます。具体的には、市内 21 カ所に地域包括支援センターを設置するとともに、各区役所に基幹型包括支援センターを設置し、高齢者総合相談等を行い、男女の生活実態や意識・身体機能等の違い等に配慮して、ひとり暮らし高齢者の自立生活を支援します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカー*による適切な相談支援。（再掲） ・高齢者総合相談窓口等を担う地域包括支援センターの再編・充実等。（再掲）
	高齢施策推進課

高齢者の性別分業にとらわれない就労機会の確保（再掲）			
事業概要	性別や年齢にとらわれず就業の機会等を確保されるよう意識啓発を行っていきます。また、シルバー人材センターでは、誰もができる就業先の開拓と女性会員が魅力を感じる職域の開発や環境の整備を推進します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	(再掲) シルバー人材センターの 女性登録者数 2,100 人 (平成 28 年 3 月)	2,600 人 (平成 33 年度)	高齢施策推進課

経験を活かし活動できる地域活動の情報や学習機会の提供			
事業概要	「いきいき堺市民大学」講座などの学習機会の提供や地域活動の情報提供を通じ、男女が共に魅力を感じるカリキュラムの充実や、高齢者が自らの経験を活かし、地域を支える人材として活動していくための支援を行います。これらの支援を通じ、定年退職後に家庭に引きこもりがちとなる男性高齢者の地域社会参加の促進を図ります。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	「いきいき堺市民大学」 修了率（1 期） 男性 71% 女性 78% (平成 27 年度)	男女とも 80%以上 (平成 33 年度)	高齢施策推進課

地域での高齢者の生活支援に関するネットワークづくりの促進や相互援助を行うシステム等の支援体制の充実

事業概要	小学校区での地域福祉活動推進事業として、見守り・声かけ訪問活動や配食活動など、地域のつながりハート事業を男女共同参画の視点をもって実施します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	地域のつながりハート事業	全校区実施 (平成 33 年度)	高齢施策推進課

基本課題4 地域における男女共同参画の推進

少子高齢化などの社会情勢の変化とともに、地域の抱える課題が多様化・複雑化していると同時に、核家族化や人間関係の希薄化が進み、子育てや介護で孤立し悩みを抱える人も少なくありません。

また、近年の地震災害時には、避難所生活の中で、家事などの家庭的責任が女性に集中したり、男女のニーズの違いへの無配慮や女性に対する暴力などの問題が明らかになっています。

これらの地域課題の解決に向けて、地域が主体的に取り組めるよう各種団体が連携し、それぞれが力を十分に発揮して地域力を高めることがより一層求められています。

市民にとって身近な暮らしの場である地域において女性はその個性や能力を発揮し、意思決定過程に参画するとともに、特定の性や年齢層で担われている分野へ男女双方が参画することが課題解決の鍵となり、ひいては地域の活性化につながっていきます。

さらなる意識啓発を進め、地域ネットワークづくりの支援を行うとともに、地域の人たちと力を合わせ子育てや介護等の課題を解決し、あらゆる人々にとって身近な男女共同参画を進めます。

(1) 活力ある地域活動の推進

男女がともに豊かに暮らせる、魅力ある地域社会を形成するには、男女が主体的に地域活動へ参画するための取組が必要です。特に、定年退職後の世代の人々に対しては、これまでの経験を活かし積極的に地域活動へ参画する支援を進めます。

また、地域で活動する団体等に対しては、これまでの慣行を見直し、意思決定過程への女性の参画の促進に努めるよう意識付けや啓発を行い、市民にとって身近な場から男女共同参画を推進し、地域力の向上を図っていきます。

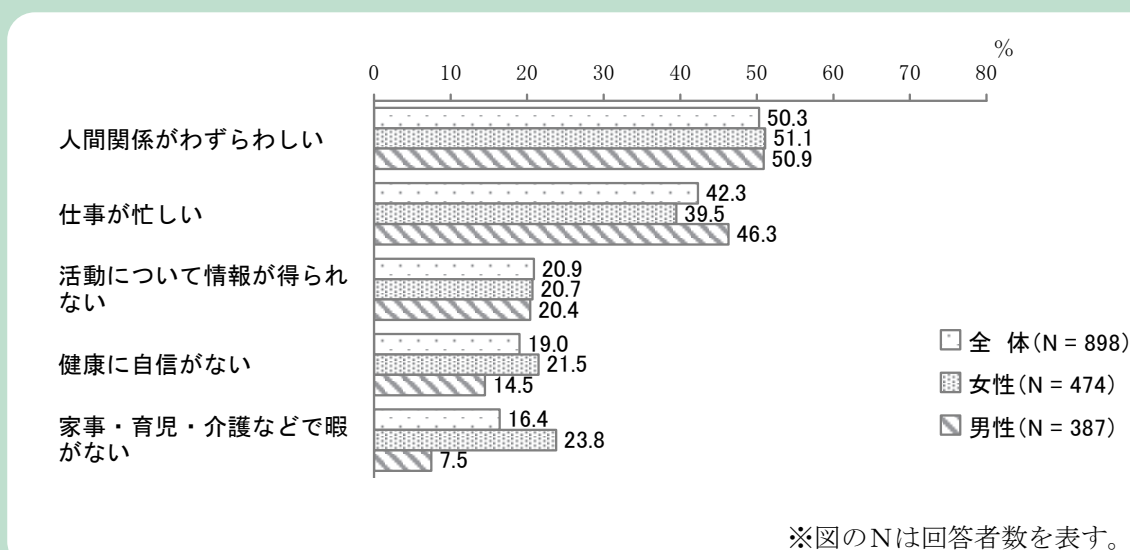


図 18 地域活動（※）に参加したことがないあるいは参加したくない理由（上位 5 位）（堺市）（複数回答）
 ※地域活動：自治会や町内会、老人会や子ども会、学校PTA、民生委員、NPO*やボランティア、サークル、防災活動など
 資料／「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（平成 27 年度）

解説

NPO*やボランティアなどの活動に参加したことがないあるいは参加したくない人に、その理由を尋ねたところ、女性の約 4 割、男性の半数近くが「仕事が忙しい」と答えていることから、仕事と地域活動の両立を可能にするためには、ワーク・ライフ・バランス*の推進が重要な課題であることがわかります。

【主な事業】

地域活動への男女共同参画の促進

事業概要	<p>情報通信技術の進展をふまえ、インターネットを通じた学習機会・情報の一層の充実を図るため、ホームページの構成等も含め、多様な学習情報の提供を図ります。また、SNS（ソーシャルネットワークサービス）*の活用による有効な学習情報の提供についても検討をしていきます。一方、パソコンを利用されない方へも配慮し、引き続き紙媒体による学習情報の提供も合わせて検討・実施します。</p> <p>また、「男女共同参画交流の広場」など、さまざまな拠点において地域活動に関する情報を提供します。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	市ホームページ（生涯学習）へのアクセス数 544,589件 （平成27年度）	600,000件 （5年間で10%増） （平成33年度）	生涯学習課
	「男女共同参画交流の広場」利用者数 年間 2,518人 （平成27年度）	年間 3,100人 （平成33年度）	男女共同参画推進課

地域で活動する組織等における方針決定の場への女性の参画促進

事業概要	<p>各種地域団体に対して女性役員の登用や女性の地域活動への参加を働きかけるなど、女性の参画促進のための啓発を進めます。社会教育関係団体である堺市PTA協議会及び堺市子ども会育成協議会について、各下部組織では、多くの女性が活動していることから、協議会への女性の参画及び役員登用を促進するために、各団体へ意識付けや啓発を進めます。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	①堺市PTA協議会における女性役員の割合 24% ②堺市子ども会育成協議会における女性役員の割合 13% （平成27年度）	各50% （平成33年度）	地域教育振興課

経験を活かし活動できる地域活動の情報や学習機会の提供（再掲）

事業概要	<p>「いきいき堺市民大学」講座などの学習機会の提供や地域活動の情報提供を通じ、男女が共に魅力を感じるカリキュラムの充実や、高齢者が自らの経験を活かし、地域を支える人材として活動していくための支援を行います。これらの支援を通じ、定年退職後に家庭に引きこもりがちとなる男性高齢者の地域社会参加の促進を図ります。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	（再掲） 「いきいき堺市民大学」 修了率（1期） 男性71% 女性78% （平成27年度）	男女とも80%以上 （平成33年度）	高齢施策推進課

地域ネットワークづくりの支援			
事業概要	<p>市民活動支援情報の提供や事務所・ミーティングルームなど活動拠点の提供に 取り組み、市民活動を促進します。</p> <p>男女共同参画の視点をふまえ、行政と地域おこし、まちづくり、観光、文化の 伝承に関する地域活動を行っている団体等とのネットワークの構築を促進しま す。すべての来訪者を迎え入れる「おもてなし」の環境づくりを進めます。</p> <p>堺版コミュニティ・スクール推進事業により、学校を拠点とした地域コミュニ ティ*づくりを推進します。</p>		
	項目・現状	目標	所管課
活動指標	市民活動サポート・センター 利用者数 年間 43,448 人 (平成 27 年度)	年間 58,000 人 (平成 33 年度)	市民協働課
	堺市市民活動コーナー 年間 3,051 人 (平成 27 年度)	年間 4,000 人 (平成 33 年度)	
	堺版コミュニティ・スクール 推進事業 小中学校 28 校 (平成 27 年度)	全小中学校実施 (平成 33 年度)	学校指導課
・まちの賑わいづくりと地域の活性化をめざし観光振興に取り組 む中で、観光促進に関する活動を行っている団体等と連携し、 「おもてなし」の環境づくりを推進する。			観光企画課 観光推進課

(2) 地域での支えあいによる育児・子育て・介護支援等の充実

核家族化や人間関係の希薄化により、子育てや介護で孤立し、不安や負担を抱える人が少なくありません。こうした問題の解消のためには、男性の子育てや介護への積極的な参画を促進するとともに、地域での育児・子育てや高齢者生活支援のネットワークづくりを促進し、地域での支えあいによる育児・子育て・介護支援を充実させていく必要があります。

【主な事業】

地域での育児・子育てに関するネットワークづくりの促進や相互援助を行うシステム等の支援体制の充実

事業概要

地域子育て支援センターや保健センター、市ホームページ「さかい☆HUG はぐネット」等で子育てサークルなどの紹介を行い、地域でのネットワークづくりを促進します。

また、認定こども園*・保育所では、園庭開放・育児講座・育児相談・子育てに関する情報提供などの「地域活動事業」や、かかりつけの園として身近な認定こども園*・保育所を登録できる「さかいマイ保育園事業」を実施し、子育てを応援します。

さらに、子育ての応援をしたい方（提供会員）と、子育ての応援を受けたい方（依頼会員）の相互援助組織であるファミリー・サポート・センター*事業の推進を図ります。

	項目・現状	目標	所管課
活動指標	(再掲) さかいマイ保育園事業 登録児童数 3,838人 (平成28年3月)	4,200人 (平成33年度)	幼保推進課
	ファミリー・サポート・センター*会員登録者数 5,100人 (平成28年3月)	5,920人 (平成33年度)	子ども育成課
	認定こども園*・保育所における 地域活動事業 全保育施設等 (平成27年度)	全保育施設等 (平成33年度)	幼保運営課 学校指導課

地域における児童生徒の安全確保の推進

事業概要	「子ども安全見まもり隊」による校区の安全指導や「こども110番の家」など、地域と協働して、子どもの登下校の安全確保に向けた取組を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	(再掲) 子どもの安全見まもり隊 登録者数 約 19,000 人 (平成 28 年 3 月)	約 20,000 人 (平成 33 年度)	生徒指導課
	こども 110 番の家 協力件数 9,386 件 こども 110 番のくるま 台数 676 件 (平成 28 年 3 月)	こども 110 番の家 協力件数 12,000 件 こども 110 番のくるま 台数 現状維持 (平成 33 年度)	子ども育成課

地域での高齢者の生活支援に関するネットワークづくりの促進や相互援助を行うシステム等の支援体制の充実（再掲）

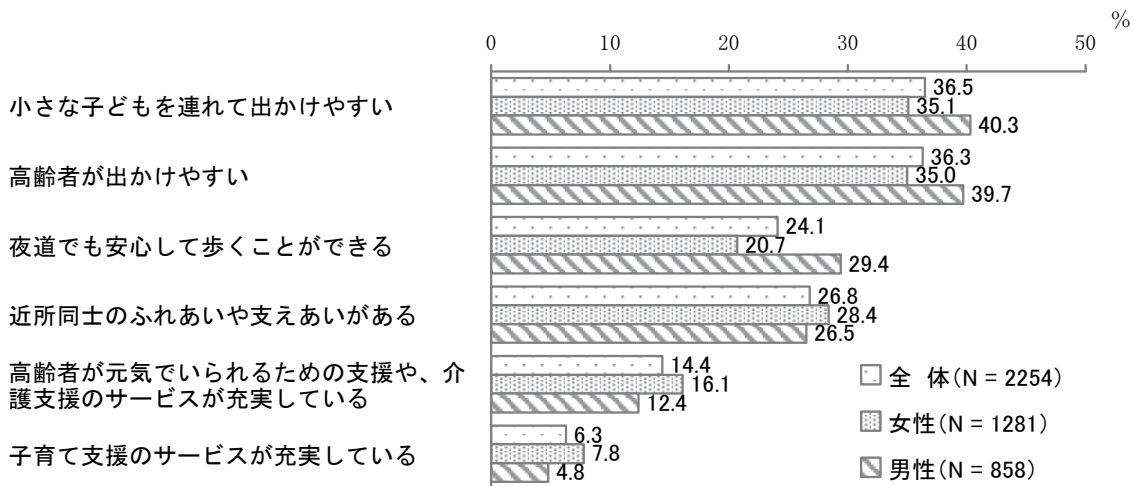
事業概要	小学校区での地域福祉活動推進事業として、見守り・声かけ訪問活動や配食活動など、地域のつながりハート事業を男女共同参画の視点をもって実施します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	地域のつながりハート事業	全校区実施 (平成 33 年度)	高齢施策推進課

(3) 男女共同参画の視点に立った防災・環境その他の分野における安全・安心なまちづくり

近年、安全で安心して暮らせるまちづくり、災害に強いまちづくり、また環境にやさしいまちづくりの重要性が高まっています。こうしたまちづくりを進めるにあたっては、あらゆる人が参画し、それぞれのニーズの違いをまちづくりに反映させていく必要があります。

特に、被災時には、女性や高齢者、子どものニーズが軽視されたり、性暴力被害が平常時より増えるなど、これらの人々がより厳しい立場におかれることを考慮し、特に避難所運営にあたって女性の参画は欠かせず、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対策を推進する必要があります。

また、高齢者や障害者を含むすべての人々が社会活動に参画し、社会の担い手として生きがいを持って生活を送ることができるように、移動手段の確保や「心のバリアフリー*」など、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー* 化のための施策を推進していくことが重要です。



※図のNは回答者数を表す。

図19 地域の住みやすさの評価（堺市）（複数回答）

資料／「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（平成27年度）

解説

地域の住みやすさの評価では、介護支援や子育て支援のサービスの充実についての評価が低くなっています。また夜道でも安心して歩くことができるかどうかについては女性の評価が低くなっています。

女性や高齢者、子どもなどすべての人が安心して暮らせるよう、さまざまな主体が協働してまちづくりを進めていくことが重要です。

【主な事業】

男女共同参画の視点を取り入れた地域での防災・災害復興体制の確立			
事業概要	<p>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違いをふまえた防災知識の普及啓発等を実施し、地域における支援体制の整備を図ります。</p> <p>被災時には、家庭的責任が女性に集中することや、性暴力やDV*等の被害の発生など、女性がより厳しい立場におかれることを考慮し、特に避難所運営にあたっては女性の参画や意向を反映し、悩みや暴力に関する相談サービス等を充実するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策を推進します。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	校区自主防災組織とともに実施する避難所運営ワークショップや訓練の参加者における女性比率 25% (平成 27 年度)	30% (平成 33 年度)	危機管理室

男女共同参画の視点をもったまちづくりの推進			
事業概要	<p>環境やまちづくり等の基本計画においては、男女共同参画の視点をもって取り組みます。</p> <p>高齢者や小さな子ども連れでも出かけやすく、女性が安心して夜道を歩ける環境の整備など、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	堺エコロジー大学 一般講座受講者数 2585 人 専門コース修了者数 7 人 (平成 27 年度)	一般講座受講者数 3000 人 専門コース修了者数 14 人 (平成 33 年度)	環境共生課
	まちづくりの方向性や市民ニーズ等に対応した交通施策の具体化に向けた交通事業者等との協議回数 年間 12 回 (平成 27 年度)	50 回以上 (平成 29～33 年度 累計)	交通政策課

堺セーフシティ・プログラムの推進			
事業概要	<p>すべての人にとって安全・安心なまちをめざして、地域団体や市民との協働により、「堺セーフシティ・プログラム推進事業」を進めます。</p> <p>街頭防犯カメラを設置し、地域全体の防犯意識の向上につなげるとともに、コンビニエンスストアの協力を得て、成人雑誌に色付き包装を施し、子どもに性表現を見せない環境づくりを行います。また、青色防犯パトロール活動実施団体を支援し、活動の普及・促進を図ります。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	街頭防犯カメラ設置台数 395台 (平成26年度)	790台 (平成31年度)	市民協働課
	コンビニエンスストアと連携した性表現対策	協力店舗の拡大 (平成31年度)	
青色防犯パトロールの認知度 55.8% (平成26年度)	90% (平成31年度)		

基本課題5 男女共同参画による都市魅力の創出

すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を発揮し、職場や家庭、地域などあらゆる場面で活躍することにより、社会のさまざまな場に多様な視点や新たな発想が取り入れられ、多様性に富んだ活力ある社会が形成されます。

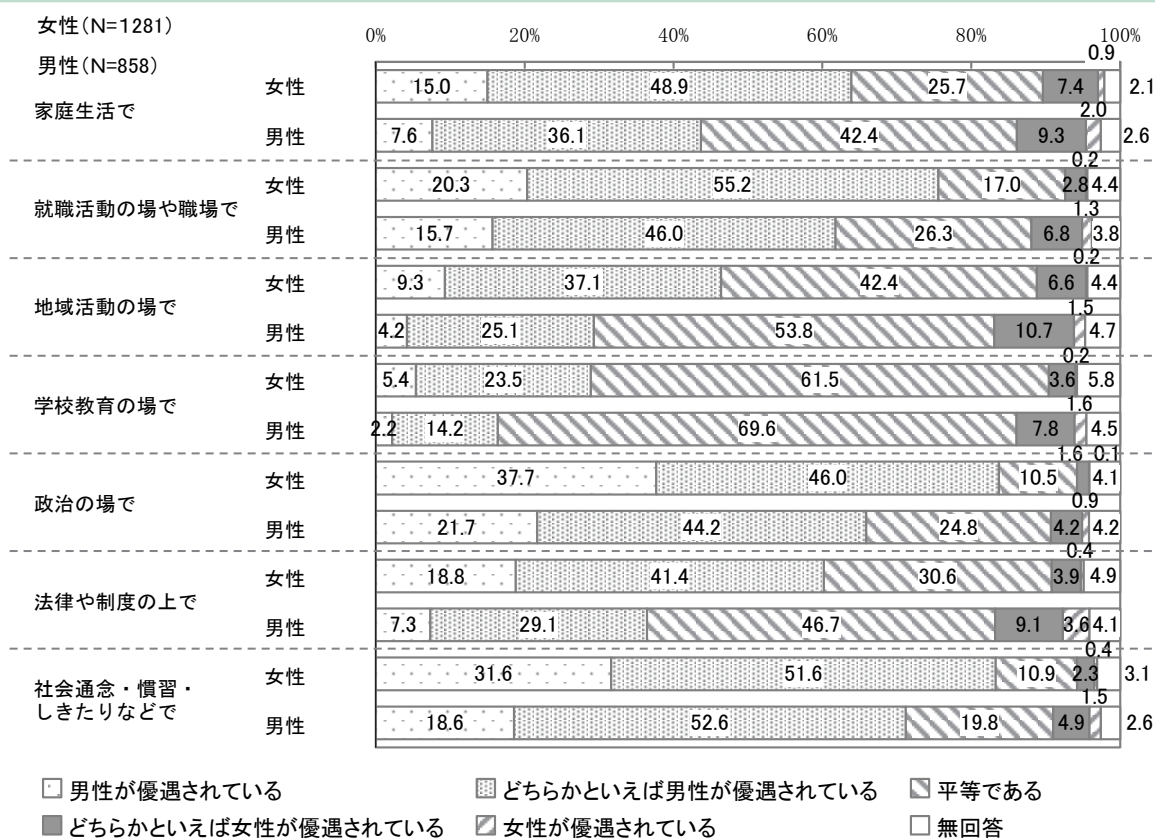
より一層、固定的な性別役割分担*意識の解消に努め、さまざまな活動に男女が参画できるような取組とともに、意思決定過程への女性の参画をさらに加速させていくことにより、国内外からも評価される魅力あるまちづくりを進めます。

(1) ジェンダー平等*に向けた意識の変革

あらゆる場面において、男女がともに個性と能力を発揮し、対等に参画する社会を実現させるためには、固定的な性別役割分担*意識やそれに基づく社会制度・慣行を見直し、市民一人ひとりの意識変革を進めていくことが重要です。そのために、意識の見直しにつながる情報提供や啓発、男女共同参画に関する法制度の周知、学習機会の提供、地域で活動するリーダーの育成などを行っていく必要があります。

また、市職員や事業者が率先して、連携・協力しながら男女共同参画の実現に向けた取組を推進する必要があります。特に、市職員が、女性（女子）差別撤廃条約*などの男女共同参画に関わる条約や法律、制度等を十分に理解し、ジェンダーの視点*をもってあらゆる施策の推進にあたります。

さらに、情報化の進展によりメディアが市民の意識に与える影響が非常に大きくなっていることから、市の刊行物に関しては男女共同参画の視点を持って作成するとともに、市民が男女共同参画の観点から主体的に情報を読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー*）を養うための啓発・学習機会を提供していく必要があります。



※図のNは回答者数を表す。

図 20 様々な場における男女の地位の平等意識（堺市）

資料／「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（平成 27 年度）

解説

男女とも、就職活動や職場、政治の場、社会通念・慣習・しきたりなどにおいて、「男性が優遇されている」あるいは「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じており、また家庭生活における男女の地位については男女間での平等意識に大きな差が出ています。

【主な事業】

男女共同参画に向けた市民の意識変革の促進			
事業概要	「さかい男女共同参画週間事業」や「堺市男女共同参画推進講師派遣事業」、男女共同参画に関する啓発冊子の発行など、地域で活動する市民グループに幅広く、あらゆる手段を活用した啓発事業や多様なニーズに対応した教育・啓発の機会を提供します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	女性の人権を含む講座等の実施、人権関連の施設見学・講演会等への参加者数 年間 延べ 34,355 人 (平成 27 年度)	年間 延べ 68,000 人 (平成 33 年度)	人権推進課 平和と人権資料館
活動指標	(再掲) 「さかい男女共同参画週間事業」参加者数 年間 延べ 607 人 (第 20 回記念イベント参加者 145 人含む) (平成 27 年度)	年間 延べ 480 人 (平成 33 年度)	男女共同参画推進課
	「堺市男女共同参画推進講師派遣事業」参加者数 (平成 28 年度からの新規事業)	年間 延べ 100 人 (平成 33 年度)	

市民の主体的な活動の促進			
事業概要	地域で活動するリーダーを育成するため、ライフクリエイター養成講座を実施します。また、市民の自主的な活動を支援するため、地域において男女共同参画に関する学習会、セミナー等を行う団体に対し、講師謝礼金の一部を負担する「堺市男女共同参画推進講師派遣事業」を実施します。さらに、男女共同参画交流の広場において、日常利用しているグループ間相互の交流を深めます。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	ライフクリエイター養成講座等人材養成講座修了生 (第 1 期生からの累計) 367 人 (平成 27 年度)	累計 650 人 (平成 33 年度)	男女共同参画推進課
(再掲) 「堺市男女共同参画推進講師派遣事業」参加者数 (平成 28 年度からの新規事業)	年間 延べ 100 人 (平成 33 年度)		

男女共同参画に向けた市職員の意識変革の促進

事業概要	<p>職員の新任役職者（課長級、課長補佐級、係長級）に対する研修や採用後3年目までの基礎研修を通じ、職員一人ひとりが、男女共同参画に関する市の取組を認識し、課題として主体的に取り組んでいけるよう意識変革を促進します。また、女性の人権をテーマとした職場研修を行うほか、人権関連の施設見学や講演会等への参加を奨励します。</p> <p>さらに、各職場において職員自らが、男女共同参画推進課および国・府などが発行する啓発冊子などで自発的にジェンダー*問題について研究します。また、所管の審議会について女性委員比率を高めるための取組を推進するなど、男女共同参画の視点で各職場の政策を点検します。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	<p><市職員等>職員の人権意識向上のため、全職場の人権担者が、あらゆる人権をテーマとした研修を班別で実施。</p>	<p>人権担者研修中の全体研修やグループ別研修に、女性の人権を含むあらゆる人権をテーマとして取り上げ、研修内容を充実。</p>	<p>人権企画調整課 各課</p>
<p><市職員等> ・職員の新任役職者研修等の実施。</p>			<p>人材開発課</p>

男女共同参画の視点に立った表現の推進

事業概要	<p>各課が発行する刊行物を男女共同参画の視点に立って作成するように心がけ、性別による固定観念にとらわれないよう啓発を行います。</p>		
<p>・各局広報広聴委員などに男女共同参画の視点に立った広報活動を実施するよう啓発。</p>	<p>・「広報さかい」など各種広報媒体の作成過程で、各課の広報事務担当者と男女共同参画に配慮した表現などについて啓発や調整の実施。</p>		<p>広報課</p>
<p>・各課からの刊行物に載せる人物の絵や色について、性別による固定観念にとらわれないよう啓発の実施。</p>			
<p>・男女共同参画の視点に立った刊行物の作成。</p>			<p>各課</p>

メディア・リテラシー*（情報を主体的に読み解き、判断・選択し、使いこなしていく能力）の育成

事業概要	<p>子どもが健全に育つためメディア・リテラシー*の向上に努めます。暴力を伴わない人間関係の構築のための子ども、親に対する研修や講演会を充実します。また、学校教育において、インターネットをはじめさまざまなメディアが社会や生活におよぼす影響を理解し情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成します。</p>		
<p>・男女共同参画の視点に立った刊行物の作成。（再掲）</p>			<p>各課</p>

(2) 政策方針決定過程への女性の参画促進

男女共同参画社会*の実現のためには、政治や経済、行政分野、地域活動などさまざまな政策・方針決定の場に男女が対等な立場で参画し、意見が反映されることが重要です。市においては、率先して審議会や行政委員会委員等への女性の選任や、市の女性職員・教職員の職域拡大及び管理職等への登用に積極的に取り組む必要があります。

また、市民が主体となって男女共同参画活動を推進するための女性リーダー人材の発掘・育成、女性の参画を進める団体の活動を後押しするための情報提供や意識啓発を実施していくことも重要です。

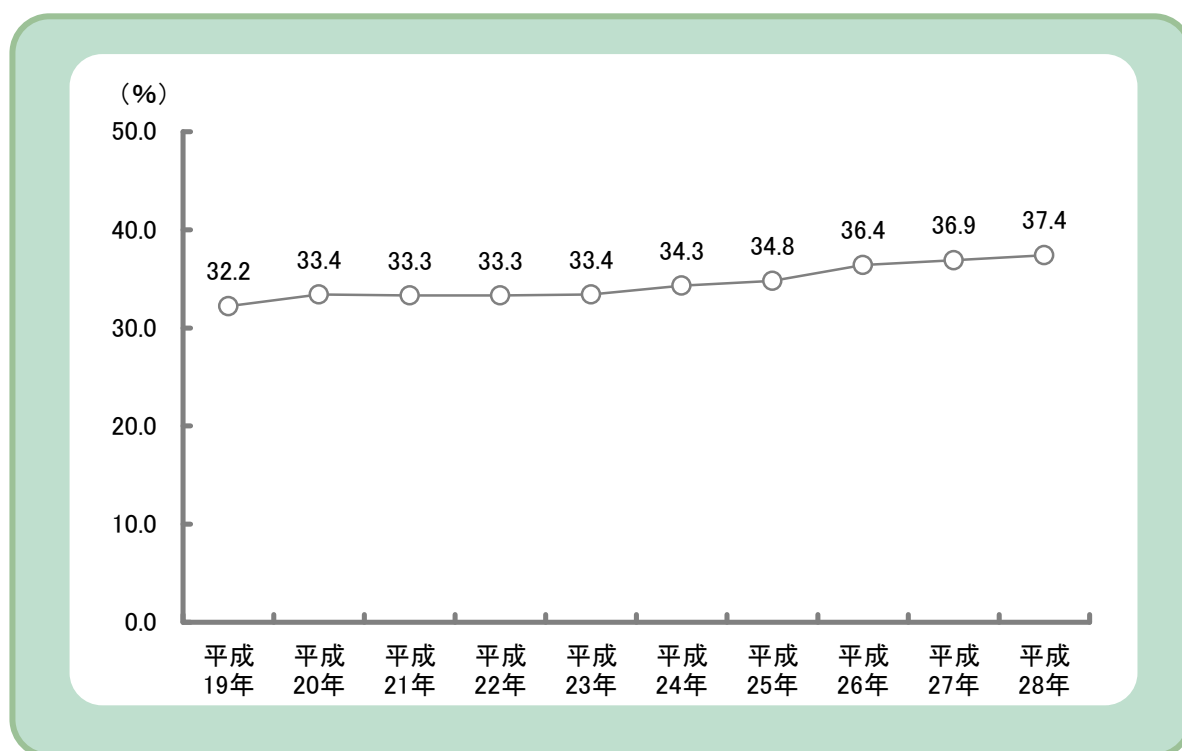


図21 堺市における審議会等委員の女性委員の割合の推移（堺市）（各年4月時点）

解説

堺市における審議会等委員の女性比率は、少しずつですが増加しています。

【主な事業】

市の審議会等への女性の参画促進			
事業概要	審議会等の委員の選任にあたっては、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」、「堺市審議会等への女性委員登用推進要綱」及び「審議会等の設置等に関する指針」に基づき、女性委員の比率が40%以上60%以下となるよう、委員選任時の事前協議を所管課へ働きかけ、また、女性の人材情報を提供するなど、より積極的な女性委員の登用を促します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	事前協議件数	対象となる 全審議会等 (平成33年度)	行政管理課 男女共同参画推進課

市女性職員の管理職等への登用促進			
事業概要	管理職等への女性登用目標を設定するとともに、具体的な取組として、職員の人材開発、管理職等の意識改革、係長級の昇任試験における受験環境の整備に努めます。 また、登用の第一段階となる係長級試験への受験に対して消極的な女性職員の昇任に対する不安を軽減するため、女性役職者との交流会を開催します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	役職者（係長級以上）の 女性比率 20.6% (平成28年4月1日現在)	30% (平成33年度)	人事課
	「係長級試験受験対象の女性 職員のための交流会」参加者数 年間42人 (平成27年度)	年間50人 (平成33年度)	男女共同参画推進課

市女性教職員の管理職等への登用促進			
事業概要	女性管理職等への登用目標値を設定するとともに、日頃から各学校園において中堅女性教職員を各主任等の指導的役割に位置付けることにより、管理職昇任への意識を高め、選考を受験するよう呼びかけます。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	女性役職者比率 30.8% (平成28年4月1日現在)	32% (平成33年度)	教職員人事課

女性リーダーの人材の発掘、育成			
事業概要	<p>地域活動を主体的に推進する女性リーダーを養成するため、ライフクリエイター養成講座等人材養成講座を実施します。</p> <p>また、女性市民の声を市政に反映させるため、委員公募情報等を積極的に提供します。</p>		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	<p>(再掲)</p> <p>ライフクリエイター養成講座等人材養成講座修了生 (第1期生からの累計) 367人 (平成27年度)</p>	<p>累計 650人 (平成33年度)</p>	<p>男女共同参画推進課</p>

(3) ジェンダー平等*に向けた国際的協調

ジェンダー平等*は世界各国の共通課題であり、国際的協調を図りながら進めるべき課題です。そのため、女性（女子）差別撤廃条約*などのジェンダー平等*に関する国際規範・基準を積極的に施策に取り入れるとともに、国際的な取組に関する情報収集と提供、国際機関との交流・連携を促進していく必要があります。

また、ジェンダー平等*は、平和で、すべての人の人権が尊重される社会において実現されるものであり、平和を大切にする意識啓発の推進が重要です。

さらに、ジェンダー平等*に向けた施策を推進するうえでは、国や堺市における現状・課題を十分に把握することが重要であるため、ジェンダー統計（男女別統計）*の収集・分析、ジェンダー予算*に関する調査・研究等を進めていくことが不可欠です。また、収集・分析したジェンダー統計（男女別統計）*や男女共同参画に関する資料・情報等は、可能な限り分かりやすい形で市民に対して公開していきます。

【主な事業】

UN Women*など国際機関との交流と連携の推進（堺セーフシティ・プログラムの推進）	
事業概要	「女性と女兒に対する暴力の根絶」、「女性の経済的エンパワーメント*の強化」等を優先課題として取り組んでいる UN Women*など国際機関と連携しながらさまざまな施策に取り組みます。 UN Women*が推進する「セーフシティーズ・グローバル・イニシアティブ」（女性や女兒への暴力のないセーフシティ世界計画）に参加し、地域団体や市民との協働により、「堺セーフシティ・プログラム推進事業」を進め、女性や子どもに対する暴力のない社会の実現をめざします。
・「国際女性デー*」や「堺セーフシティ・プログラム」等の周知啓発のためパネル展示等を実施。	男女共同参画推進課

平和を大切にする意識啓発の推進			
事業概要	平和や人権を考えるための各種講演会や展示施設による啓発を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	(再掲) 女性の人権を含む講座等の実施、人権関連の施設見学・講演会等への参加者数 年間 延べ 34,355 人 (平成 27 年度)	年間 延べ 68,000 人 (平成 33 年度)	人権推進課 平和と人権資料館

ジェンダー統計（男女別統計）*の推進とジェンダー予算*に関する調査・研究

<p>事業概要</p>	<p>ジェンダー統計（男女別統計）*の収集および活用を進めるとともに、ジェンダー予算*の在り方の研究を行います。 また男女共同参画に関する資料・情報を収集し、男女共同参画に関する啓発冊子等を通じ、市民への情報提供を行います。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ジェンダー統計（男女別統計）*を収集し、男女間の格差等の現状を把握、活用。 	<p>企画部 （調査統計担当） 男女共同参画推進課 各課</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ジェンダー予算*の在り方についての研究および収集。 	<p>財政課 男女共同参画推進課</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 啓発冊子や各研修などで、テーマに沿った調査結果をジェンダー*格差是正の視点を入れて分析、活用。 	<p>男女共同参画推進課</p>	

2 計画の推進にあたって

(1) 庁内関係部局との連携強化

男女共同参画の推進は、堺市のさまざまな行政課題と深く関わっているということを職員全員が十分に認識し、全庁的な課題としてあらゆる施策にジェンダーの視点*を持って取り組みます。

(2) 男女共同参画に関する調査・研究

市民意識やニーズを的確に把握し施策に反映させていくため、全庁において男女別統計の収集を推進し、あらゆる分野における男女の状況を把握するとともに、それぞれの施策が男女に与える影響が中立であるかを検証します。

(3) 計画の進捗状況の評価

本計画に基づき実施した施策については、担当部局により毎年度、評価・確認を行い、進捗状況を管理します。また、「年次報告書」については、堺市男女平等推進審議会へ報告して意見を求めたうえで公表します。

(4) 市民や関係団体、国際機関や他自治体等との協働と連携

市民や事業者、地域における関係団体等との協働を基調とし、ジェンダー平等*は世界共通課題であるという認識のもと、国際機関や国・府・近隣市町村等との幅広い連携を推進します。

第1章

第2章

第3章

參考資料

3 成果指標（アウトカム指標）一覧

基本課題	成果指標（アウトカム指標）		策定時 （平成 24 年 3 月）	最新値	目標 （平成 33 年度）	指標の出典・調査時点等
基本課題1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進						
重点	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度		20.3% （平成 22 年 11 月）	24.6% （平成 27 年 11 月）	50%以上	堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成 27 年度）
	「年齢や性別にかかわらず、能力を十分に発揮できる環境が整っている」と答えた人の割合（「そう思う」「ある程度そう思う」の計）		27.1% （平成 22 年 7 月）	28.9% （平成 25 年 7 月）	70%	平成 25 年度市民意識調査
	★市の男性職員育児休業取得率		3.4% （平成 22 年度）	6.1% （平成 27 年度）	13%	
	男性の家事に関わる平均時間／6 歳未満の子どもを持つ男性の育児に関わる平均時間（平日／1 日当たり）	家事	0 時間 48 分 （平成 22 年 11 月）	0 時間 46 分 （平成 27 年 11 月）	2 時間 30 分	堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成 27 年度）
育児		1 時間 10 分 （平成 22 年 11 月）	0 時間 58 分 （平成 27 年 11 月）			
基本課題2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備						
配偶者暴力防止法（DV防止法）の認知度			50.6% （平成 22 年 11 月）	55.6% （平成 27 年 11 月）	100%	堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成 27 年度）
子宮がん検診・乳がん検診の受診率（計画策定時には、堺市民全体でのがん検診の受診率データを保有していなかったため、堺市が実施しているがん検診の受診率を参考値として記載）	子宮がん	【参考値】25.1% （平成 22 年度）	40.5% （平成 24 年度）	50%	平成 24 年度市民アンケート	
	乳がん	【参考値】17.4% （平成 22 年度）	38.2% （平成 24 年度）	50%	平成 24 年度市民アンケート	
子ども虐待に気づいたら通報するよう心がけている市民の割合（「積極的にやっている（心がけている）」「ある程度やっている（心がけている）」の計）			39.2% （平成 22 年 7 月）	41.4% （平成 25 年 7 月）	100%	平成 25 年度市民意識調査
基本課題3 子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進						
女の子・男の子に対する期待格差	自立できる経済力（「必ず身につけるべき」と回答した割合の差）	49.6 ポイント 女の子 37.8% 男の子 87.4% （平成 22 年 11 月）	43.5 ポイント 女の子 43.0% 男の子 86.5% （平成 27 年 11 月）	女の子・男の子に対する高位の期待値に合わせ格差解消する	堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成 27 年度）	
	家事・育児の能力（「必ず身につけるべき」と回答した割合の差）	43.5 ポイント 女の子 63.2% 男の子 19.7% （平成 22 年 11 月）	34.9 ポイント 女の子 59.0% 男の子 24.1% （平成 27 年 11 月）			
	受けさせたい教育の程度（大学・大学院を希望する割合の差）	24.0 ポイント 女の子 54.2% 男の子 78.2% （平成 22 年 11 月）	17.5 ポイント 女の子 63.3% 男の子 80.8% （平成 27 年 11 月）			
重点	★市の男性職員育児休業取得率（再掲）		3.4% （平成 22 年度）	6.1% （平成 27 年度）	13%	
男性の家事に関わる平均時間／6 歳未満の子どもを持つ男性の育児に関わる平均時間（平日／1 日当たり）（再掲）	家事	0 時間 48 分 （平成 22 年 11 月）	0 時間 46 分 （平成 27 年 11 月）	2 時間 30 分	堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成 27 年度）	
	育児	1 時間 10 分 （平成 22 年 11 月）	0 時間 58 分 （平成 27 年 11 月）			

第1章

第2章

第3章

参考資料

◆ 施策の基本的方向

◆ 成果指標（アウトカム指標）一覧

基本課題	成果指標（アウトカム指標）	策定時 （平成 24 年 3 月）	最新値	目標 （平成 33 年度）	指標の出典・調査時点等		
基本課題 4 地域における男女共同参画の推進							
	男女共同参画交流の広場の認知度	女性	9.7% （平成 22 年 11 月）	5.9% （平成 27 年 11 月）	女性・男性 それぞれ 50%以上	堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成 27 年度）	
		男性	11.0% （平成 22 年 11 月）	6.1% （平成 27 年 11 月）			
	NPO やボランティア等の活動への参加状況・参加意向（「参加したことがある・今後も参加したい」と答えた人の割合）	女性	12.3% （平成 22 年 11 月）	14.8% （平成 27 年 11 月）	女性・男性 それぞれ 30%以上	堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成 27 年度）	
		男性	10.7% （平成 22 年 11 月）	12.6% （平成 27 年 11 月）			
地域の住みや すざの評価	「夜道でも安心して歩くことができる」		19.3% （平成 22 年 11 月）	24.1% （平成 27 年 11 月）	90%	堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成 27 年度）	
	「小さな子どもを連れて出かけやすい」		40.2% （平成 22 年 11 月）	36.5% （平成 27 年 11 月）	90%		
	「高齢者が出かけやすい」		35.0% （平成 22 年 11 月）	36.3% （平成 27 年 11 月）	90%		
基本課題 5 男女共同参画による都市魅力の創出							
	男女共同参画社会基本法の認知度		26.0% （平成 22 年 11 月）	29.5% （平成 27 年 11 月）	100%	堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成 27 年度）	
	女性（女子）差別撤廃条約の認知度		13.4% （平成 22 年 11 月）	17.3% （平成 27 年 11 月）	50%以上	堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成 27 年度）	
	「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」という考え方に反対する人の割合（「反対」「どちらかといえば反対」の計）	女性	37.5% （平成 22 年 11 月）	54.8% （平成 27 年 11 月）	女性・男性 それぞれ 90%	堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成 27 年度）	
		男性	31.4% （平成 22 年 11 月）	45.4% （平成 27 年 11 月）			
	男女の地位が「平等である」と考える人の割合	政治	女性	12.6% （平成 22 年 11 月）	10.5% （平成 27 年 11 月）	女性・男性 それぞれ 90%	堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成 27 年度）
			男性	26.3% （平成 22 年 11 月）	24.8% （平成 27 年 11 月）		
		職場	女性	14.9% （平成 22 年 11 月）	17% （平成 27 年 11 月）		
			男性	25.2% （平成 22 年 11 月）	26.3% （平成 27 年 11 月）		
		家庭	女性	25.8% （平成 22 年 11 月）	25.7% （平成 27 年 11 月）		
			男性	38.6% （平成 22 年 11 月）	42.4% （平成 27 年 11 月）		
重点	★市の審議会等委員の女性比率		33.4% （平成 23 年 4 月）	37.4% （平成 28 年 4 月）	40%以上 60%以下		
	市の管理職の女性比率（※教職員を除く）		8.7% （平成 23 年 4 月）	12.8% （平成 28 年 4 月）	15%		
	市教職員管理職の女性比率		17.3% （平成 23 年 4 月）	21.1% （平成 28 年 5 月）	25%		

第1章

第2章

第3章

參考資料

参 考 資 料

堺市男女平等推進審議会審議経過	P. 85
堺市男女平等推進審議会委員名簿	P. 86
パブリックコメントの結果について	P. 87
用語解説	P. 88
条例・規則・法律・条約	P. 97
男女共同参画に関する国内外の動き	P. 120

堺市男女平等推進審議会審議経過

年 月 日	審 議 会	会 議 内 容
2016年（平成28年） 2月16日	第29回堺市男女 平等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 諮問「第4期さかい男女共同参画プランの中間見直し及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方について」 ▶ 「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」報告書（速報版）について ▶ 「第4期さかい男女共同参画プラン」の中間見直し及び後期実施計画の策定に向けて～調査結果からみられる現状と課題～ ▶ 「第4期さかい男女共同参画プラン」の中間見直し及び後期実施計画の策定に関する今後のスケジュールについて
2016年（平成28年） 3月22日	第30回堺市男女 平等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「第4期さかい男女共同参画プランの中間見直し及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方について」（答申）（案）
2016年（平成28年） 5月18日	第31回堺市男女 平等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「第4期さかい男女共同参画プランの中間見直し及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方について」（答申）（案）
2016年（平成28年） 5月26日	市長に答申	
2016年（平成28年） 8月8日	第32回堺市男女 平等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「第4期さかい男女共同参画プラン（改定）（案）」について
2016年（平成28年） 10月24日	第33回堺市男女 平等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「第4期さかい男女共同参画プラン（改定）（案）」について ▶ 「第4期さかい男女共同参画プラン」に係る平成27年度事業実施（進捗）状況報告について
2016年（平成28年） 12月14日～ 2017年（平成29年） 1月13日	パブリックコメ ント実施	
2017年（平成29年） 2月17日	第34回堺市男女 平等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「第4期さかい男女共同参画プラン（改定）（案）」に係るパブリックコメント実施結果報告について ▶ 「第4期さかい男女共同参画プラン（改定）（案）」について
2017年（平成29年） 3月		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「第4期さかい男女共同参画プラン（改定）」策定

堺市男女平等推進審議会委員名簿

審議会	氏名	職名等
委員	伊田 久美子	公立大学法人大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 教授 女性学研究センター主任
委員	岡 部 咲	市民
委員	金丸 尚弘	堺市人権教育推進協議会 会長
委員	川井 勇二	連合大阪 堺地区協議会 議長代行
委員	篠田 厚志	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 理事長
委員	杉本 志津佳	一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団 カウンセラー
委員	只友 景士	龍谷大学 政策学部 教授
会長	段林 和江	弁護士
委員	西川 知亨	関西大学 人間健康学部 准教授
委員	松田 聡子	桃山学院大学 法学部 教授
委員	山口 典子	堺市女性団体協議会 委員長

(2017年 [平成29年] 1月1日現在 50音順・敬称略)

任期満了により計画策定途中で退任された委員

(任期：～2016年(平成28年)9月30日)

審議会	氏名	職名等
委員	岸 典子	市民
委員	多賀 太	関西大学 文学部 教授
委員	野坂 祐子	大阪大学大学院 人間科学研究科 准教授

(2016年 [平成28年] 9月30日現在 50音順・敬称略)

パブリックコメントの結果について

◇実施目的

「第4期さかい男女共同参画プラン(改定)(案)」について、堺市パブリックコメント制度要綱の規定に基づき、市民の皆様からのご意見を募集しました。

◇意見募集期間

平成28年12月14日(水)から平成29年1月13日(金)まで

◇意見提出人数

5人

◇意見項目数

13件

◇意見の分類

項目	意見数(件)
第1章 計画の策定(改定)にあたって	0
第2章 施策の基本的方向(体系)	0
第3章 施策の基本的方向	10
基本課題1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	5
基本課題2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備	3
基本課題3 子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進	0
基本課題4 地域における男女共同参画の推進	0
基本課題5 男女共同参画による都市魅力の創出	2
その他	3
合計	13

用語解説

以下は、文中の用語で右上に（*）を付記しているものの用語解説一覧です。

あ行	解説
イクボス	職場でともに働く部下、スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援するとともに、仕事の成果も出しながら、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。
SNS（ソーシャルネットワークサービス）	人と人とのつながりをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
NMCS	Neonatal Mutual Cooperative System の略。新生児診療相互援助システムのこと。
NPO	Non Profit Organization の略。その構成員に対して収益を分配することを目的としない、非営利の民間組織の総称。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境などさまざまな分野で活動を行っている。1998年（平成10年）にNPOに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立。なお、本計画でNPOという場合は、法人格の有無を問わない広い意味でのNPOをさす。
エンパワーメント	個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。また、単に力をつけるだけでなく、よりよい社会へと変えていく力、責任をもった主体として社会を築いていく力を身につけること。
OGCS	Obstetric & Gynecologic Cooperative System の略。産婦人科診療相互援助システムのこと。
オレンジリボン・キャンペーン	子ども虐待防止のシンボルマークとして『オレンジリボン』を広めることで、一人でも多くの方々に子ども虐待防止に関心を持っていただき、子どもを虐待から守るために、一人ひとりに何ができるのかを呼びかけていく活動。全国で「児童虐待防止推進月間（11月）」を中心に、国や地方自治体・NPO法人・民間企業等の協働により、さまざまな子ども虐待防止啓発のためのキャンペーンが展開される。

か行	解説
隠れたカリキュラム	意図的に計画された「カリキュラム」に対して、目に見えない隠された、潜在的なカリキュラムといわれているもの。例えば、「男子が先で、女子が後」といった整列の仕方や「さすが女の子、よく気がつくね」といったほめ方など「隠れたカリキュラム」の繰り返しによって、知らず知らずのうちに一定の価値観や態度、行動様式を身につけ、男女平等社会の実現を阻止する要因となっている。
完全失業率	(働く意志があり) 求職活動中で、仕事が見つからなければすぐに就労可能な15歳以上の者の労働力人口に占める割合。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
グローバル化	地球規模でのモノ、カネ、情報、人の流動化、移動とそれによる社会や文化の変化。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の平均子ども数。
国際的指数GGI(ジェンダーギャップ指数)	スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定した男女格差を測る指数。以下の4分野の男女格差を測定している。①経済分野(労働力率、管理職に占める比率等)、②教育分野(識字率等)、③保健分野(健康寿命等)、④政治分野(国会議員に占める比率等)。
国際女性デー	国連は3月8日を「国際女性デー」と定め、女性たちが平等、安全、開発、組織への参加のための努力により、どこまで可能性を広げてきたかを確認すると同時に、今後のさらなる前進に向けて話し合う場として設けられた記念日としている。
固定的(な)性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割分担をすることが適切であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
コミュニティソーシャルワーカー	どこに相談すればよいかわからない困りごとをいったん受け止め、地域のさまざまな力をつないで解決していくようアプローチしていく新しい地域福祉の専門職。

さ行	解説
さかい新事業創造センター (S-Cube)	中小企業者（個人を含む）に対し、創業や第二創業、新製品・新技術の研究開発を行う際に必要となるオフィス・ラボを賃貸し、法人設立から事業化まで各入居者に応じた総合的な経営サポートを行っている。
CRC親子プログラム	特定非営利活動法人チャイルド・リソース・センター（CRC）が実施する、親と子の関係性に焦点をあてた家族再統合プログラム。
ジェンダー	生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）とは別に、社会通念や慣習の中で社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」のような「社会的・文化的に形成された性別」のこと。
ジェンダー主流化	あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。 「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」においては、開発におけるジェンダー主流化を、「全ての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、全ての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス」と定義している。 なお、「ジェンダーと開発（GAD：Gender and Development）」とは、開発におけるジェンダー不平等の要因を、女性と男性の関係と社会構造の中で把握し、両性の固定的役割分担や、ジェンダー格差を生み出す制度や仕組みを変革しようとするアプローチのこと。
ジェンダー統計 （男女別統計）	男女間の意識による隔たり、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計。
ジェンダーの視点	ジェンダーが性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的・文化的につくられたものであることを意識していこうとするもの。
ジェンダー平等	性差別や暴力、性別による固定的な役割分担等の要因となっているジェンダーを見直し、すべての人が性別にかかわらず個人としてその尊厳が重んじられ、個性と能力を十分に発揮するとともに、あらゆる分野に参画し、責任を担い、平等に利益を受けることができる状態をいう。
ジェンダー予算	政策策定、予算編成、執行、決算、評価など予算の全過程に男女共同参画の視点を反映し、男女共同参画を促進するようにしていくこと。男女共同参画社会の形成に影響を与え得る全ての施策が対象となり得る。「ジェンダー予算」に定まった手法は確立されておらず、各国で多様な取組が行われている。
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化をふまえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的に平成15年に制定された法律。子育て家庭への支援その他の子育て環境の整備、雇用環境の整備等の取組に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。平成26年度までの時限法であったが法改正により10年延長となった。

さ行（続き）	解説
周産期	妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性がある。
周産期医療	周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されている。周産期母子医療センターの整備等により、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進している。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として平成 27 年 9 月に施行。男女共同参画基本法の基本理念にのっとり、女性活躍推進の基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、事業主の行動計画の策定や、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。
女性（女子）差別撤廃条約 （女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	1979 年（昭和 54 年）に国連の第 34 回総会で採択された国際条約。社会及び家庭における男女の固定化された役割に基づく偏見や慣習の変更、あらゆる分野において男女が平等な条件で最大限に参加する必要があることなどが盛り込まれている。日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定などの改革を行い、1985 年（昭和 60 年）に批准。 なお、日本は 2009 年（平成 21 年）に公表された国連の「女子に対する差別の撤廃に関する委員会」（女性差別撤廃委員会〔CEDAW〕）の最終見解において、民法改正（男女ともに婚姻適齢を 18 歳に設定することや離婚後の女性の再婚禁止期間の廃止等）や女性の雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施を要請されるなど多くの課題を指摘されている。
スクールソーシャルワーカー	教育分野に加え福祉分野の視点から、児童生徒がおかれた環境に働きかけ、児童生徒が抱える課題の解決に向けて、学校、家庭、関係機関との役割分担を調整する役割を担う専門家。
性差に応じた適切な健康支援	生活習慣やホルモンバランスの違いなど、男女のさまざまな差異により発生する疾患や病態の差異を念頭において行う医療。究極的には個々人の差異にきめ細かく対応する医療をめざす。
性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)	性自認（自分の性をどうとらえるか）や性的指向に関しての少数者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人などの総称。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障害や性別違和の人）、生物学的・解剖学的に男女に非典型的な特徴を有する人などのこと。
セーフティネット	網の目のように支援策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み。

さ行（続き）	解 説
セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）（性的嫌がらせ）	<p>職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、周囲に不快感を与えることをいう。</p> <p>職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返したりすることによって就業環境を著しく悪化させることをいう。また、学校では、相手の意に反した性的な言動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送るうえで不利益を与えたり、学習環境を悪化させたりすることをいう。</p>
相対的貧困率	世帯収入から子どもを含む国民一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べたとき、真ん中の人の額(中央値)の半分(貧困線)に満たない人の割合。

た行	解 説
第4次男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定した基本計画で、2015年（平成27年）12月25日閣議決定された。第1次計画（2000年〔平成12年〕）、第2次計画（2005年〔平成17年〕）、第3次計画（2010年〔平成22年〕）に続く第4次の計画。
ダイバーシティ経営	多様な属性（性別、年齢、国籍等）や価値・発想を活かす経営。
男女共同参画社会	男女共同参画社会基本法により、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。
男女共同参画社会基本法	<p>男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画社会の基本的な考え方とともに、国や地方自治体と国民などそれぞれの役割と責任を定めた法律で、1999年（平成11年）に公布・施行された。21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられている。</p> <p>男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策などの立案および決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調の5つの基本理念をうたっている。</p>
地域コミュニティ	住民の身近な生活圏。都道府県や市町村といった行政区分とは異なる概念で、住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町内会、自治会、校区等さまざまな範囲が想定される。

た行（続き）	解 説
<p>地域周産期母子医療センター</p>	<p>総合周産期母子医療センターを補完する施設として、産科及び小児科（新生児診療を担当するもの）等を備え、24 時間体制で周産期に係る比較的高度な医療行為を行える医療施設。</p> <p>新生児診療相互援助システム（NMCS）及び産婦人科診療相互援助システム（OGCS）に参画し、地域の中核病院として各周産期医療施設からの搬送を受け入れるとともに、地域の周産期医療施設と連携を図り、入院及び分娩に関する連絡調整を行う。</p> <p>※総合周産期母子医療センターとは</p> <p>母体・胎児集中治療管理室を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことのできる医療施設。</p> <p>新生児診療相互援助システム（NMCS）及び産婦人科診療相互援助システム（OGCS）の基幹病院として地域の各周産期医療施設からの搬送を受け入れるとともに、周産期医療システムの中核として地域の各周産期医療施設との連携を図る。</p> <p>周産期医療情報センターとしての機能を有するとともに、他の周産期医療施設の医療従事者に対する研修を行う。</p>
<p>地域包括ケア</p>	<p>高齢者が何らかの支援が必要となったときに、身近な地域において医療・介護・福祉サービス等を一体的に提供し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるようにするしくみ。</p>
<p>デート DV</p>	<p>恋人間で起こる DV（ドメスティック・バイオレンス）のこと。</p>
<p>ディーセント・ワーク （働きがいのある人間らしい仕事）</p>	<p>ILO の定義によると、ディーセント・ワークとは、人々が働きながら生活している間に抱く願望、すなわち、(1)働く機会があり、持続可能な生計に足る収入が得られること、(2)労働三権などの働くうえでの権利が確保され、職場で発言が行いやすく、それが認められること、(3)家庭生活と職業生活が両立でき、安全な職場環境や雇用保険、医療・年金制度などのセーフティネットが確保され、自己の鍛錬もできること、(4)公正な扱い、男女平等な扱いを受けること、といった願望が集大成された働き方。</p>
<p>DV（ドメスティック・バイオレンス）</p>	<p>Domestic Violence の略。配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振るわれる暴力のこと。</p>

な行	解説
認証保育所	多様な保育ニーズに対応するため、市が独自の基準を設け、保育の質を確保したうえで認証している認可外の保育施設。
認定こども園	幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持ち、0歳児から就学前の子どもを対象に、教育と保育の一体的な提供や、地域での子育て支援(相談や親子の集いの場の提供)を行う機能を備える施設。

は行	解説
配偶者暴力防止法 (DV防止法)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。 この法律に規定する「配偶者」には、事実婚や元配偶者(離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合)、並びに生活の本拠を共にする交際相手や元交際相手(当該関係にあった者から引き続き暴力を受ける場合)が含まれるが、生活の本拠を共にしない交際相手は含まれない。
パープルリボン・キャンペーン	女性に対する暴力根絶のシンボルマークである『パープルリボン』を活用し、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力は決して許されないものであるという社会認識をさらに醸成していくことを目的とする運動。11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」であり、我が国では11月12日から25日までの2週間を中心に、国や地方自治体等で啓発のためのさまざまなキャンペーンが展開される。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方。
パワー・ハラスメント (パワハラ)	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、本来の業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場関係を悪化させる行為。
ひとり親世帯	未婚、死別又は離別の女親または男親と、その未婚の20歳未満の子どものみで構成される一般世帯(他の世帯員がいないもの)。
ピンクリボン キャンペーン	ピンクリボンとは、乳がんの早期発見、早期治療を啓発するシンボルマーク。乳がんは、年々増加傾向にあり、年間約9万人の女性が乳がんと診断されている。10月の乳がん月間を中心にキャンペーンを実施し、定期的な検診の受診と自己触診の必要性を啓発している。
ファミリー・ サポート・センター	子育ての応援をしたい方(提供会員)と子育ての応援を受けたい方(依頼会員)からなる、相互援助活動を行う会員組織のこと。

は行 (続き)	解説
保育所等利用 待機児童	保護者が働いているなどの理由により認定こども園・保育所などの利用を希望し、保育の必要性の認定はされているが、定員に空きがないなどの理由で利用できない児童。待機児童数の集計については、国の定義に基づき行っている。
ポジティブ・ アクション	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）。

ま行	解説
MY TREE ペアレンツプ プログラム	MY TREE ペアレンツ・プログラムセンターが実施する、子ども虐待をしてしまう保護者に対し、子どもへの接し方等、セルフケアと問題解決力を養うことを目的にしたグループ指導のこと。
マタニティ・ハラスメン ト (マタハラ)	職場における妊娠・出産・育児休業等を理由とする嫌がらせや不利益な取り扱いのこと。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

や行	解説
UN Women	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関。国連にある女性関連の4機関（女性の地位向上部〔DAW〕、国際女性調査訓練研修所〔INSTRAW〕、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室〔OSAGI〕、国連女性開発基金〔UNIFEM〕）を統合して設置された男女平等と女性の社会的地位強化のための国連機関。開発途上国のみならず、先進国における男女平等の問題にも取り組む機関として、2011年（平成23年）1月から活動を開始。

ら行	解説
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994年（平成6年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995年（平成7年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p>
労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

わ行	解説
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	<p>人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のこと。</p>

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例

制 定 平成 14 年 3 月 28 日条例第 8 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 基本的施策（第 10 条—第 13 条）

第 3 章 推進体制等（第 14 条—第 17 条）

第 4 章 雑則（第 18 条）

附則

我が国は、女性差別撤廃条約を軸とした国際的な潮流の中で、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として男女平等社会の実現を位置付けた男女共同参画社会基本法を制定した。

堺市は、他市に先駆け、女性問題行動計画を策定し、男女共同参画宣言都市となるなど男女平等社会の実現に向けて積極的に取り組んできているが、性別による役割分担意識やこれに基づく社会慣行等は依然として根強く、全国的にも女性に対する暴力が社会問題化するなど男女平等の達成にはなお多くの課題が残されている。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくには、これまでの固定化された男女の役割にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮するとともに、あらゆる分野において男女が対等に参画できる男女平等社会の実現が重要である。

ここに私たちは、堺市の主要政策として、男女平等社会の実現を目指すことを決意し、総合的かつ計画的に男女平等社会の形成の推進を図り、21世紀の「ひとが輝く市民主体の堺」を築くため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における男女平等社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等社会

を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 すべての人が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、対等な社会の構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下単に「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画し、共に責任を担う社会をいう。
- (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における性別間の格差を是正するため必要な範囲内において、不利な状況にある性に対し、格差是正の機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において、公的であると私的であるとを問わず、及び営利であると非営利であるとを問わず事業を行うものをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女平等社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が個人としてその尊厳が重んじられ、直接的であると間接的であるとを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるべきこと。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会的制度、慣行又は伝統は、あらゆる人の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう見直されるべきこと。
- (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されるべきこと。
- (4) 家族を構成する者は、互いに人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に均等に責任を分担すること。
- (5) 妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、自己決定が尊重されること及び生涯を通じた健康な生活を営むことについて配慮されるべきこと。
- (6) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有

する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されるべきこと。

(7) 男女平等社会の形成の推進に向けた取組は、国際社会における取組と協調して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女平等社会の形成の推進に関する施策（積極的格差は正措置を含む。以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女平等推進施策を実施するに当たり、国、府、市民及び事業者と相互に連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の積極的確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者等の責務)

第7条 家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女平等の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 何人も、子どもたちの男女平等教育に関し、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、直接的であると間接的であるとを問わず、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。）

を行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス（配偶者等親しい関係の者からの身体的、性的、心理的又は経済的暴力をいう。）及びこれと関連する児童虐待を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力等を助長し、又は連想させる表現並びに人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女平等推進施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の実効性を高めるため、その進捗管理に係る適切な手法を導入するものとする。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第15条第1項に定める男女平等推進審議会の意見を聴取するとともに、市民の意見を反映することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、男女平等推進施策の実施状況等について、年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 市は、男女平等社会の形成の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等適切な措置を講ずるものとする。

(審議会等の委員の構成)

第13条 市長その他市の執行機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

第3章 推進体制等

(施策の推進体制の整備)

- 第14条** 市は、男女平等推進施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 2 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女平等社会の形成の視点をもって取り組むものとする。
- 3 市は、男女平等社会の形成の推進のため、必要な拠点機能の整備に努めるものとする。
- 4 市は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女平等推進審議会)

- 第15条** 基本計画その他男女平等社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議し、及び意見を述べるため、堺市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長が任命し、又は委嘱する委員15人以内をもって組織する。
- 3 市長は、男女いずれか一方の性が委員総数の10分の4未満とならないよう委員を選出しなければならない。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(苦情等の処理)

- 第16条** 本市の区域内に住所を有する者又は本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、又は通勤する者（次条において「市民等」という。）は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情その他の意見がある場合は、市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、調査の上次条第2項に定める堺市男女平等相談委員の意見を聴き、必要な措置等を講ずるものとする。
- 3 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(相談の申出)

- 第17条** 市民等は、第8条に規定する性別による権利侵害その他の男女平等社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するため、堺市男女平等相談委員（以下この条において「相談委員」という。）を置く。
- 3 相談委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 相談委員は、必要に応じて関係者に対し資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

第4章 雑則

(委任)

- 第18条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第15条から第17条までの規定は、規則で定める日から施行する。

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則

制 定 平成14年9月13日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成14年条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(委員)

第2条 条例第15条第1項の堺市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 事業者
- (4) その他市長が適当と認める者

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、その円滑な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 審議会（部会を含む。次条及び第8条において同じ。）は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、男女共同参画推進課において行う。

(審議会の運営)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(相談委員)

第9条 条例第17条第2項の堺市男女平等相談委員（以下「相談委員」という。）は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

- 2 相談委員の任期は、2年とする。ただし、相談委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 相談委員は、再任されることができる。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。
- 4 市長は、相談委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は相談委員に職務上の義務違反その他相談委員たるに不適しい非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(職務の執行等)

第10条 相談委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例第16条第1項の規定による申出について市長に意見を述べること。
 - (2) 条例第17条第1項の規定による申出に係る調査、助言、是正の要望等を行うこと。
 - (3) 前2号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。
- 2 相談委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、相談委員は、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行うものとする。
 - (1) 職務の執行の方針に関すること。
 - (2) 職務の執行の計画に関すること。

(3) その他相談委員が合議により処理することが
相当であると認められる事項

4 相談委員は、職務上知り得た秘密を漏らしては
ならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(申出の方式)

第11条 条例第16条第1項又は第17条第1項
の規定による申出は、苦情相談等申出書（様式第
1号）により行わなければならない。ただし、市
長又は相談委員が当該申出書の提出ができない特
別の理由があると認めるときは、口頭ですること
ができる。

2 前項ただし書の規定により口頭の申出があった
ときは、市長又は相談委員は、その内容を書面に
記録するものとする。

(調査しない申出)

第12条 市長又は相談委員は、次の各号のいづれ
かに該当する事項に係る申出については、調査し
ないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁にお
いて不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待
遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第1
13号）第13条の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関す
る事項
- (5) 条例又はこの規則に基づく相談委員の行為に
関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、相談委員が調査
することが適当でないとする事項

2 相談委員は、条例第17条第1項の規定により
人権を侵害された旨の申出が当該侵害のあった日
から起算して1年を経過した日以後になされたと
きは、当該申出に係る調査はしないものとする。
ただし、相談委員において正当な理由があると認
めるときは、この限りでない。

3 市長又は相談委員は、前2項の規定により申出
に係る調査をしないときは、その旨及びその理由
を当該申出をした者に対し、調査対象外通知書（様
式第2号（甲）（乙））により通知するものとする。

(資料の提出等)

第13条 相談委員は、条例第17条第4項の規定
により関係者に対し資料の提出又は説明を求め
るときは、協力依頼書（様式第3号）によりこれ
を行うものとする。

(調査結果等の通知等)

第14条 市長又は相談委員は、申出について調査
が終了したときは、その結果を速やかに当該申出
をした者に対し、調査結果等通知書（様式第4号
（甲）（乙））により通知するものとする。この場
合において、条例第17条第4項の規定により助
言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内
容を当該申出をした者に通知するものとする。

(助言、是正の要望等)

第15条 相談委員は、条例第17条第4項の助言
を口頭で行った場合において、当該関係者から当
該助言の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求
められたときは、速やかに助言書（様式第5号）
を交付するものとする。

2 条例第17条第4項の是正の要望等は、是正要
望通知書（様式第6号）により行うものとする。

(申出の処理の状況等の報告等)

第16条 相談委員は、毎年度1回、申出の処理の
状況及びこれに関する所見等についての報告書
を作成し、市長に提出するとともに、公表するもの
とする。

(委任)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、
所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行す
る。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に委嘱される相談委員
の任期は、第9条第2項の規定にかかわらず、平
成16年3月31日までとする。

男女共同参画社会基本法（抄）

制 定 平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最近改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目 次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 1 2 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に 関する基本的施策

（第 1 3 条—第 2 0 条）

第 3 章 男女共同参画会議

（第 2 1 条—第 2 8 条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共

同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の名号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるこ

とを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

（議員）

- 第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員

の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 附則(中略)第28条並びに第30条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に

掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号)
(抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

制 定 平成27年8月28日法律第64号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 基本方針等（第5条・第6条）

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）

第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）

第3節 特定事業主行動計画（第15条）

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）

第5章 雑則（第26条—第28条）

第6章 罰則（第29条—第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した

職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関す

る基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行

動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

1 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認

めるとき。

2 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

3 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する

同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければ

ならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則**(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)**

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その1部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

- 1 第18条第4項の規定に違反した者
- 2 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

- 1 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 2 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 3 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- 1 第10条第2項の規定に違反した者
- 2 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

3 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、2万円以下の過料に処する。

附 則 抄**(施行期日)**

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89

号)の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の25の次に次の1号を加える。
20の26 女性の職業生活における活躍の推進に
関する法律(平成27年法律第64号)

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)
の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第5条第1項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
--

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択 1979年12月18日（国連第34回総会）

効力発生 1981年9月3日

日本国 1985年6月25日批准

1985年7月25日効力発生

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするも

のを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、

性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）を

とる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含め、ことを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字

計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
 (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
 (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生

ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の

締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条

件として自国民の中から他の専門家を任命する。

- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関

するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

男女共同参画に関する国内外の動き

西暦	年号	国連の動き	日本の動き	堺市の動き
1975	S50	<ul style="list-style-type: none"> ●国際婦人年（1972年国連総会で宣言）（目標：平等、発展、平和） ●国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）（メキシコシティ）：「世界行動計画」採択 ●国連第30回総会：「国連婦人の10年」（1976～1985年）決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●超党派婦人議員提案の「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議」採択 ●総理府に「婦人問題企画推進本部」設置（本部長内閣総理大臣） ●「婦人問題企画推進会議」開催（内閣総理大臣の私的諮問機関） 	
1976	S51		<ul style="list-style-type: none"> ●「特定業種育児休業法」施行（女子教育職員、看護婦、保母） ●「民法」改正（離婚後の姓の選択自由） 	
1977	S52		<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画」策定 ●「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定 ●「国立婦人教育会館」（現 国立女性教育会館）オープン 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育課に婦人教育係設置（現 女性センター内）
1979	S54	<ul style="list-style-type: none"> ●国連第34回総会：「女性（女子）差別撤廃条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●国際人権規約批准 	
1980	S55	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）（コペンハーゲン）：「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性（女子）差別撤廃条約」署名 ●「民法」改正（配偶者の法定相続分1/3を1/2に引き上げ）（S56年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ●堺市立婦人会館開館 ●サカイレディスアカデミー（現 堺自由の泉大学）開講
1981	S56	<ul style="list-style-type: none"> ●ILO第67回総会：「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約（第156号）」（家族的責任条約）「同勧告（同165号）」採択 ●「女性（女子）差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●市議会において「国連の『女性差別撤廃条約』の批准に関する要望決議」採択 ●堺市婦人問題行動計画策定委員会設置 ●堺まつり女王コンテスト廃止
1982	S57	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性（女子）差別撤廃委員会」（CEDAW）設置 		<ul style="list-style-type: none"> ●「さかいにおける婦人問題に関する婦人の意識調査」実施
1983	S58			<ul style="list-style-type: none"> ●「第1期堺市婦人問題行動計画」策定 ●堺市議会に「婦人問題に関する特別委員会」設置
1984	S59		<ul style="list-style-type: none"> ●「国籍法」「戸籍法」改正（父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）（S60年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「堺の婦人の現状」発行 ●「堺市婦人問題行動計画推進委員会」設置 ●「婦人問題に関する男女の意識調査」実施
1985	S60	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）（ナイロビ）：「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護基準額の男女差解消 ●国民年金法の改正（女性の年金権確立）（S61年施行） ●「男女雇用機会均等法」公布（S61年施行） ●「女性（女子）差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権啓発局に「婦人政策室」設置 ●「婦人政策室だより」創刊
1986	S61			<ul style="list-style-type: none"> ●女性問題地域別講演会開始
1987	S62		<ul style="list-style-type: none"> ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第1期堺市女性問題行動計画」改定 ●「中高年女性の実態調査」実施（「さかい女性の現状」発行） ●「堺市女性問題行動計画推進委員会」に改称 ●「女性推進会議」設置
1988	S63			<ul style="list-style-type: none"> ●「女性事務職員アンケート調査」実施 ●「女性問題を考える広報紙」全戸配布

西暦	年号	国連の動き	日本の動き	堺市の動き
1989	H 元	●国連第 44 回総会：「児童の権利条約」（児童の権利に関する条約）採択	●「学習指導要領」改訂（中学・高校における家庭科の男女共修等）	●啓発映画「わが心の朝」制作
1990	H2	●国連経済社会理事会：「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		●「男性一般行政職員アンケート調査」実施 ●男女混合名簿実施（公立幼・小学校全校）
1991	H3		●「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第 1 次改定 ●「育児休業法」公布（H4 年施行） ●大阪レディス・ハローワーク（現 大阪マザーズハローワーク）がオープン	●「婦人政策室」→「女性政策室」に改称 ●（第 2 期プラン策定のための）堺市女性問題懇話会設置 ●堺市女性問題地域フォーラム（年 6 回）開催
1992	H4		●福岡でのセクシュアル・ハラスメント訴訟で原告側の女性が勝訴 ●初代婦人問題担当大臣の設置	●アジア女性会議堺地域会議開催 ●「女性問題についての市民意識調査」実施 ●堺市女性問題懇話会から市長に「第 2 期女性問題行動計画策定に向けての提言」提出
1993	H5	●国連世界人権会議：「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ●国連第 48 回総会：「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	●中学校で家庭科が男女必修になる ●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）公布・施行	●「女性問題についての市民意識調査」実施（「さかい女性の現状」発行） ●「第 2 期女性問題行動計画（さかい女性プラン）」策定 ●堺市女性問題懇話会・堺市女性問題市民懇話会（現 堺市男女共同参画推進会議）を設置 ●「自治体男女平等度コンテスト」第 1 位（全国フェミニスト議員連盟）受賞
1994	H6	●ILO 第 81 回総会：「パートタイム労働に関する条約及び勧告（第 175 号）」「同勧告（第 182 号）」採択 ●国際人口・開発会議：「カイロ宣言」採択 ●「人権教育のための国連 10 年」（1995～2004 年）決定	●高校で家庭科が男女必修になる ●「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」批准 ●「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）策定	●「もっと素敵にフェスティバル' 94 女と男がいきるのや SAKAI」開催（1 月） ●「ライフクリエイター養成講座」開始（以降隔年実施） ●「堺市立婦人会館」→「女性センター」に改称
1995	H7	●世界社会開発サミット：「コペンハーゲン宣言及び行動計画」採択 ●第 4 回世界女性会議（北京）：「北京宣言及び行動綱領」採択	●「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）（一部 H11 年施行） ●「家族的責任条約（ILO156 号）」批准	●「もっと素敵にフェスティバル' 95 女と男がいきるのや SAKAI」開催（1 月） ●全国初の男女共同参画宣言都市となる ●「堺市審議会等への女性委員登用推進要綱」制定 ●泉州地域男女共同参画行政担当者連絡会議 ●第 4 回世界女性会議女性 NGO フォーラムに堺市派遣団（16 人）派遣
1996	H8		●「優生保護法」（母体保護法）改正 ●「男女共同参画 2000 年プラン」策定	●「もっと素敵にフェスティバル' 96 女と男がいきるのや SAKAI」開催（1 月） ●「女性政策室」→「女性政策課」に改称 ●堺市女性問題懇話会から市長に「さかい女性プラン中間見直しに向けての提言」提出

西暦	年号	国連の動き	日本の動き	堺市の動き
1997	H9		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画審議会設置（法律） ●「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正（H11年施行） ●「介護保険法」公布（H12年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第1回さかい男女共同参画週間」開催（1月） ●堺市女性問題懇談会から市長に「さかい女性プラン中間見直しに向けての提言」提出 ●「第2期女性問題行動計画（さかい女性プラン）」改定
1998	H10			<ul style="list-style-type: none"> ●女性労働調査（市民・事業所）実施 ●「女性政策担当部長」設置
1999	H11	<ul style="list-style-type: none"> ●女性差別撤廃条約選択議定書採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・ポルノ禁止法）公布・施行 ●「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ●「労働者派遣法」改正 ●「食料・農業・農村基本法」公布・施行 ●「少子化対策推進基本方針」決定 ●「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性と仕事に関する調査」実施 ●ビデオ「堺からなくそうセクシュアル・ハラスメント」製作 ●堺市女性問題懇談会設置
2000	H12	<ul style="list-style-type: none"> ●国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」（ニューヨーク）：「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 ●国連安全保障理事会：「女性・平和・安全に関する決議第 1325 号」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）公布・施行 ●「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）公布・施行 ●「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「職員アンケート調査」実施 ●「女性政策課」→「男女共同参画推進課」に改称 ●「男女共同参画交流の広場」開設 ●堺市女性問題懇談会から市長に「第3期さかい男女共同参画プランに対する提言」提出
2001	H13		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画会議設置 ●男女共同参画局（内閣府）設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）公布・施行（一部 H14 年施行） ●「男女共同参画週間」スタート ●「女性に対する暴力をなくす運動」スタート 	<ul style="list-style-type: none"> ●「堺市 DV 対策連絡会議」設置 ●堺市女性問題懇談会から市長に「第3期さかい男女共同参画プランに対する提言」提出 ●堺市男女共同参画懇談会から「堺市男女平等社会推進に関する条例の骨子提言」を市長に提出 ●市議会において「女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書」採択
2002	H14		<ul style="list-style-type: none"> ●「育児・介護休業法」改正（仕事と家庭の両立支援策の充実） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第3期さかい男女共同参画プラン」策定 ●「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定 ●堺市男女平等推進審議会設置 ●苦情相談処理制度開始
2003	H15		<ul style="list-style-type: none"> ●「母子及び寡婦福祉法」等改正（母子家庭等の自立促進） ●「少子化社会対策基本法」公布・施行 ●「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 	

西暦	年号	国連の動き	日本の動き	堺市の動き
2004	H16		<ul style="list-style-type: none"> ● 「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)改正 ● 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)改正(「配偶者からの暴力」の定義拡大、保護命令制度の充実) ● 「育児・介護休業法」改正(育児・介護休業取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設)(H17年施行) 	
2005	H17	<ul style="list-style-type: none"> ● 第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑法等の改正(人身売買罪の新設) ● 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ● 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	
2006	H18		<ul style="list-style-type: none"> ● 「労働安全衛生法」等改正(労働時間の短縮促進に関する臨時措置法の一部改正等) ● 「男女雇用機会均等法」改正(性別による差別禁止の範囲拡大)(H19年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 堺市男女平等推進審議会から市長に「第3期さかい男女共同参画プラン中間見直し及び後期実施計画策定に向けての提言」提出 ● 「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」制定
2007	H19		<ul style="list-style-type: none"> ● 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)改正(H20年施行) ● 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)改正(H20年施行) ● 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第3期さかい男女共同参画プラン」改定
2008	H20	<ul style="list-style-type: none"> ● 国連安全保障理事会:「武力紛争下の性暴力防止に関する決議第1820号」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「女性の参画加速プログラム」決定 ● ILO条約勧告適用専門委員より勧告(男女同一価値労働同一報酬の原則規定のための法改正措置等) ● 「児童福祉法」「次世代育成支援対策推進法」改正(H21年施行他) 	
2009	H21	<ul style="list-style-type: none"> ● UNIFEM(国連女性開発基金)(現UN Women)日本事務所開設 ● 国連安全保障理事会:「武力紛争下の性暴力根絶に向けた取り組みを促進する決議第1888号、1325号の実施加速に向けての決議第1889号」採択 ● ILO第98回総会「ディーセント・ワークの中心にあるジェンダー平等」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、公表制度及び過料の創設等)(H22年施行他) ● 女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女性差別撤廃委員会の最終見解公表 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「日本女性会議2009さかい」開催 ● 「UNIFEM(国連女性開発基金)(現UN Women)」日本事務所開設
2010	H22	<ul style="list-style-type: none"> ● 第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和促進のための行動指針」改定 ● APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 ● 「第3次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市議会において「『慰安婦』問題について政府に誠実な対応を求める意見書」採択 ● 「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施 ● APEC女性リーダーズネットワーク(WLN)会合関連イベント開催

西暦	年号	国連の動き	日本の動き	堺市の動き
2011	H23	<ul style="list-style-type: none"> ●「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」発足 ●ILO と UN Women が職場における女性のエンパワーメント促進に向けた覚書締結 		<ul style="list-style-type: none"> ●堺市男女平等推進審議会に「堺市における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」諮問 ●堺市男女平等推進審議会から市長に「堺市における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申
2012	H24	<ul style="list-style-type: none"> ●第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第 4 期さかい男女共同参画プラン」策定 ●堺市男女平等推進審議会に「堺市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の策定について」諮問 ●堺市男女平等推進審議会から市長に「堺市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の策定について」答申
2013	H25		<ul style="list-style-type: none"> ●「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけ ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正（平成 26 年 1 月施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（DV 防止基本計画）」策定
2014	H26	<ul style="list-style-type: none"> ●第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「日本再興戦略」改訂 2014 に「女性が輝く社会」の実現が掲げられる ●女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! Tokyo 2014）開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国初、UN Women が取り組む「セーフティーズ・グローバル・イニシアティブ」に正式参加 ●自治体首長初、市長が「イクボス宣言」
2015	H27	<ul style="list-style-type: none"> ●第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+20）記念会合開催（ニューヨーク） ●「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げた「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行（一部 H28 年施行） ●女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! Tokyo 2015）開催 ●「第 4 次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施
2016	H28		<ul style="list-style-type: none"> ●女性差別撤廃条約実施状況第 7 回・第 8 回報告に対する女性差別撤廃委員会の最終見解公表 ●国際女性会議（WAW! 2016）開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●堺市男女平等推進審議会に「第 4 期さかい男女共同参画プランの中間見直し及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方について」諮問 ●堺市男女平等推進審議会から市長に「第 4 期さかい男女共同参画プランの中間見直し及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方について」答申 ●堺市男女平等推進審議会に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を総合的に推進するための基本的な方向について」諮問 ●「堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」実施
2017	H29			<ul style="list-style-type: none"> ●「第 4 期さかい男女共同参画プラン」改定



**第4期さかい男女共同参画プラン（改定）
後期実施計画**

2017年（平成29年）3月発行

堺市 市民人権局 男女共同参画推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL072-228-7408 FAX072-228-8070
ホームページ <http://www.city.sakai.lg.jp/>
堺市行政資料番号 1-D3-16-0286